

危機管理マニュアル

＜令和 8 年 1 月改訂＞

小樽市立高島小学校

【目次】

1	危機管理マニュアルの目的	P 1
2	危機管理の目的	P 1
3	危機管理の基本方針	P 1
4	危機管理マニュアルの運用方法	P 1
	(1) 周知方法	
	(2) 保管方法	
	(3) 検証・評価と見直し方法	
	(4) その他	
5	校区の特性	P 1
6	過去災害の記録（校区内）	P 1
7	危機管理の基準	P 2
8	危機管理の流れ	P 3
9	緊急事態発生時の危機管理	
	(1) 緊急時の対応組織	P 4
	(2) 緊急時連絡	P 5
10	緊急事態（災害）発生時の緊急対応	
	(1) 地震＜震度5弱以上＞発生（校内）	P 6
	(2) 地震＜震度5弱以上＞発生（校外）	P 7
	(3) 火災発生	P 8
	(4) 気象警報・注意報発令時の対応	P 9
	(5) 竜巻、落雷等発生時の対応	P10
	(6) 河川氾濫・洪水発生	P11
	(7) 原子力災害発生	P12
	(8) 弾道ミサイル発射＜Jアラート受信・（有事）発生＞	P13
	(9) ヒグマの出没＜その他、鹿等の大型動物を含む＞	P14
11	緊急事態（生徒に関する事故等）発生時の危機対応	
	(10) 心臓発作等発生時（水泳学習等）の応急処置	P15
	(11) 生徒の交通事故（徒歩・自転車等：被害）	P16
	(12) 生徒の交通事故（自転車等：加害）	P17
	(13) 生徒の一般事故（怪我・心停止等）	P18
	(14) 伝染病 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症	P19
	(15) 食中毒	P20
	(16) 学校給食における 食物アレルギー・アナフィラキシー・窒息等	P21
	(17) 熱中症	P22
	(18) 頭頸部外傷	P23
12	緊急事態（生徒に関する非行事故等）発生時の対応	
	(19) 問題行動発生時の対応＜問題行動発生の状況による対応＞	P24
	(20) 喫煙及びその他	P25
	(21) 万引き窃盗	P26
	(22) 住居等への不法侵入	P27
	(23) 器物破損	P28
	(24) 生徒間暴力発生	P29
	(25) いじめ問題（含：重大事態への対応）	P30

(26) インターネット上のトラブル（SNS）等による誹謗中傷	P 31
(27) インターネット上の犯罪被害への対応について	P 32
13 緊急事態（教職員に関する事故等）発生時の危機対応	
(28) 教職員の事故	P 33
(29) 体罰にかかわる対応	P 34
(30) 教職員の不祥事への対応	P 35
(31) 教科指導等における苦情への対応	P 36
14 緊急事態（その他）の危機対応等	
(32) 不審者侵入への対応	P 37
(33) 施設・設備の破壊（爆破予告）	P 38
(34) 学校への犯罪予告・テロへの対応	P 39
15 避難所運営支援	
(35) 災害発生による避難所開設・運営支援	P 40
(36) 避難所開設・運営（具体の作業）	P 41
16 予防的措置	
(1) 職員の危機管理体制整備	P 43
(2) 予防に向けた年間計画	P 44
(3) 予防に向けた具体策	P 46
(4) 安全点検項目	P 47
17 事後対応	
(1) 危機発生後の教育活動の再開	P 50
(2) 報道機関等への対応	P 51
(3) 生徒の心のケア	P 51
(4) 教職員の心のケア	P 52
(5) 調査・検証・報告・再発防止	P 52
18 危機管理に関する諸規定	P 54
<資料>	
・第6号様式の1 「生徒の 交通・一般事故報告書」	P 55
・第6号様式の1 記入上の注意事項	P 56
・第6号様式の2 「生徒の 非行・被害事故報告書」	P 58
・事故対応記録表	P 59
・事故速報	P 60
・不審者・不審電話速報	P 61
・◆熱中症の疑いがある患者について医療機関が知れたこと	P 62
・◆災害用伝言ダイヤルの利用方法	P 63
・◆危機発生時の健康観察様式	P 64
・◆児童等の身体状況調査票様式	P 65
・《個人の記録用紙》	P 66
・《時系列での記録用紙》	P 67
・【事故再発防止に資する要因分析】	P 68
・いじめ重大事態に係る申立	P 69
・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト	P 71
・いじめの重大事態に対する平時からの備えチェックリスト	P 72
・重大事態発生時の対応チェックリスト	P 73
・事前説明チェックリスト	P 74
・重大事態調査の進め方チェックリスト	P 77
・調査結果の説明・公表チェックリスト	P 79
・医療機関一覧	P 80
・各学校一覧・本校について等	P 81
・行政機関等一覧・その他の機関等一覧	P 82
・改訂履歴	P 82

1. 危機管理マニュアルの目的
 - (1) 学校保健安全法第 29 条に基づき、小樽市立望洋台小学校の危機管理マニュアルを作成する。
 - (2) 本校は、小樽市地域防災計画において、校舎が指定避難所、グラウンドが指定緊急避難所となっていることから、避難所の開設の方法についても作成するものとする。

2. 危機管理の目的
 - (1) 児童及び教職員の安全を確保する。
 - (2) 学校と生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つ。
 - (3) 組織的で迅速且つ的確な対応により、学校を安定した状態にする。

3. 危機管理の基本方針

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- (1) 児童（子ども）の生命、安全の確保を第一とする。
- (2) 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- (3) 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めない事態が発生した場合などは、ここの状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

4. 危機管理マニュアルの運用方法

(1) 周知方法

- ①教職員については、当該年度の 4 月末日までに、目的、目次（記載内容）、基本的対応、改訂内容について周知する。
- ②関係機関（教育委員会）への周知連絡については、前年度 3 月末日までに周知する。
- ③児童に関する「教師のいない場所での基本的対応」については、4 月末までにプリントを配布し、学級指導を行う

(2) 保管方法

- ①職員室入口に 1 部、印刷物を設置する。
- ②校長、教頭、各学年主任、生徒指導主事が 1 部ずつ、印刷物を保管する。
- ③そのほかについては、各自が目次を保管すると共に、C 4 T H 掲示板と個人の校務用パソコンのデスクトップに、デジタル版の危機管理マニュアルを保管する。

(3) 検証・評価と見直し方法

避難訓練や危機への対処後、または年度末評価で、危機管理マニュアルについて評価し、運営委員会で見直しを行い、職員会議で変更内容を報告する。

(4) その他

消防法に位置付けられている「消防計画」や学校保健安全法第 5 条に定められている「学校保健計画」、第 27 条に定められている「学校安全計画」等は、別に作成する。

5. 校区の特性

本校は小樽市の北部に位置している。標高は 53m であり、学校は高島 3 丁目の高台に位置し、海（高島漁港方面）から内陸に入った斜面にあり、津波災害のである。校舎は開校から 41 年目を迎え、老朽化も進んできている。

児童は、祝津、高島、赤岩に居住している家庭の児童である。ほぼ徒歩通学者であるが、祝津方面や高区外から公共交通機関等での通学者もいる。在籍する児童は、138 名（令和 8 年 1 月末現在）である。

本校に通う児童の世帯は、核家族世帯が多い。高島や祝津方面は漁業関係に従事する保護者が多く、核家族や近接住居の形をとる家庭が多い。また、地域としての高齢化も進んでいる。

6. 過去災害の記録（校区内）

発生日月	種類	被害の状況
平成 8 年 1 月	暴風雪	交通網まひ（国道・高速不通、JR 運休、バス運休等）
平成 30 年 9 月	地震	胆振東部地震のため大規模停電
令和 6 年 1 1 月	崖崩れ	高島 3 丁目での崖崩れ

7. 危機管理の基準

(1) 文言

危機管理の文言については、以下のように区別する。

- ① 安全管理：危機に陥らないための予防及び危機管理対応能力を高めるための日常的な取組
- ② 危機対応：危機発生直後の緊急対応に関する取組
- ③ 危機管理：安全管理及び危機対応に関する全ての取組

(2) 「現実」と「認識」の相違がもたらす効果や弊害 ※ 適正な判断が求められる。

		認	識
		「危機」と判断	「危機でない」と判断
現 実	危機である	迅速な対応	対応の遅れ（パニック）
	危機でない	不必要な過剰対応	組織の安定・信頼

(3) 危機の判断基準

- ① 人命に関わる内容である。（人命の尊重）
- ② 組織全体の社会的信頼が問われる内容である。（市教委を含めた組織体の信用維持）
- ③ 公表すれば地域等からの高い関心と呼んだり、批判を浴びたり内容である。（事実伝達）

(4) 危機が発生しやすいケースのタイプ

	タ イ プ	事 例
1	大規模で急激な現実の変化	●自然災害 ●事件 ●事故
2	認識のゆがみ	●願望 ●思い込み ●偏見 ●認識の欠如

(5) 学校管理下の判断基準及び災害の種類と範囲

① 学校管理下の判断基準

1	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間（含：校外体験活動） ・特別活動中（児童会活動、学級活動、儀式、学習発表会、運動会、修学旅行、大掃除など）
2	学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ・部活動、夏休み学習会、生徒指導、進路指導など
3	休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づき学校にいる場合 ・始業前、業間休み、昼休み、放課後、学校給食
4	通常の経路及び方法により通学する場合 ・登下校時、
5	学校外で授業が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中 ・鉄道駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6	学校の寄宿舍にあるとき

② 災害の種類と範囲

1	負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
2	疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの 学校給食等による中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下又は迷入による疾病、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病
3	障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1 級から 14 級に区分される
4	死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 運動などの行為に起因する突然死（学校の管理下において発生したもの） 運動などの行為と関連のない突然死（学校の管理下において発生したもの）

（参照＝独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける給付対象範囲）

8. 危機管理の流れ

(1) 予防的措置

- ①組織体制の整備（校内危機管理委員会の設置）
- ②危機管理マニュアルの周知（P 1 参照）
- ③各種計画の作成（消防計画、学校安全計画、学校保健計画等）
- ④安全点検
- ⑤教職員の研修（本マニュアルを活用した研修）
- ⑥生徒への指導
- ⑦保護者への連絡方法（teturu）の整備
- ⑧教職員・生徒・保護者・地域との緊急時対応の共有

(2) 危機の発生時

- ①判断
- ②指示
- ③連絡手段の確保
- ④組織体制の確立

(3) 危機の初期対応

- ①現状の把握
- ②教職員への指示・役割分担
- ③生徒への指導
- ④保護者への連絡・対応
- ⑤地域との連携
- ⑥関係機関との連携

(4) 危機の対応中

- ①記録化
- ②進行管理
- ③安全管理
- ④生徒等の心のケア
- ⑤保護者との連携
- ⑥地域との連携
- ⑦関係機関との連携
- ⑧二次被害の予防

(5) 危機解消後

- ①生徒の心のケア
- ②保護者との連携
- ③教職員の心のケア
- ④地域等への説明
- ⑤関係機関との連携
- ⑥保護者への説明
- ⑦外部機関への説明

(6) 事後

- ①取り組みの現状把握
- ②基本調査の実施
（全ての「登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故」、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」の場合）
- ③詳細調査の実施
（基本調査を踏まえ、学校の設置者が、事案の経緯や再発防止策の検討に関してより詳細な調査が必要と判断した場合）
- ④取り組み結果の分析
- ⑤再発防止策の検討
- ⑥生徒・保護者の実態把握
- ⑦地域等の実態把握
- ⑧関係機関との連携
- ⑨外部機関への説明

(7) 危機管理マニュアルの見直し・改善

- ①法令等の変更があれば関係箇所を修正
- ②取組後の実態との整合性や効率化、安全性などを考慮し、校内危機管理委員会で検討・見直し・改善
- ③年度当初に文言修正を行い、職員への周知を図る。
- ④教職員や保護者への連絡方法（teturu）の整備は、4月末までに完了し、職員へ周知を図る。

9. 緊急事態発生時の危機管理

(1) 緊急時の対応組織

緊急事態発生時は、初動対応・初期対応が何よりも重要であるため、全職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。

●まず、緊急時の校内危機管理委員会で対応策を考え、全職員に周知

校内緊急対応チームのメンバーは、運営委員及び養護教諭。

●次に、緊急職員会議を開き、緊急時の対応組織「校内危機管理委員会」を設置し対応

危機に対応するため、校内危機管理対応本部と心のケア班を下表のとおり組織する。

《さしすせそ
の初期対応》
さ 最悪を想定し
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織で対応

＜校内危機管理委員会＞

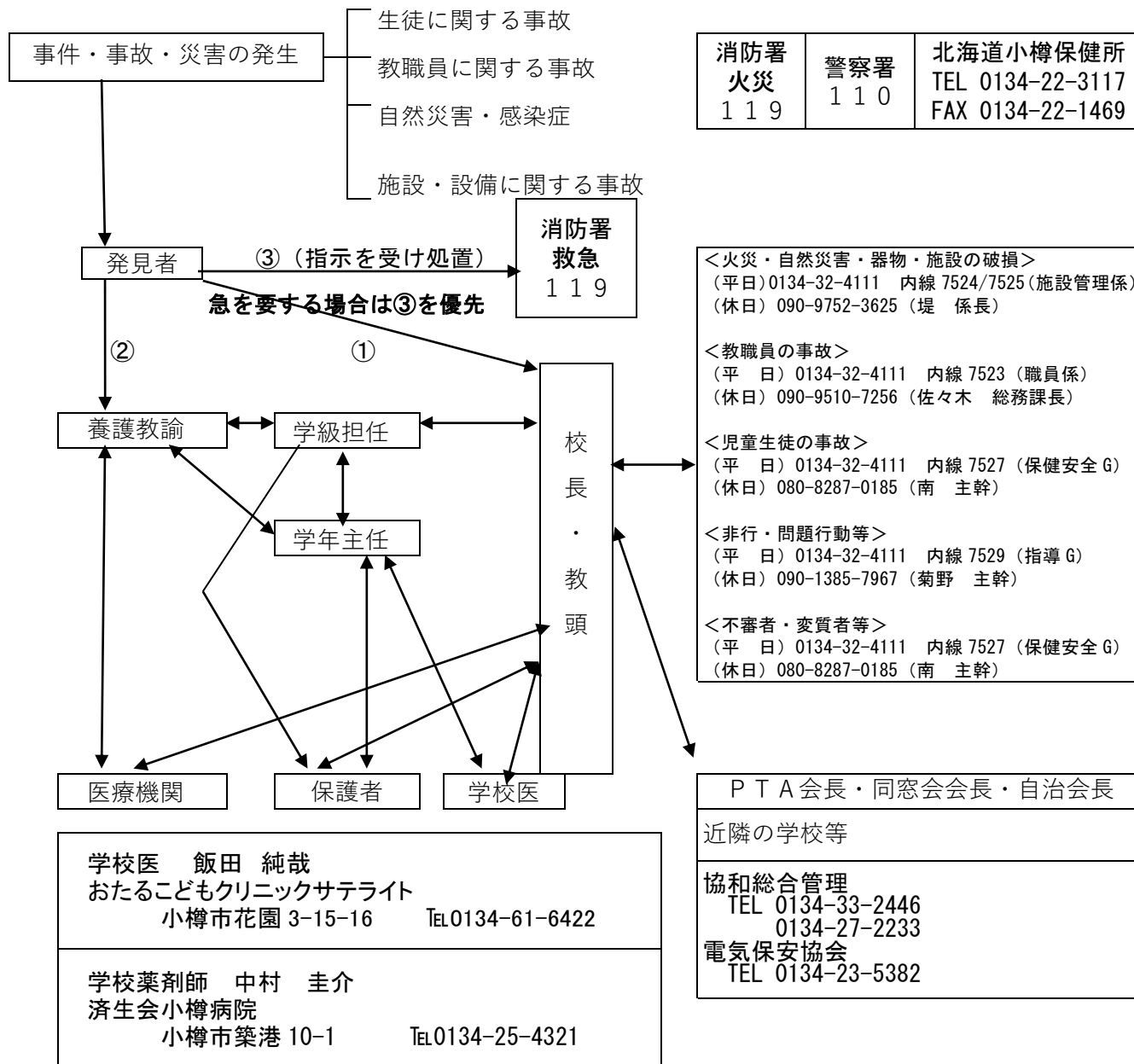
役割分担・担当者				役 割
対 応 本 部 担 当 者	危機管理責任者		全体指揮	①校長 ②教頭 ③教務主任
	危機管理担当者	学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭、生徒指導主事 ※教育委員会職員
			情報管理担当	教務主任、研究主事
			庶務担当	事務職員
		報道対応班	報道担当	校長、◎教頭、教務主任 生徒指導主事 ※教育委員会職員
		保護者班	保護者担当	教頭、学年主任
			個別担当	学級担任等
ケ ア 班	学年班	学年担当	学年主任、学級担任、副担任	・被害生徒への付添・見舞い ・学年生徒の状況把握と不安軽減など
	ケア班	ケア担当	学校医、養護教諭、教育相談担当、 スクールカウンセラー、 心の教室相談員	・応急手当・AED等の準備 ・学校医・医療機関等との連絡連携 ・ハイリスク生徒の把握（ケア会議開催） ・専門家と連携した教育相談・カウンセリング等 ※ 必要に応じて対策本部設置も含めて臨機応変に役割分担する。

- 1 迅速・確実な連絡を行う。第1報は「巧遅より拙速」を優先する。
- 2 5W1H報告。「WHAT 何が起きた」「WHO 関係者は」「WHEN いつ」「WHERE どこで」「WHY なぜ」「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」で、簡潔に報告する。
- 3 関係保護者には、個人情報等に配慮しながら、直接会って正確な情報を提供し不安を軽減する。
- 4 重大事故発生時は、PTA会長等の協力の下に、緊急保護者会を実施する。緊急保護者会では、誠実な対応で確実な情報のみ統一文案で行う。事故の概要、生徒等の様子、学校の思い、家庭での生徒等への配慮事項、相談窓口等の説明を行う。通知文の内容も同様にする。

(2) 緊急時連絡 ※資料編 (P54 以降) 表 1・2 参照 P 6 8, 6 9 (R 8. 1. 1 2 差し替え)

小樽市立高島小学校 TEL 0134-25-1854		FAX 0134-25-1855
① 校長 村中 寿幸	② 教頭 嶋影 哲弥	
③ 教務主任 渡辺 倫子	④ 生徒指導主事 半澤 みさと	⑤ 保健主事・養護教諭 西山 恵

注) ①～⑧は、校長等が不在の場合の事故等対応の判断・指示者の順。



職員緊急連絡 (携帯・自宅)	校内危機管理委員会設置の場合、「緊急職員会議」を招集する。
○教員の役割分担、人員配置計画の確認 ○関係生徒・保護者対応…連絡担当者の確認、保護者・本人の意向確認 ○全校生徒・保護者対応…連絡・公表内容の確認、心のケア、二次被害の防止、保護者連絡の内容・方法 情報管理 (誤った情報や憶測による情報の広がりを防ぐ。統一文案による指示。) ○情報収集、記録 ○報道機関対応 ○現場・病院・警察への職員の緊急派遣等の対応	

※ 非常時の職員や家庭連絡は、tetoru、ホームページとし、停電や通信不能時には、学校玄関前に掲示物を作成して周知を行う。

◎ 震度 6 以上の地震が発生し、通信障害が発生した場合、職員は安否確認のために、N T T が設置する「171 (災害用伝言ダイヤル)」(資料 P62 参照) を活用し、安否を報告する。

(1) 地震＜震度5弱以上＞発生（校内）



(2) 地震＜震度 5 弱以上＞発生（校外）

登 校 前 ・ 在 宅 時	周知・tetoruやHPによる緊急連絡等	地震発生・規模の確認（TV・インターネット・ラジオ等）	
		施設確認・管理職等の緊急協議	
		校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
		■基本的な対応	

被害状況等	授業	対 応
・校舎倒壊 ・校舎一部倒壊 ・窓等の破損 ・ガス管等破断 ・停電 ・断水	中止	①休校の連絡は、判断次第、HP及び一斉メールで速やかに行う。 ②一斉メール（職員グループ）を活用し、職員の招集を行う。
・書棚等転倒 ・図書等落下 ・展示物破損	実施	①損壊程度が低く、すぐに復旧できる状況であり、午前・午後 に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。
	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に 連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

☐自宅待機後に登校する場合は、緊急連絡の時間・方法等を予め周知しておく。
☐教育委員会保険安全G（内線 7527）に対応、被害状況を報告。

登 下 校 時	混 合 対 応	生徒の行動		教職員の行動	
		地震発生から揺れが収まるまで	①頭部を保護し身を低くする。 ②車道に出ない。 ③建物や電信柱、ブロック塀、窓等ガラスから離れる。	①自身の身を守る。頭部を守る。 （通勤中であれば、車を止める） ②校内であれば、出入り口の確保、消火確認を行う。	
		揺れが収まったら	①自宅が近い場合、自宅に戻り、待機する。 中学校が近い場合、学校に登校する。 ②負傷してしまった場合は、近くにいる大人に助けを求める。そして、保護者又は、学校に連絡してもらう。 近くに大人がいない場合は、その場で待機する。 ③負傷者を見つけた場合は、応急手当を行う。 ④河川の氾濫が予想される場合は、高地に避難する。	①校内残留生徒等の安否確認 ②家庭環境調べを持参し、通学路、避難場所の生徒等の安否確認。 ③負傷した生徒を発見した場合は、応急手当を行い、学校に状況報告する。 ④負傷者を応急手当している生徒がいた場合は、生徒の安否を報告後、処置を変える。 ⑤河川の氾濫が予想される場所の場合は、避難場所を確認し安否確認する。 ⑥津波危険・土砂災害危険情報を確認する ⑦保護者・地域と連携し生徒等の所在確認を確実に行う。	

校 外 活 動	即 時 対 応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
		☐ 正確な情報把握に努め、現場で迅速な指示、対応を行う。	
		地震発生から揺れが収まるまで	①旅行者のマニュアルに従う。 ②電車・バス等の乗車中は、係員の指示に従う。 ③施設見学、体験学習中、宿泊中は、施設係員の指示に従う。 ④生徒の不安に対する対処（グループ行動時の対応の取り決めに徹底しておく） ＜養護教諭・学級担任＞
		揺れが収まったら	①近くの避難所へ避難する。避難所がない場合、地域や関係機関等から情報を入手し、対応する（津波・山崩れ等、二次被害を避ける） ②施設管理者の指示に従う。 ③人員確認・負傷者の応急手当 ④生徒等の不安に対する対処 ⑤学校への連絡・状況報告を行い指示を受ける。

☐学校から保護者へ連絡する。
☐学校から教育委員会（内線 7527）に報告し、指示を受ける。教育委員会→救助要請。

留 意 点	・生徒を集合させる場合は、転倒物、落下物、陥没、地割れ等のないところを選択する。 ・火気使用中は、消火を忘れず行う。 ・緊急連絡先（マニュアルP4）を整備しておく。 ・通信障害が起こった場合、職員は安否確認のために、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」（P58を参照）で安否を報告する。 ・児童の安否確認は、tetoruの欠席連絡機能を活用して報告を受ける。＜tetoruで教頭が発信＞

(3) 火災発生

	組織対応	教職員	生徒
平時の指導	○施設・設備の安全点検 ○非常口の確保 ○避難経路の作成・教室掲示 ○「お・は・し・も」の指導 ○窓・扉の開閉確認	●あわてて飛び出さない！ ●大きな声を出さない！ ●自分勝手な行動をとらない！（放送や指示をしっかりと聞く） ●火気使用時の後始末をしっかりと行う ●避難経路を確認しておく	
火災感知器作動	緊急放送 「緊急放送です。ただ今、校内で火災を感知しました。被害状況を確認しますので、次の指示があるまで教室で待機して下さい」 ●警報作動位置を確認 ●状況確認・初期消火指示 ●誤報 校内放送 「全校の皆さんへ連絡します。ただ今の警報は、誤報でした。それぞれの活動を継続して下さい」 ●初期消火失敗の報告	<授業中又は教室内> 担任（教科担任） ●出入り口の確保 ●窓の施錠、蛍光灯等を消す。 <授業以外・廊下・屋外等> 巡回教員 ●自分の教室が近ければ、自分の教室へ戻るように指示する。 ●遠ければ、近くの学級に入るように指示する。 ●近くの学級等に入れない場合は、近くの児童を集め、安全なところに移動し、待機させる。	<身近に教師がいる> ●教師から指示された行動をとる ●次の放送指示を待つ <身近に教師がいない> ●自分の教室が近ければ、自分の教室へ戻る。 ●遠ければ、近くの学級に入る。 ●近くの学級等に入れない場合は、火災発生場所から離れ、安全なところに移動する。 ●次の放送指示を待つ。
発生・初期対応・避難行動	組織行動指示（校長） <避難場所を〇〇〇に決定> ◎緊急放送 「緊急放送、〇階〇〇室より火災が発生しました」（2回） 「これより、先生の指示に従い、速やかに〇〇〇へ避難しなさい」 <休み時間等> （「先生が近くにいない生徒は、グループになり〇〇〇へ避難しなさい」） ◎指示 「先生方は、指示された場所の安全を確認して避難誘導に当たってください」 「〇〇先生は119番通報をお願いします」 <職員移動・配置> 119番通報の指示 ◎本部長（校長）は、赤旗を避難場所に持参し、児童の避難完了報告を受ける。 ◎持ち出し担当は、持ち出し物（出席簿、金庫外の保存書類）を避難場所に持参。 ◎各階担当は、残留生徒の有無を確認し、教頭へ報告する。「〇階、児童避難完了しました」「〇階、負傷者〇名応援をお願いします」その後、避難場所へ移動する。 ◎教頭は、全児童、全職員の避難が完了してから、避難場所へ避難する	<避難準備：授業中又は教室内> ●避難時の方法確認 ・姿勢を低くする ・ハンカチや袖で口を覆う ●退出後、窓やドアを閉める ●「おはしも」の確認 <授業中又は教室内> 担任（教科担任） ●緊急放送の指示を聞き、児童を廊下に整列させる ●安全が確保できる経路を考慮し、できるだけ近い非常口へ先導する。素早く建物から離れ、避難場所へ誘導する。 <授業以外・廊下・屋外等> 巡回教員 ●緊急放送の指示を聞き、近くにいる生徒を集め、廊下に整列させる ●安全が確保できる経路を考慮し、できるだけ近い非常口へ先導する。素早く建物から離れ、避難場所へ誘導する。 <避難場所> ●人数確認を指示し、避難生徒人数を確認する。 ●校長へ生徒避難報告を行う。「〇年〇組〇名全員います」「現在〇名行方不明です」「〇年〇組〇名、他〇名います」	<避難準備> ●避難時の姿勢等確認 ●ハンカチ等の準備 ●「おはしも」の徹底 ・押さない ・走らない ・しゃべらない ・戻らない <身近に教師がいる> <校内・屋外> ●避難時の姿勢等に留意しながら誘導され、避難場所へ移動する。 ●避難場所です整列し、指示を受けた生徒が、人数を誘導者に報告する <身近に教師がいない> <校内・屋外> ●近くにいる生徒でグループを形成する。 ●避難時の姿勢等に留意しながら整列して避難場所へ移動する <途中、合流可> ●建物から素早く離れる ●避難場所です整列し、指示を受けた生徒が、人数を、誘導者に報告する
事後	◎状況等考慮し、帰校か否か、引き渡しが必要か判断する ◎状況調査 ◎報道対応	●負傷生徒等への対応 ●生徒の心のケア対応 ●状況調査	●指示に従い行動する ●負傷者等医療機関へ

※ 小樽市教育委員会保険安全G（0134-32-4111 内線 7527）に報告、指示・助言を受ける

(4) 気象（台風、暴風雪、暴風雨、暴風、竜巻、大雨・洪水、強風、落雷等）警報・注意報発令時の対応

前日周知・t e t o r u や H P による緊急通報等

最新気象情報の確認（ＴＶ・インターネット・ラジオ等）

↓

管理職等の緊急協議

↓

校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対 応
・ 特別警報発令 ・ 台風情報 ・ 暴風警報 ・ 暴風雨警報 ・ 暴風雪警報 ・ 竜巻注意報	中止	① 休校の連絡は前日に行う 天候が急変した場合など、暴風警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。 ② 当日、生徒は～15:00 まで自宅学習、外出は控える。
	実施	① すぐに暴風雪警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ② 教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③ 教職員等で安全を確保する。
・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意	実施	① 各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ② 通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。

☐ 台風の際は、前日に、休校・自宅待機等の方針を家庭（保護者）に周知する。
☐ 自宅待機後に登校する場合は、緊急連絡の時間・方法等を予め周知しておく。
☐ 教育委員会（保健安全Ｇ内線 7527）に対応、被害状況を報告。

登 下 校 時	混 合 対 応	・ 特別警報発令 ・ 台風情報 ・ 暴風警報 ・ 暴風雨警報	中止 又は 実施	①登校前……保護者メール等を用い、出来る限り家庭での待機を呼びかける。 ②登下校中……自宅が近い場合、自宅に戻り待機する。学校が近い場合、学校に登校する。どちらもやや遠い場合は、近くの頑丈な建物に、避難する。 教職員による通学路安全確認 ・ 近くに丈夫な建物がなければ、くぼみに身を伏せる。 ・ 風で吹き飛ばされる危険があるので、自動車、車庫、物置、プレハブには避難しない。 ・ 橋や陸橋の下には行かない。飛来物に注意する。
		・ 暴風雪警報 ・ 竜巻注意報		③下校前……原則学校待機とする。

在 校 時 間	即 時 対 応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有		
		□気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。		
		警報等	授業	対 応
		・ 台風情報 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報	中止	①担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し下校する。集団下校を行う。 ③安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ④必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。
		・ 大雨・洪水警報 ・ 強風注意報 ・ 大雨・洪水注意報	平常	①原則は、平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。 ＜屋外での活動＞ ③空の様子に注意し、近くの頑丈な建物（校舎等）に、早めに避難させる。
		□保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。 □教育委員会（保健安全G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。指示を受ける。 □小樽市給食センター（0134-33-9449）への連絡。		

留意点	☐ HPや一斉メールによる緊急連絡システム等を整備しておく。
	☐ 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止をする。
	☐ 竜巻等突風は発生予測が困難。速度も速く、気付いてから避難行動までの時間的余裕がない。
	☐ 休日や登下校時においても、自分で判断して身の安全を確保できるようにする。
	☐ 「竜巻注意情報」や「雷注意報」発令を、速やかに生徒に知らせ、安全を確保する。

(5) 竜巻、落雷等発生時の対応

在 校 時 対 応	即 時 対 応	最新気象情報の確認（ＴＶ・インターネット・ラジオ等）		
		管理職等の緊急協議		
		緊急性が低い場合は校長（責任者）の判断、緊急性が高いときは現場判断及び報告		
		状 況	教職員の対応	
		竜 巻 対 応	竜巻注意情報発表	①転倒や移動の恐れのあるものを固定する。 ②風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散による怪我の防止等を図る。 ③屋外の場合：空の様子に注意し、早めに校舎内に避難させる。 ④屋内の場合：空の様子に注意し、より頑丈な建物、また建物の最下階に移動させる。
			漏斗上の雲、ジェット機のような轟音、耳に異常を感じるほどの気圧の変化。 竜巻等突風の接近	①竜巻は移動が早いため、見続けることなく直ちに避難。 ②屋外にいる時は、校舎など頑丈な建物に避難。建物に入れない時は、頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくさせる。 ③屋内では、生徒等を教室に集め、窓とカーテンを閉め、窓から離れさせる。ガラス等が飛散するので、身の回りの物で頭と首を守らせ、丈夫な机等の下に身を伏せさせる。 ④可能であればより頑丈な建物、また最下階に移動させる。窓のない部屋の壁に近いところで避難態勢をとらせる。
			登下校時、校外の避難	・登校前……緊急連絡網等を用い、出来る限り家庭での待機を呼びかける。 ・下校前……原則学校待機とする。 ・校 外……空の様子に注意し、近くの頑丈な建物に、早めに避難させる。 ・近くに丈夫な建物がなければ、くぼみに身を伏せる。 ・風で吹き飛ばされる危険があるので、自動車、車庫、物置、プレハブには避難しない。 ・橋や陸橋の下には行かない。飛来物に注意する。
		落 雷 対 応	雷注意報発表。 黒雲が近づき、周囲が急に暗くなる。	①遠くであっても、雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合、直ちに、生徒を屋内に避難させる。 ②校庭やプールでの活動等、近くに高いものがない場所での活動は特に注意。速やかに活動を中止し屋内に避難させる。 ③雷の活動は短時間で済むことが多いので、屋内に避難をさせ、無理に帰宅させない。
			ヒヤッとした冷たい風が吹く。 大粒の雨や雷が降り出す。 近くに雷が落ちる。	《避難場所の注意》 ・建物の中や自動車の中等に素早く避難する。 ・軒先や外壁は雷の通り道になるので、危険。 ・危険なので、木の下、木のそばには避難しない。 ・雷は高い所に落ちやすく危険。高い立ち木からは2m以上、電信柱等からは4m以上離れ、姿勢を低くする。 ・近くに避難場所がなければ、しゃがんで姿勢を低くする。 《局地的大雨（ゲリラ豪雨）の注意》 ・急に増水し危険なため、すぐに川等の水辺から離れる。 ・浸水の可能性がある場合、2階以上の高い所に移動する。 ・危険なので、水が引くまで道路上を歩かない。
			雷の活動が止む	①雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険がある。そのため、安全な場所で待機させる。 ②一つの雷雲が去っても、すぐに次の雷雲が近づく場合もある。新しい雷雲の接近に十分注意する。 ③気象情報等で安全を確認の上、活動再開の有無を判断。
□保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。 □教育委員会（保健安全G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。 □小樽市給食センター（0134-33-9449）への連絡。				
留 意 点	□屋外で活動する際は、事前から天気予報に注意する。特に、「竜巻などの激しい突風」「大気の状態が不安定」「雷を伴う」「急な雨に注意」といったキーワードに注目する。 □屋内では、すべての電気機器から1m以上離れる。※電柱等の場合 □近くに安全な空間が無い場合は、高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、電柱や建築物などでは4m以上離れたところ（保護範囲）、高い木ならば、幹、枝、葉から2m以上離れたところ（保護範囲）に避難する。45°姿勢を低くし、持ち物は体より高く突き出さないようにする。保護範囲4m以上 □自転車で乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。離れる。			

(6) 河川氾濫・洪水発生

在 宅 時	周知・マチ コミメ ールや HPに よる 緊急 通報 等	最新気象情報の確認（TV・インターネット・ラジオ等）	
		管理職等の緊急協議	
		校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
■基本的な対応			
警報等		授業	対 応
・ 特別警報発令 ・ 洪水警報 ・ 河川氾濫情報		中止	①休校の連絡は基本的に前日までに行う。 天候が急変した場合など、大雨洪水特別警報や河川氾濫に関わる警報等の発令の際は、休校とし、緊急連絡する。
		実施	①すぐに洪水警報等が解除され、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員等で安全を確保する。
・ 洪水注意報 ・ 河川氾濫注意報等		実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。
□河川が氾濫し、休校・自宅待機等の方針が決定している場合は、前日に家庭（保護者）に周知する。			
□自宅待機後に登校する場合は、緊急連絡の時間・方法等を予め周知しておく。			
□教育委員会（保健安全G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。			
登 下 校 時	混 合 対 応	・ 特別警報発令 ・ 洪水警報 ・ 河川氾濫情報 ・ 洪水注意報 ・ 河川氾濫注意報等	中止 又は 実施
			①登校前……緊急連絡網等を用い、出来る限り家庭での待機を呼びかける。 ②登下校中……自宅が近い場合、自宅に戻り待機する。 学校が近い場合、学校に登校する。 どちらもやや遠い場合は、近くの避難施設に避難する。 教職員による通学路安全確認 ・ 近くに避難所がなければ、大きな建物に避難する。 ・ 自宅、学校以外に避難する場合は、極力保護者に連絡をする。できない場合は学校に一報を入れる。 ・ 河川敷等には絶対に近づかない。 ③下校前……原則学校待機とする。
在 校 時	即 時 対 応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
		□気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。	
		警報等	授業
・ 特別警報発令		中止	①担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し下校する。集団下校を行う。 ③安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。 天候により保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ④必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。
		平常	①原則は、平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。 ＜屋外での活動＞ ③周囲の様子に注意し、近くの大きな建物（校舎等）に、早めに避難させる。
・ 洪水警報 ・ 河川氾濫情報 ・ 洪水注意報 ・ 河川氾濫注意報等		平常	
□保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。			
□教育委員会（保健安全G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。指示を受ける。			
□小樽市給食センター（0134-33-9449）への連絡。			
留 意 点	□メールやHPによる緊急連絡システム等を整備しておく。		
	□被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性がある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止をする。		
	□休日や登下校時においても、自分で判断して身の安全を確保できるようにする。		

(7) 原子力災害発生

在宅時	周知・マチコミメールやHPによる緊急通報等	事故発生・屋内退避の指示（国等、ＴＶ・インターネット・ラジオ等）		
		管理職等の緊急協議		
		校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有		
		宣言・指示等	授業	対 応
		（泊原発） ・緊急事態宣言 ・避難指示 ・屋内退避指示	中止	①国、道、市の指示による。 HP、一斉メールを活用し、全家庭へ臨時休業の連絡を伝える。（担任→各家庭）
			変則実施	①屋内退避指示区域から外れ、午前・午後に、授業が開始できる状況であれば、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員等で安全を確保する。
			通常実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し、登校する。 ②通学路の状況等により、安全な登校が心配な場合、担任に連絡し、自宅待機後、状況を見て登校する。
		□自宅待機の要領		
		①全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。		
		②健康観察		
		③災害状況を入手し、指示に従い行動する。		
		□自宅待機後に登校する場合は、緊急連絡の時間・方法を予め周知しておく。		
		□教育委員会に対応や状況を報告。		
登下校時	混合対応	（泊原発） ・緊急事態宣言 ・避難指示 ・屋内退避指示	中止 又は 実施	①登校前……緊急連絡網等を用い、出来る限り家庭での待機を呼びかける。
				②登下校中……自宅が近い場合、自宅に戻り待機する。 学校が近い場合、学校に登校する。 入室次第、手や顔洗いを指示する。 教職員による安全確認巡視
		③下校前……原則学校待機とする。		
在校時	即時対応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有		
		□国、道、市の情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。		
		学校原子力災害対策本部設置（本部長：校長） □人員確認 □現状把握 □マニュアル確認 ●教室で指導する教職員 7名 ●生徒玄関で指示する教職員 2名 ●各階空教室、特別教室等確認 5名程度 配置指示		
		校内放送「ただ今、（屋内退避指示）が発令されました。教室外にいる生徒は、教室に戻り着席しなさい。校舎外にいる生徒は、直ちに校舎内で手や顔を水洗いし、自分の教室に戻りなさい」		
		宣言・指示等	授業	対 応
		・緊急事態宣言 ・避難指示 ・屋内退避指示 ※校内換気の停止（猛暑の場合は状況に応じた判断）	中止 又は 実施	<教室の対応> ①人員確認、安全確認 ②教室などの全ての窓やカーテンを閉める。 ③健康観察（体調や気持ちの変化に配慮する） ④災害状況等を説明する。
				<特別教室等> ①教室などの全ての窓やカーテンを閉める。
		□保護者の迎え等については、連絡方法や保護者への引継方法を共通理解しておく。		
		□教育委員会（保健安全G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。指示を受ける。		
初期対応		<事後対応>□生徒等対応（職員・SC・校外専門機関による心のケア、） □保護者対応（状況今後の対応の説明等） □教育委員会（保健安全G 内線 7527）への報告（対応状況等）		
		<避難所開設等への協力> □小樽市総務部災害対策室（32-4111 内線 4441）等		

(8) 弾道ミサイル発射<Jアラート受信・(有事)発生>

在宅時	周知・メールやHPによる緊急通報等	Jアラートの受信（スマートフォン・携帯電話等）	
		管理職等の緊急協議	
		校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
■基本的な対応			
警報等		授業	対 応
学 校	Jアラート	中止	①休校の連絡は、HPと一斉メールで行う。
		実施	①ミサイル着弾位置確認等で警報が解除されたのを確認して、授業開始に遅れが出る場合、自宅待機とする。 ②教職員が安全確認の後、授業実施を連絡する。 ③教職員等で安全を確保する。
家 庭	Jアラート	実施	①各家庭で情報収集を行い、安全確保する。 ②窓から離れ、机等の下に潜り込み頭部を守る。 ③ミサイル着弾位置確認等で警報が解除されたのを確認し、登校させる。
□教育委員会（保健安全 G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。			
登下校時	混合対応	警報等	授業
		対 応	
Jアラート		中止 又は 実施	①登下校中……近くの建物や地下などに避難する。 （できるだけ頑丈な建物へ避難）。 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。 下校の場合、下校を中止させることもある。 教職員による通学路安全確認 ②下校前……原則学校待機とする。 ③ミサイル着弾位置確認等で警報が解除された場合、下校を再開する。
在校時	即時対応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
		□Jアラートの受信。一次対応後、今後の見通しも踏まえ、二次対応を決定する。	
		管理職の緊急協議	
□校舎外に生徒はいるか。□校舎外生徒を入れる1階の教室はどこか決定する。 □玄関で指示をする教師を派遣 3名 □外部との換気を遮断する。		↓	
校内放送「ただ今、Jアラートが発令されました。屋外にいる生徒は、校舎内に入り、玄関にいる先生の指示を受けなさい」生徒は教室に入り、できるだけ窓から遠ざかり机の下に潜り込み、頭部を保護した姿勢で待機しなさい」 「先生方に連絡します。窓とカーテンを閉め、御自身の身も守ってください」 「次の放送があるまでそのまま待機してください」		↓	
□Jアラートの解除（ミサイル着弾位置確認：危険でない範囲に着弾）		校内放送「ただ今、Jアラートが解除されました。全校生徒の皆さんは机を元に戻し、着席して次の指示を待ってください」 「先生方に連絡します。今後対応を検討致しますので、職員室にお戻りください」 ＜協議後＞ 「全校生徒に連絡をします。被害はありませんでしたので、この後、通常に授業を行いますので、先生が到着するまでそのまま待機してください」	
□30分間Jアラートの解除なし（必要に応じ）		校内放送「全校生徒に連絡をします。30分経ちましたが、Jアラートが解除されません。そのままの姿勢で待機してください」 「先生方に連絡です。今後の対応を検討致しますので、職員室にお戻りください」 ＜協議：引き渡しの協議、HP、学級連絡網での連絡＞	
□近くにミサイルが着弾		校内放送「近くにミサイルが着弾しました。安全確保のため、口と鼻をハンカチで覆い、そのままの姿勢で待機してください」 「先生方に連絡します被害状況等を確認しますので、職員室にお戻りください」	
□教育委員会（保健安全 G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。指示を受ける。 □情報収集・行政の対応に従う			

(9) ヒグマの出没 <その他、鹿等の大型動物を含む>

※以下、全ての状況において被害等が発生した場合は、救急や警察への連絡・対応を即座に行うこと。

在宅時	周知・メール等による緊急通報等	ニュース、市の速報等（スマートフォン・携帯電話等）															
		管理職等の緊急協議															
		校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有															
		■基本的な対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>警報等</th><th>授業</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校</td><td>「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて</td><td>中止</td><td>① 休校の連絡は、tetoru等で行う。 ② オンラインの授業を検討し、実施に向け準備を行う。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>実施</td><td>① 警報等が解除された段階で、授業実施の判断を行う場合、登校時間等を tetoru 等で連絡する。 ② 教職員によるパトロールを実施し安全確保に努める。</td></tr> <tr> <td>家 庭</td><td>「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて</td><td>実施</td><td>① 各家庭で情報収集を行い、安全確保する。 ② 学校からの連絡等に従い、自家用車による送迎等を実施する。</td></tr> </tbody> </table> □教育委員会（保健安全 G 内線 7527）に対応、被害状況を報告。			警報等	授業	対応	学 校	「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて	中止	① 休校の連絡は、tetoru等で行う。 ② オンラインの授業を検討し、実施に向け準備を行う。			実施	① 警報等が解除された段階で、授業実施の判断を行う場合、登校時間等を tetoru 等で連絡する。 ② 教職員によるパトロールを実施し安全確保に努める。	家 庭	「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて
	警報等	授業	対応														
学 校	「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて	中止	① 休校の連絡は、tetoru等で行う。 ② オンラインの授業を検討し、実施に向け準備を行う。														
		実施	① 警報等が解除された段階で、授業実施の判断を行う場合、登校時間等を tetoru 等で連絡する。 ② 教職員によるパトロールを実施し安全確保に努める。														
家 庭	「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて	実施	① 各家庭で情報収集を行い、安全確保する。 ② 学校からの連絡等に従い、自家用車による送迎等を実施する。														

登下校時	混合対応	<table border="1"> <tr> <td>「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて</td><td>中止又は実施</td><td> ① 登下校中……見回り中の警察や教職員の指示に従い、登下校中の児童を見つけた場合は緊急的な避難の措置を講ずる。 下校時の場合、学校に戻らせることもある。 教職員による通学路の安全確認。 ② 下校前……予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。連絡がつかない場合は学校待機とし、保護者への連絡を継続する。 </td></tr> </table>	「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて	中止又は実施	① 登下校中……見回り中の警察や教職員の指示に従い、登下校中の児童を見つけた場合は緊急的な避難の措置を講ずる。 下校時の場合、学校に戻らせることもある。 教職員による通学路の安全確認。 ② 下校前……予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。連絡がつかない場合は学校待機とし、保護者への連絡を継続する。
「警報」、「注意報」、「注意喚起」等を踏まえて	中止又は実施	① 登下校中……見回り中の警察や教職員の指示に従い、登下校中の児童を見つけた場合は緊急的な避難の措置を講ずる。 下校時の場合、学校に戻らせることもある。 教職員による通学路の安全確認。 ② 下校前……予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。連絡がつかない場合は学校待機とし、保護者への連絡を継続する。			

在宅時	即時対応	校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有	
		□学校周辺での出没情報の受信後、即時の対応及び今後の見通しを踏まえた対応を決定する。	
		管理職の緊急協議 □校舎外に児童はいるか。 □校舎外の児童を入れる最短距離の入り口を決定する。 □玄関で指示をする教師を派遣＝3名 校内・外への放送「ただ今、校舎周辺でヒグマの出没情報がありました。屋外にいる児童は、校舎内に入り、教室に戻ってください」 「先生方に連絡します。窓を閉め、外の様子を観察してください」 「次の放送があるまでそのまま待機してください」	
		□警報等の解除 校内放送「ただ今、警報が解除されました。全校児童の皆さんは着席して次の指示を待ってください」 「先生方に連絡します。今後の対応を検討致しますので職員室にお戻りください」 ＜協議後＞ 「全校児童に連絡をします。この後、通常の授業を行いますので、先生が到着するまでそのまま待機してください」 □警報の解除なし 校内放送「全校児童に連絡をします。30分経ちましたが、警報が解除されません。そのまま待機してください」 「先生方に連絡です。今後の対応を検討致しますので、職員室にお戻りください」 ＜協議：引き渡しの実施、tetoru 等での連絡＞ □校舎周辺でのヒグマによる被害が発生 校内放送「ヒグマによる被害が校舎周辺で発生しました。新しい情報が入るまで、そのまま待機してください」 「先生方に連絡します。被害状況等を確認しますので、職員室にお戻りください」 □教育委員会（保健安全 G 内線 7527）に対応、被害状況を報告し、指示を受ける。 □情報収集を継続し、行政の対応に従う。	

11. 緊急事態（生徒に関する事故等）発生時の危機対応
(10) 心臓発作等発生時（水泳学習等）の応急処置

一次救命処置の手順

意識確認・反応なし

・大声で叫び応援を呼ぶ < 119 番通報依頼、AED 手配依頼 >

呼吸はあるか？ 普段通りの呼吸あり ・気道確保・回復体位・応援、救急隊を待つ

呼吸なし※ ※死戦期呼吸は心停止として扱う
死戦期呼吸：心停止を示唆する異常な呼吸で、ときおり、しゃくりあげるように認められる不規則な呼吸

CPR〔心肺蘇生法〕◎ ただちに胸骨圧迫を開始する
●強く ・ ・ ・ ・ ・ 成人は少なくとも 5 cm、小児は胸の厚さの約 1 / 3
●速く ・ ・ ・ ・ ・ 少なくとも 100 回 / 分
●絶え間なく ・ ・ ・ ・ ・ 中断を最小にする
◎人工呼吸ができる場合は 30 : 2 で胸骨圧迫に人工呼吸を加える。
人工呼吸ができないか、ためられる場合は胸骨圧迫のみを行う。

AED 装着

心電図解析
電気ショックは必要か？

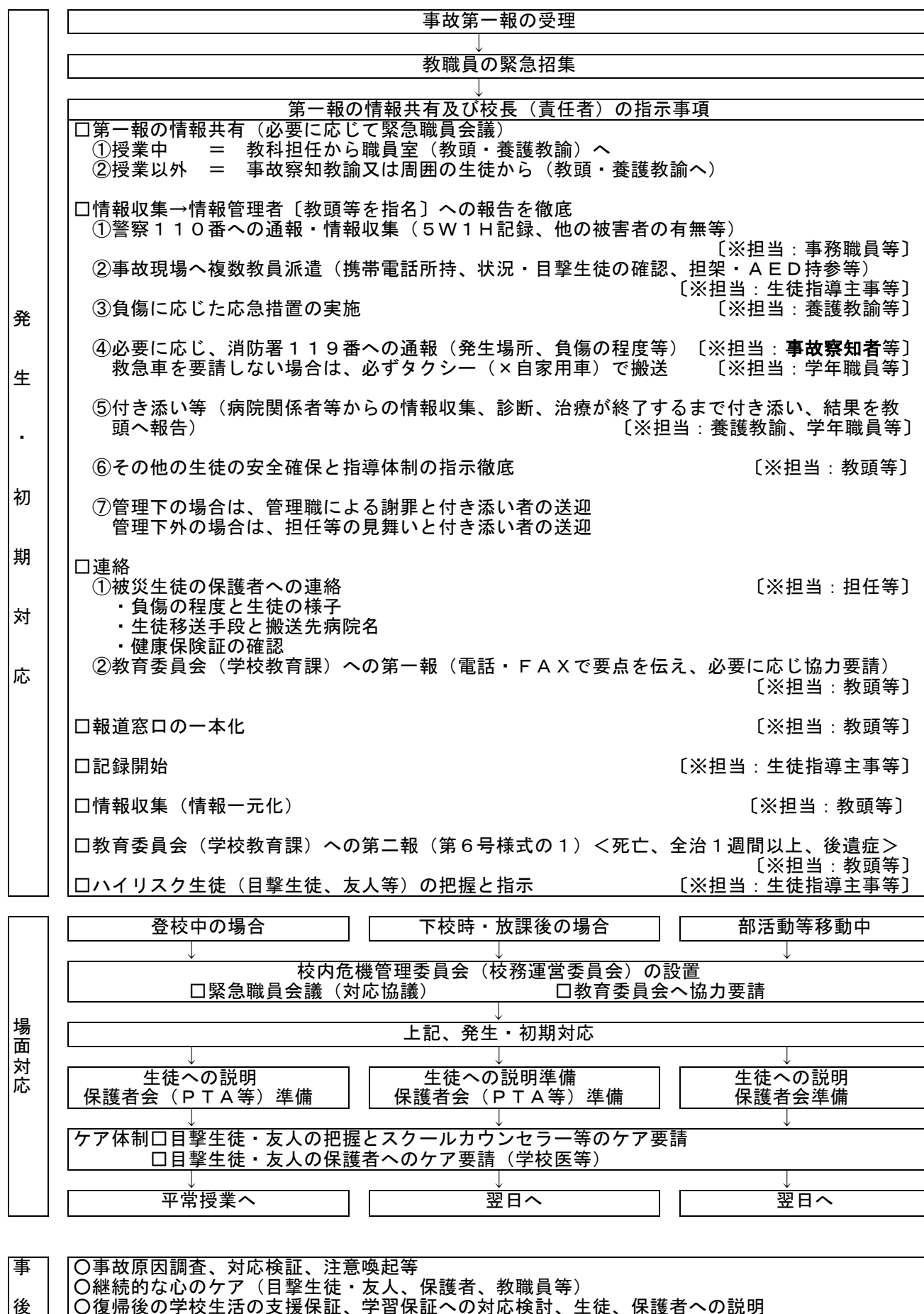
必要あり 必要なし
ショック 1 回…ショック後直ちに胸骨圧迫から CPR を再開** 直ちに胸骨圧迫から CPR を再開**

**強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！ 救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的のある仕草が認められるまで CPR を続ける

< 救急時記録表：例 >

■ 救急時記録表【小樽市立高島小学校】				No. _____
記録者【職・氏名： _____】				
傷病者	年	組	番	氏名 (男・女)
発生日時 年 月 日 (曜日) 時 分頃				
発生場所				
事故発生状況				
救急車 手配 時間 時 分 救急車到着時刻 時 分				
救急車同乗車氏名 時 分 家庭 連絡 時刻 時 分				
※事故発生直後のチェック項目				
意識	はっきり・ぼんやり・意識なし ※参考：意識障害のレベルⅢ-3-9 度方式 ()			
ショック症状	なし・あり：顔面蒼白・冷や汗・あくび・その他 ()			
出血	なし・あり：[大量・少量] / 部位 () ・その他 ()			
呼吸	回 / 分 正常・異常：頻呼吸・徐呼吸・いびき・その他 ()			
脈	回 / 分 整・不整：頻脈・徐脈・微弱・その他 ()			
体温	℃ 血 圧 / mmHg			
顔色	正常・異常：潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他 ()			
瞳孔	正常・異常：瞳孔拡大 (約 4mm 以上) ・瞳孔縮小 (約 2mm 以下) ・左右不同・その他 ()			
その他	斜視・眼球振とう・その他 ()			
けいれん	なし・あり：部位 (全身・手足) ・持続時間 (程度) 舌をかんで出血・あわをふいている・その他 ()			
疼痛	なし・あり：部位 () ・程度 () ・その他 ()			
外傷	なし・あり：部位 () ・程度 () ・その他 ()			
手足	麻痺・しびれ・骨折の部位 () ・変形の有・無 ・冷感・その他 ()			
その他	嘔吐・失禁 (便・尿) ・不穏・その他 ()			
自覚症状 吐き気・視力低下・複視 (ものが二重に見える) ・その他 ()				
処 置 気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED ・止血・異物除去・保温・冷やす・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ・その他 ()				

(11) 生徒の交通事故（徒歩・自転車等：被害）



(12) 生徒の交通事故（自転車等：加害）

発 生 ・ 初 期 対 応	事故第一報の受理 ☒ 教育委員会情報、地域情報、警察等からの捜査協力等 [※担当：教頭等] ☒ 現場の児童生徒から直接連絡が入った場合 ①管理職に報告する。 ②複数の教職員を現場へ派遣する。 ③警察、保護者に連絡する。 [※担当：教頭、担任等] ④必要に応じて救急車を手配する。 [※担当：事務職員等] ⑤携帯電話や連絡簿を携行する。 ☒ 保護者や警察から連絡が入った場合 [※担当：教頭等] ①管理職に報告する。 ②複数の教職員で状況の確認をする。（警察、保護者、事故発生現場等） ③必要に応じて現場や病院、警察に教職員を派遣する。 ④携帯電話や連絡簿を所持する。
	☐ 警察との連携 [※担当：校長・教頭等] ①警察と連携しながら事実の把握に努める。 ☐ 病院への急行 ②被害者の状況の把握。 ☐ 教育委員会（保健安全G 内線 7527）への連絡 ③重大な事故の場合は事故の第一報を入れる。
	↓ 校内危機管理委員会（校務運営委員会）の緊急協議 ☐ 事故発生の状況報告と対応策を検討する。 ①加害生徒、保護者への指導・援助 ②被害者への対応 ③他の生徒への指導 ④PTA役員会、臨時PTA総会開催の検討等
	↓ 緊急職員会議の緊急協議 ☐ 全教職員が共通理解を図り、役割分担に従って対応に当たる。
事 後	↓ 第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項 ☐ 当該児童生徒への指導・援助 [※担当：担任、生徒指導主事等] ①登校できない場合は家庭訪問等により、本人を見舞う。 ②事故の原因等を確認し、個別指導などで交通安全の意識高揚を図る。 ☐ 保護者への指導・援助 ①保護者が落ち着くのを待って、被害者への見舞い等、今後の対応策について話し合う。 ②学校の方針を説明し、自転車、バイク及び自家用車の管理についても協力を依頼する。 ☐ 他の児童生徒へ指導 ①全校集会を実施する。 ・対応策に則り、全校生に対して交通安全の指導等を行う。 ②生命尊重を基盤とした交通事故防止教育を徹底する。 ・交通安全に関する学級活動やロングホームルームを行う。 ③関係機関と連携して、生徒へ指導する。 ・警察と連携して交通安全教室等を実施する。 ☐ 報道窓口の一本化 [※担当：教頭等] ☐ 記録開始 [※担当：生徒指導主事等] ☐ 情報収集（情報一元化） [※担当：教頭等] ☐ 教育委員会（学校教育課）への第二報（電話・FAXで措置対応を報告。必要に応じ協力要請） [※担当：教頭等] ☐ ハイリスク生徒（目撃生徒、友人等）の把握と指示 [※担当：生徒指導主事等] ☒ ケア体制 ☐ 目撃生徒・友人の把握とスクールカウンセラー等のケア要請 ☐ 目撃生徒・友人の保護者へのケア要請（学校医等）
	○犯人不明で、捜査を依頼された場合、全校に概要を説明し、目撃情報等がないか集約する。 ○本人への事実確認後、速やかに保護者、管理職、生徒指導主事、当該学年主任、担任、で協議する場を設ける。 ○治療費について、教育課程内であれば、教育委員会と協議し、教育課程外であれば当事者間で話し合う。 ○事故原因調査、対応検証、注意喚起等 ○継続的な心のケア（目撃生徒・友人、保護者、教職員等） ○復帰後の学校生活の支援保証、学習保証への対応検討、生徒、保護者への説明

(13) 生徒の一般事故（怪我・心停止等）

発生・初期対応	事故第一報の受理（教育委員会情報、地域情報、警察等からの捜査協力等） ↓ 教職員の緊急招集 ↓ 第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項 ☐ 第一報の情報共有（必要に応じて緊急職員会議） ①授業中 = 教科担任から職員室（教頭・養護教諭）へ ②授業以外 = 事故察知教諭又は周囲の生徒から（教頭・養護教諭へ） ☐ 情報収集→情報管理者〔教頭等を指名〕への報告を徹底 ①事故現場へ複数教員派遣（携帯電話所持、状況・目撃生徒の確認、担架・AED持参等） 〔※担当：生徒指導主事等〕 ②負傷に応じた応急措置の実施 〔※担当：養護教諭等〕 ③必要に応じ、消防署 119 番への通報（発生場所、負傷の程度等） 救急車を要請しない場合は、必ずタクシー（×自家用車）で搬送 〔※担当：現場担当者等〕 〔※担当：学年職員等〕 ④付き添い等（病院関係者等からの情報収集、診断、治療が終了するまで付き添い、結果を教頭へ報告） 〔※担当：養護教諭、学年職員等〕 ⑤その他の生徒の安全確保と指導体制の指示徹底 〔※担当：教頭等〕 ⑥管理下の場合は、担任や養護教諭等による保護者への説明と管理職による付き添い者の送迎 管理下外の場合は、担任等の見舞いと付き添い者の送迎 ⑦必要に応じて警察 110 番への通報・情報収集（5W1H記録、他の被害者の有無等） 〔※担当：事務職員等〕 ☐ 連絡 ①被災生徒の保護者への連絡（必要に応じて管理職による謝罪） ・負傷の程度と生徒の様子 ・生徒移送手段と搬送先病院名 ・健康保険証の確認 〔※担当：担任等〕 ②教育委員会（保健安全 G 内線 7527）へ第一報（電話・FAXで要点報告、協力要請） 〔※担当：教頭等〕 ☐ 報道窓口の一本化 〔※担当：教頭〕 ☐ 記録開始 〔※担当：生徒指導主事等〕 ☐ 情報収集（情報一元化） 〔※担当：教頭等〕 ☐ 教育委員会（学校教育課）への第二報（第 6 号様式の 1） ＜死亡、全治 3 週間以上、後遺症、自殺、自殺未遂＞ 〔※担当：教頭等〕 ☐ ハイリスク生徒（目撃生徒、友人等）の把握と指示 〔※担当：生徒指導主事等〕
保護者対応	施設設備の欠陥や教育課程などの事故の場合は、管理職・担当教諭が家庭訪問し、謝罪する。 ①事実関係と原因（5W1H） ②学校の措置と今後の対応 ③治療費等 ※生徒の不注意やいたずらが原因であっても、担任や担当教諭は誠意を持って対応する。
校外施設での対応	事故発生 ↓ 施設管理責任者の指示を仰ぐとともに、引率責任者（管理職）に連絡を取り、対応を協議する。 ↓ ①救急車の要請以降、上記、初期対応に準ずる。 ②救急車の要請をしないときは、タクシーにより病院等へ搬送する。 ③軽度と判断され、病院等兵がなかった場合は、保護者への引き渡しを基本とし、負傷程度や状況、これまでの応急処置等説明し、異常があれば、病院へ行くことを申し添える。
事後	○事故原因調査、対応検証、注意喚起等 ○継続的な心のケア（目撃生徒・友人、保護者、教職員等） ○復帰後の学校生活の支援保証、学習保証への対応検討、生徒、保護者への説明

発生初期対応

伝染病発生の第一報の受理		
↓		
学校伝染病の発生情報の教職員への周知		
↓		
第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
☐ 状況把握 ① 伝染病発生（生徒・職員）の連絡 ② 発病者の概要把握 ア 氏名、年齢、生年月日、学校名、学年、組、部活動 イ 住所、電話番号、 ウ 診断医療機関名、発症日（欠席日）予防接種の有無、 エ 症状（発熱、頭痛、倦怠感、咽頭痛、筋肉痛、発疹ができた日、腹痛、下痢、嘔吐、結膜充血、抗原検査等） オ 入院の有無、外出動向		

第1種 エボラ出血熱、 クリミア コンゴ出血熱、 ラッサ熱 ペスト、 マールブルグ病 急性灰白髄炎（ポリオ） コレラ、 細菌性赤痢 ジフテリア、 腸チフス パラチフス	第2種 インフルエンザ、百日咳 麻疹、風疹（3日はしか） 咽頭結膜熱（プール熱） 水痘（みずぼうそう） 結核 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	第3種 流行性角結膜炎（プール病）急 性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の伝染病
条件によっては、出席停止措置が必要な伝染病種 溶連菌感染症、 ウイルス性肝炎、 手足口病、 伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、 流行性嘔吐下痢病		
通常、出席停止措置は必要ないと考えられる伝染病種 アタマジラミ、 水いぼ（伝染性軟疣種）、 伝染性脳麻疹（とびひ）		
☐ 閉鎖対応 インフルエンザの場合 罹患生徒数の把握 ⇒ 罹患率 80%以上（目安） 欠席者数 ⇒ 欠席率 25%以上（目安） ※発症日を0日とし、発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで出席停止 新型コロナウイルス感染症の場合 同一学級複数の児童生徒等の感染が判明（関係性） その他、設置者で必要と判断した場合 ※発症日を0日とし、発症後5日を経過し、症状軽減後1日を経過するまで出席停止		
☐ 緊急時の対応 臨時職員会議の開催 ① 発病状況の把握 学校医・教育委員会への報告 学校医の意見・判断に基づき、 学校対応の対応を進める。 ① 健康診断の実施・出席停止 の措置 ② 臨時休校の判断 ③ 教育委員会へ一報（状況） 学校医 飯田 純哉 おたるこどもクリニックサテ ライト 小樽市花園 3-15-16 TEL 0134-61-6422 ② 発病者の病状把握 保健所等との連携 消毒・検便 ① 原因調査への協力 ② 衛生点検と改善 小樽市保健所 T 0134-22-3110 F 0123-22-1469 保護者への連絡と協力の要請 「状況説明と今後の対応につ いて」（文書通知） 当該学級及び校内へのメール連 絡		
☐ 事故報告 ① 教育委員会（保健安全 G 内線 7527）へ「児童生徒出席停止報告書」の提出 ② 報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）		
☐ 回復後の措置 ① 授業時数の確保と進度調整 ③ 衛生管理の具体策		

(15) 食中毒

発 生 ・ 初 期 対 応	集団の腹痛・下痢・嘔吐等発生の第一報の受理		
	↓		
	「食中毒発生の疑い」の教職員への周知		
	↓		
	第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	☐ 食中毒発生の疑いの状況把握（校長・教頭・養護教諭・給食担当）		
	①食中毒が疑われる生徒・職員の「学年・学級・氏名・生年月日・症状」の把握 ②症状が重い場合は、救急要請をする。（119番通報：教頭） ③該当生徒以外の健康状態の把握（学級担任・学年部教師）		
	☐ 緊急時の対応		
	臨時職員会議の開催		
	①発病状況の把握 ②発病者の病状把握		
給食の場合 ①食事の内容、食事場所、献立、調理方法 ②検食の状況 ③食事の保管状況（温度・湿度） ④配膳方法		調理実習の場合 ①試食の内容、試食場所、発生時間、献立、調理方法 ②調理場所、実習者の状況、配膳方法 ③材料及び購入先、保管場所、保存検食	
学校医等との連携 学校医の意見・判断に基づき学校対応の対応を進める。 ①健康診断の実施・出席停止の措置 ②臨時休校の判断 学校医 飯田 純哉 おたるこどもクリニックサテライト 小樽市花園 3-15-16 TEL 0134-61-6422	保健所等との連携 消毒・検便・血液検査 ①原因調査への協力・給食、調理実習、弁当、野外炊飯等 ②衛生点検と改善 小樽市保健所 T 0134-22-3110 F 0123-22-1469	教育委員会・給食センターへの連絡と協力の要請 迅速な報告 ①教育委員会へ一報（状況・対応）し指示を仰ぐ。 ②原因要素が給食にあることが疑われる場合は、給食センターにも一報。 保健安全 G T 0134-32-4111 内 7527 F 0134-33-6608 小樽市給食センター T 0134-33-9449	
☐ 保護者への説明 ①文書による一次報告（発覚の経緯、原因、経過、対応、説明会の日時等） ②全校集会の開催 ③PTA役員会・臨時説明会等の開催			
☐ 事故報告 ①教育委員会（保健安全 G 内線 7527）へ事故報告書の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）			
☐ 回復後の措置 ①症状の重い生徒への対応（入院中の対応、退院後の対応等） ②症状の軽い生徒への対応（入院中の対応、退院後の対応等） ③授業時数の確保と進捗調整 ④衛生管理の具体策			

- (16) 学校給食における食物アレルギー・アナフィラキシー・窒息等＜R6. 6. 12 差し替え＞
 ※ 食物アレルギーは、特定の食物を食べた際に、身体に生じるアレルギー反応です。
 ※ アナフィラキシーは、短時間に全身にあらわれる激しい急性のアレルギー反応を言い、アナフィラキシー・ショックに至ると生命が危険になります。

発生・初期対応

アレルギー等のショック症状発症の第一報の受理			
第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項			
☐ アレルギー等のショック症状発症の状況把握（校長・教頭・養護教諭） ①ショック患者の「学年・学級・氏名・生年月日・症状」の把握 ②「食物アレルギーに関する個人調査書」の確認 ③症状判断・応急処置 ④該当生徒以外の健康状況の把握（学級担任）※食中毒との関連			
軽 症	中 等 症	重 傷 ※アナフィラキシー発症	窒 息
☐ 部分的な赤みやじんま疹、軽い痒み ☐ 単発の咳、くしゃみ ☐ 口の痒みや違和感、唇の軽い腫れ	☐ 全身の赤みやじんま疹、強い痒み じんま疹が10個以上、 臉や唇が腫れ上がる ☐ 鼻水、鼻づまり、咳を繰り返す、喉の痒み ☐ 1回の嘔吐や下痢、腹痛、元気がない	☐ のどや胸が締め付けられる。声がかすれる ☐ 持続する強い咳き込み。呼吸困難。 ☐ 繰り返し吐き続ける。持続する強い腹痛。 ☐ 意識がもうろう。血圧低下。尿や便をもらす。	窒息 ※チョークサイン
治療・対応	治療・対応	治療・対応	治療・対応
☐ 抗ヒスタミン薬内服（本人用） 症状が進行・30分以上続く場合、医療機関を受診	☐ 抗ヒスタミン薬内服（本人用） ステロイド薬内服（本人用） ☐ 直ちに医療機関を受診 ★嘔吐1回、元気ならば薬必要なし ★症状が進むなら重症の対応を行う	☐ エピペンを躊躇せず使用 ☐ 直ちに119番通報による救急搬送要請（安静：担架で移動） ☐ 心肺停止は、心肺蘇生を実施（AEDの活用） ★付き添い等（病院関係者等からの情報収集、診断、治療が終了するまで付き添い、結果を教頭へ報告）	ハイムリッチ法 背部叩打法
臨時職員会議の開催			
①情報の収集・整理（5W1H記録）提供 ②発病状況の把握 ③発病者の病状把握 ④今後の対応（保護者対応、回復後の措置、報道対応等）検討			
学校医等との連携	給食センター等との連携	教育委員会への連絡と協力の要請	
病院の医師、学校医の意見・判断に基づき学校対応の対応を進める。 ①入院 ②出席停止の措置 等 学校医 常見 恵子 小樽中央病院 入船2-2-18 0134-21-2222	①原因調査への協力 ・給食、調理実習、弁当、野外炊飯等 小樽市給食センター T 0134-33-9449	迅速な報告 ①教育委員会へ一報（状況・対応）し指示を仰ぐ。 保健安全 G T 0134-32-4111 内線 7527 F 0134-33-6608	
☐ 保護者への説明 ①文書による一次報告（発覚の経緯、原因、経過、対応、説明会の日時等） ②全校集会の開催 ③PTA役員・常任委員会・臨時説明会等の開催 ☐ 事故報告 ①教育委員会（保健安全 G 内線 7527）へ事故報告書の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭） ③再発防止対策実施や災害共済給付請求 ☐ 回復後の措置 ①発症生徒への対応（入院中の対応、退院後の対応等） ②授業時数の確保と進度調整			

※エピペンの使い方

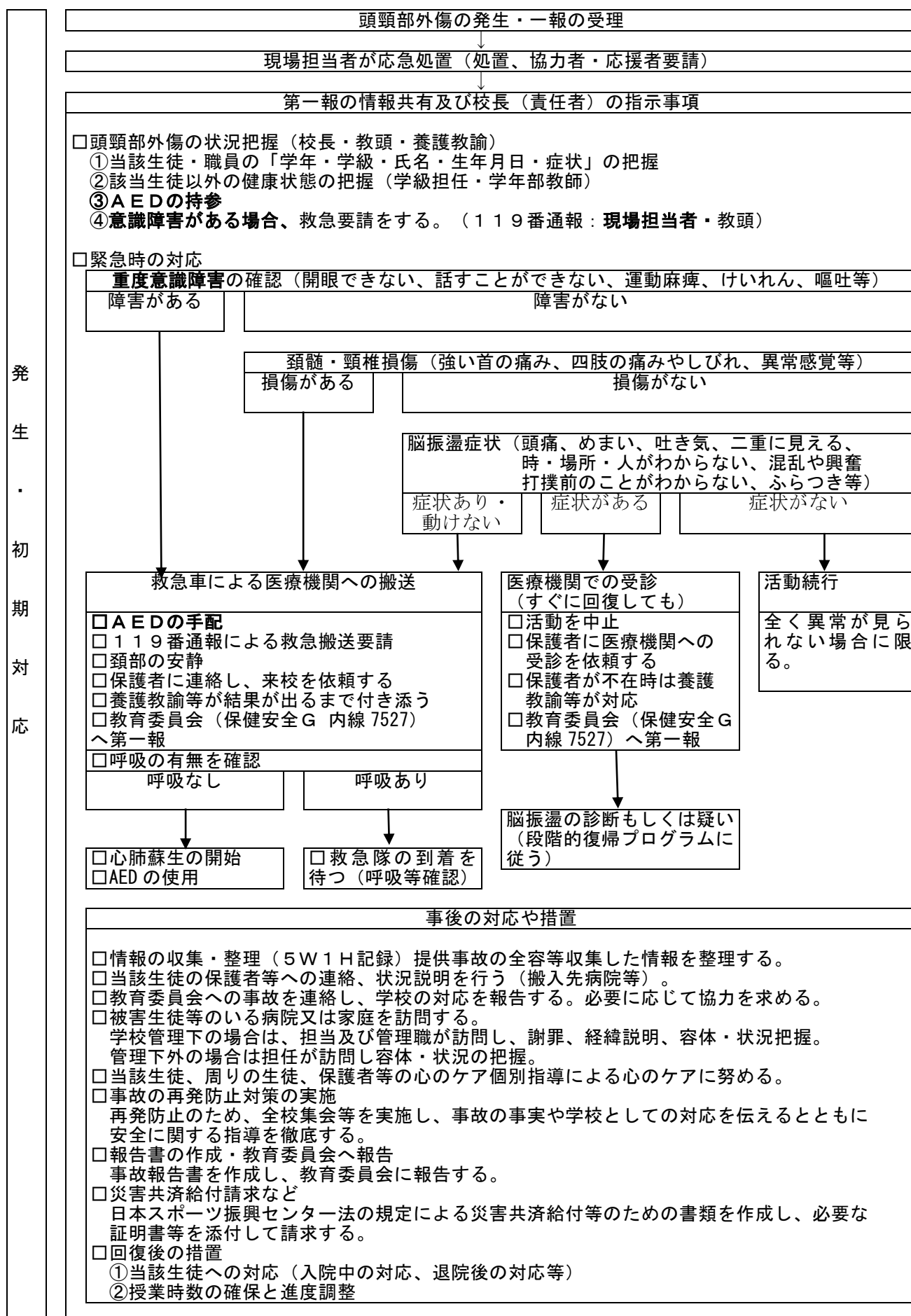
※患者が注射できない場合は、代わりに教職員が注射する。医師法など法律には抵触しない。

- ①青色の安全キャップを上にし、エピペンの真ん中を片手でしっかり握り、安全キャップを外す。
- ②数人で身体を押さえて、打つ部位を確認。
- ③大腿部の前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードルカバー先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付ける（5秒間）。エピペンを抜く。
- ④ オレンジ色のニードルカバーが伸びたことを確認する。

(17) 熱中症

予 防 的 措 置	※暑さへの順化（暑さに徐々に慣れていくようにすること） ※こまめに水分を補給させ、運動をする際には適宜休憩を行うこと ※暑さ指数（WBGT）をこまめに測定・記録すること 31℃以上 … 運動は原則中止 28℃～31℃ … 厳戒注意（激しい運動は中止） 25℃～28℃… 警戒（積極的に休憩） 21℃～25℃ … 注意（積極的に水分補給）	
	熱中症発生・又は第一報の受理	
	現場担当者が応急処置（処置、協力者・応援者要請）	
	第一報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項	
	□熱中症の状況把握（校長・教頭・養護教諭） ①当該生徒・職員の「学年・学級・氏名・生年月日・症状」の把握 ②救急要請をする。（119番通報：現場担当者・教頭） ③該当生徒以外の健康状態の把握（学級担任・学年部教師） ④・水分補給用飲料、・身体冷却用の冷却剤・氷のう、AEDの確保と現場への持参	
	□緊急時の対応 熱中症の発生（めまい、失神、肢体の筋や腹筋がつる、全身倦怠感、めまい、吐き気等）	
	意識の有無を確認 ※意識レベルが低い場合は意識がないと判断 ※応答が鈍い、言動がおかしい、ペットボトルの蓋が開けられない等	
	意識がある	意識がない（意識レベルが低い）
	□呼吸、脈拍、顔色、体温などをチェック □涼しい場所へ運搬・移動 □衣服を緩める □横に寝かせ、足を心臓より高く上げる	□気道の確保 □呼吸の確認 □脈拍の確認 □119番通報による救急搬送要請
	呼吸脈拍あり	
発 生 ・ 初 期 対 応	症状に応じた処置	心肺蘇生法（CPR）の実施
	□意識無しは、回復の体位で救急隊を待つ。 □水分補給（100ml 当たりナトリウムを 40～80mg を含むスポーツドリンクなど） □冷却剤。氷のう等を使用したり、体に風を当てて、体温を下げるようにする。 ※身体冷却方法 ・冷水に首から下をつける。 ・ホースで水をかけつづける。 ・ぬれタオルを身体にあて扇風機で冷やす。	□気道確保 □人工呼吸 □心臓マッサージ □AED（自動体外式除細動器） ※救急車が到着するまでCPRを続ける
	症状に応じ、医療機関への搬送	救急車による医療機関への搬送
	□医療機関への伝達事項（P61）を記入する □保護者に医療機関への受診を依頼する □保護者が不在時は養護教諭等が対応 □教育委員会（保健安全G内線 7527）へ第一報	□医療機関への伝達事項（P61）を記入する □保護者に連絡し、来校を依頼する □養護教諭等が結果が出るまで付き添う □教育委員会（保健安全G 内線 7527）へ第一報
	事後の対応や措置	
	□情報の収集・整理（5W1H記録）提供事故の全容等収集した情報を整理する。 □当該生徒の保護者等への連絡、状況説明を行う（搬入先病院等）。 □教育委員会への事故を連絡し、学校の対応を報告する。必要に応じて協力を求める。 □被害生徒等のいる病院又は家庭を訪問する。 学校管理下の場合は、担当及び管理職が訪問し、謝罪、経緯説明、容体・状況把握。 管理下外の場合は担任が訪問し容体・状況の把握。 □当該生徒、周りの生徒、保護者等の心のケア個別指導による心のケアに努める。 □事故の再発防止対策の実施 再発防止のため、全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに安全に関する指導を徹底する。 □報告書の作成・教育委員会へ報告 事故報告書を作成し、教育委員会に報告する。 □災害共済給付請求など 日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付等のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。 □回復後の措置 ①当該生徒への対応（入院中の対応、退院後の対応等） ②授業時数の確保と進度調整	

(18) 頭頸部外傷



12. 緊急事態（生徒に関する非行事故等）発生時の危機対応

（19）問題行動発生時の対応＜問題行動の状況による対応＞

LEVEL	問題行動区分	問題行動の状況
1 ■	学校の諸問題で、学級担任が対応できる範囲	初期の校則違反 交通違反（２人乗り、走路違反等） 人間関係のもつれ ゲームセンター（コーナー）への出入り
2 ■■	学級の諸問題で、学級担任が、学年・生徒指導部の協力を得て対応できる範囲	不登校 非行 けんか 深夜徘徊 公共物破損等
3 ■■■	学年内の諸問題で、学年・生徒指導部及びカウンセラーを中心に、学年内で対応できる範囲	万引き 窃盗 喫煙 飲酒 校内暴力 家出 薬物乱用（初犯） 初期のいじめ 暴言等
4 ■■■■	他学年にまたがる諸問題で、生徒指導部及びカウンセラーを中心に対応できる範囲 場合により、校長・教頭も含め事故対策委員会を設置することがある。	集団暴力 不登校 長期家出 恐喝 不純異性交遊 無免許運転（初犯） 授業妨害 いじめ
5 ■■■■■	他学年や学校間にまたがる諸問題で、事故対策委員会を設置し、その対応策を協議する。 場合により、PTAや警察等の関係機関の協力を要請することがある。	学校間抗争 集団窃盗 売春 無免許運転 薬物乱用 児童ポルノ

※ 同種の問題行動を繰り返し行う場合は、自ずとレベルは上がる。また、異種であっても回数が多くなればレベルは上がる。

※【注意】聴取が長引く場合の「保護者への連絡」、「生徒の空腹に対する対応」を行うこと。

(20) 喫煙及びその他

発 生 ・ 初 期 対 応	事件の発見・通報の受理		
	授業妨害 喫煙 校則違反 飲酒 暴言 不純異性交遊 深夜徘徊 凶器準備集合 器物破損 凶器準備結集 教室・教材教具の不正使用 その他		
	発見・通報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	教師による発見 発見、即座に事実確認 「5W1H」で記録化 ☐ 校内又は発見現場で待機 ☐ 複数での対応（応援要請） ☐ 本人への指導 ☐ 保護者への連絡	生徒・保護者・地域・他校等からの通報 ☐ 状況等把握（目撃者から聴き取り「5W1H」） + 服装、髪型、めがねの有無、持ち物等、特徴を聴取 ☐ 情報を共有「報告・連絡・相談」を密にする。 （担当→学年→生徒指導主事→教頭→校長） ☐ 事件の概要把握し、個人特定。 （周りにいた生徒から、保護者から、本人から） ※生徒の交友関係の広域化から、保護者や地域・他校、関係者から情報を収集する。 ※状況に応じて、校内巡視の実施。	
	事実容認 事実否認		
	☐ 生徒指導委員会招集 ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、当該生徒の担任 ☐ 生徒指導委員会（組織的分担の確認、複数での対応を基本とする） ・事実容認の場合 … 事実の確認、生徒への指導内容、保護者への伝達方法や連携 ・事実否認の場合 … 学校としての方針、事実聴取の方法、容認のさせ方、情報の共有、外部情報の集約方法、保護者への対応、等 ※担任のみで抱え込まない。全体のものとして生徒指導部に相談、報告して問題解決にあたる。		
	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 保護者へ、生徒の聴取について連絡。 「事案と情報、否認状態」 「学校としての方針」 ☐ 事実確認 ・客観的事実 ・状況証拠等で確かなものから確認する。 ※複数の場合は、同時刻、分離して聴取。情報共有しながら聴取する。 ※事実確認は全員で行う。
	☐ 事実は時系列で記録化。 ☐ 生徒への指導 … 問題点、今後の取組等 ※担任と学年主任等、複数で指導する。 ☐ 指導内容の記録化		
	保護者が納得している場合 ☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整 保護者が納得していない場合 ☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問し、説明。		
	☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ☐ 保護者との連携＜親子相談＞ ※関係者を一斉に集め相談する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の学校や保護者間の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い		
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導 G 内線 7529）へ事故報告書（第 6 号様式の 2）の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭） ☐ 解決後の措置 ①情報提供者や周囲の生徒の保護 ②当該生徒の見守り強化、継続的支援 ※場合によっては、SSW、SCの協力を要請 ② 保護者との継続的連携 ※場合によっては、SSWの協力を要請			

(21) 万引き窃盗

発 生 ・ 初 期 対 応	事件の発見・通報の受理		
	スーパー・コンビニ・商店街からの通報 他地域からの通報 警察からの通報 生徒からの通報等		
	発見・通報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	校内：教師・生徒による発見 発見、即座に事実確認 「5W1H」で記録化 ☐ 校内又は発見現場で待機 ☐ 複数での対応（応援要請） ☐ 本人への指導 ☐ 保護者への連絡	校外：生徒・保護者・地域・他校等からの通報 ☐ 原則として、保護者が該当生徒を引き取る。 ☐ 保護者が不在の時は、学校に通報があるので、学級担任・学年制と指導担当が生徒を引き取る。 ☐ 情報を共有「報告・連絡・相談」を密にする。 （担当→学年→生徒指導主事→教頭→校長） ☐ 事件の概要把握・事実の確認 「一過性か、盗癖か」「単独か、集団か」 「強要されたか、教唆されたか、自己意思か」等把握。 「5W1Hで記録化」 ☐ 余罪の有無についての確認	
	事実容認 事実否認		
	☐ 生徒指導委員会招集 ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該生徒の担任 ☐ 生徒指導委員会（組織的分担の確認、複数での対応を基本とする） ・事実容認の場合 … 事実の確認、生徒への指導内容、保護者への伝達方法や連携 ・事実否認の場合 … 学校としての方針、事実聴取の方法、容認のさせ方、情報の共有、外部情報の集約方法、保護者への対応、等 ※担任のみで抱え込まない。全体のものとして生徒指導部に相談、報告して問題解決にあたる。		
	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 保護者へ、生徒の聴取について連絡。 「事案と情報、否認状態」 「学校としての方針」 ☐ 事実確認 ・客観的事実 ・状況証拠等で確かなものから確認する。 ※複数の場合は、同時刻、分離して聴取。情報共有しながら聴取する。 ※事実確認は全員で行う。
	☐ 生徒への指導 ・問題点、今後の取組等 ※担任と学年主任等、複数で指導する。		
	保護者が納得している場合 ☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整 保護者が納得していない場合 ☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問し、説明。		
	☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。 ・学校の方針 事実確認 指導内容 今後の連携 生徒の思い ・保護者としての思い 謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（店舗と確認）の確認 ☐ 保護者との連携＜親子相談＞ ※関係者を一斉に集め相談する。 ・学校の方針 事実確認 指導内容 今後の学校や保護者間の連携 ・生徒の思い 保護者としての思い ・謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（店舗と確認）の確認		
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導G 内線 7529）へ事故報告書（第6号様式の2）の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭） ☐ 解決後の措置 ①情報提供者や周囲の生徒の保護、内容によっては学年・全校集会 ②当該生徒の見守り強化、継続的支援 ※場合によっては、SSW、SCの協力を要請 ③ 保護者との継続的連携 ※場合によっては、SSWの協力を要請			

(22) 住居等への不法侵入

発 生 ・ 初 期 対 応	事件の発見・通報の受理	
	保護者からの通報 警察からの捜査協力依頼 地域からの通報 生徒からの通報等 被害者からの捜査協力依頼	
	発見・通報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項	
	☐ 情報を共有「報告・連絡・相談」を密にする。（担当→学年→生徒指導主事→教頭→校長） ☐ 情報の収集（校内に呼びかけ）＜些細な情報にも耳を傾ける＞ ☐ 事件の概要把握・事実の確認 「一過性か、常習か」「単独か、集団か」 「強要されたか、教唆されたか、自己意思か」等把握。 「5W1Hで記録化」	
	☐ 余罪の有無についての確認	
	事実容認	事実否認
	☐ 生徒指導委員会招集 ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該生徒の担任 ☐ 生徒指導委員会（組織的分担の確認、複数での対応を基本とする） ・事実容認の場合 … 事実の確認、生徒への指導内容、保護者への伝達方法や連携 ・事実否認の場合 … 学校としての方針、事実聴取の方法、容認のさせ方、情報の共有、外部情報の集約方法、保護者への対応、等 ※担任のみで抱え込まない。全体のものとして生徒指導部に相談、報告して問題解決にあたる。	
	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 保護者へ、生徒の聴取について連絡。 「事案と情報、否認状態」「学校としての方針」 ☐ 事実確認・客観的事実 ・状況証拠等で確かなものから確認する。 ※複数の場合は、同時刻、分離して聴取。情報共有しながら聴取する。 ※事実確認は全員で行う。
	☐ 生徒への指導 … 問題点、今後の取組等 … ※担任と学年主任等、複数で指導する。	
	保護者が納得している場合 ☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整	保護者が納得していない場合 ☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問し、説明。

☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞
※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。
・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の連携 ・生徒の思い
・保護者としての思い ・警察への出頭（保護者同伴）を依頼
・謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（被害者と確認）の確認

☐ 保護者との連携＜親子相談＞
※関係者を一斉に集め相談する。
・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の学校や保護者間の連携
・生徒の思い ・保護者としての思い ・警察への出頭（保護者同伴）を依頼
・謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（被害者と確認）の確認

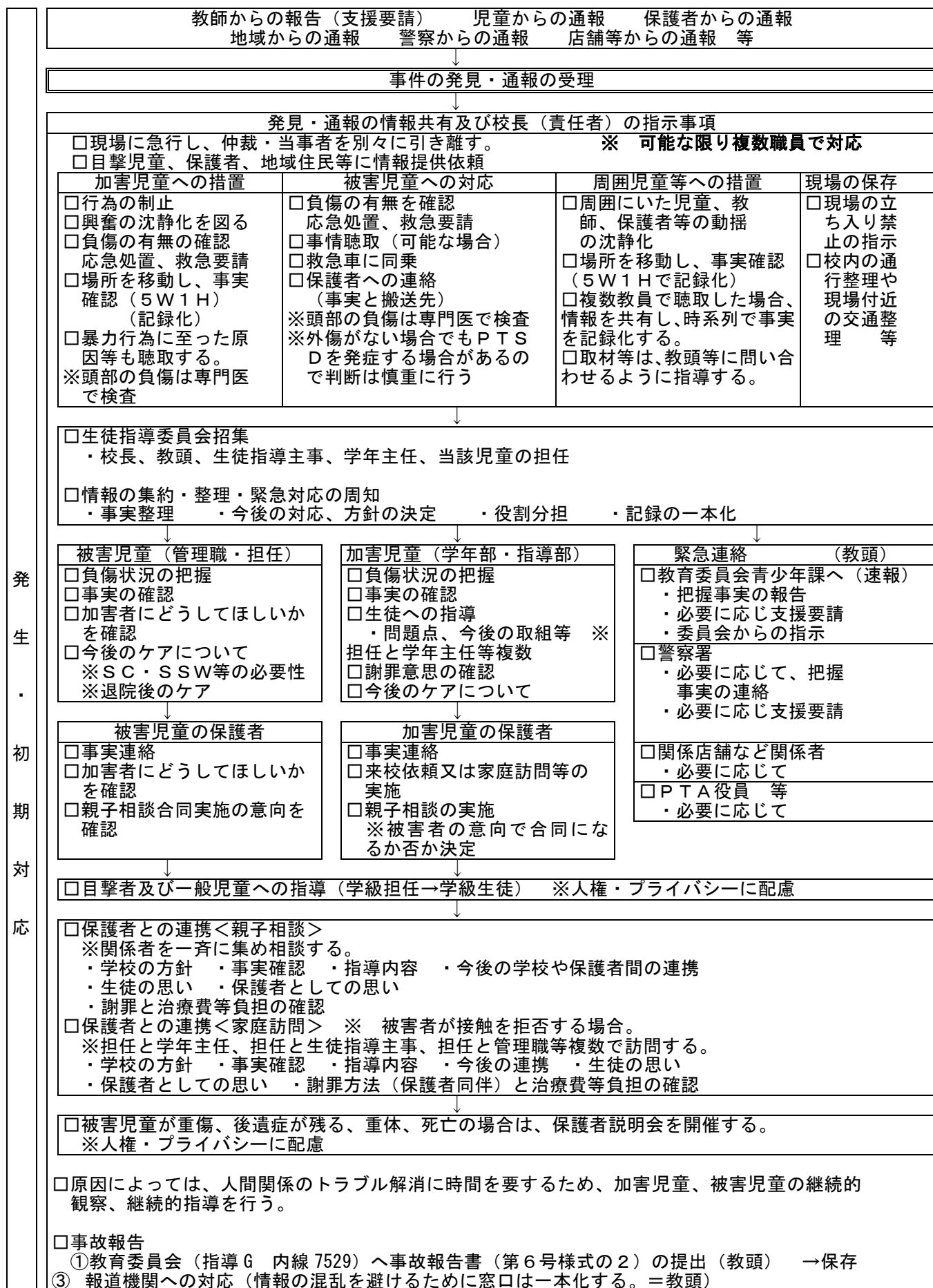
☐ 事故報告
①教育委員会（指導 G 内線 7529）へ事故報告書（第 6 号様式の 2）の提出（教頭）
②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）

☐ 解決後の措置
①情報提供者や周囲の生徒の保護、内容によっては学年・全校集会
②情報提供してもらった案件については、解決した旨を学級担任からそれぞれの生徒に伝える。
※加害生徒が、特定されてしまうような情報は、話さない。
③当該生徒の見守り強化、継続的支援 **※場合によっては、SSW、SCの協力を要請**
⑥ 保護者との継続的連携 **※場合によっては、SSWの協力を要請**

(23) 器物破損

発 生 ・ 初 期 対 応	事件の発見・地域や警察、生徒等からの通報の受理		
	校内施設： 校舎 体育館 敷地内施設 外部施設： 公共施設 店舗 等		
	発見・通報の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	校内：教師・生徒による発見 発見、即座に事実確認 「5W1H」で記録化 ☐ 校内又は発見現場で待機 ☐ 複数での対応（応援要請） ☐ 本人への指導 （過失、故意によって、 弁済については協議。 故意の場合、破損がなくとも、 損害がある場合も弁済の対象） ☐ 保護者への連絡	校外：生徒・保護者・地域・他校等からの通報 ☐ 情報を共有「報告・連絡・相談」を密にする。 （担当→学年→生徒指導主事→教頭→校長） ☐ 情報の収集（校内に呼びかけ） <些細な情報にも耳を傾ける> ☐ 事件の概要把握・事実の確認 「一過性か、盗癖か」「単独か、集団か」 「強要されたか、教唆されたか、自己意思か」等把握。 「5W1Hでき記録化」 ☐ 余罪の有無についての確認	
	事実容認 事実否認		
	☐ 生徒指導委員会招集 ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該生徒の担任 ☐ 生徒指導委員会（組織的分担の確認、複数での対応を基本とする） ・事実容認の場合 … 事実の確認、生徒への指導内容、保護者への伝達方法や連携 ・事実否認の場合 … 学校としての方針、事実聴取の方法、容認のさせ方、情報の共有、 外部情報の集約方法、保護者への対応、等 ※担任のみで抱え込まない。全体のものとして生徒指導部に相談、報告して問題解決にあたる。		
	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取	☐ 保護者へ、生徒の聴取について連絡。 「事案と情報、否認状態」 「学校としての方針」 ☐ 事実確認 ・客観的事実 ・状況証拠等で確かなものから確認する。 ※複数の場合は、同時刻、分離して聴取。情報共有しながら聴取する。 ※事実確認は全員で行う。
	☐ 生徒への指導 ・問題点、今後の取組等 ※担任と学年主任等、複数で指導する。		
	保護者が納得している場合 ☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整		保護者が納得していない場合 ☐ 保護者との連携<家庭訪問> ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問し、説明。
	☐ 保護者との連携<家庭訪問> ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ・謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（被害者と確認）の確認 ☐ 保護者との連携<親子相談> ※関係者を一斉に集め相談する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の学校や保護者間の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ・謝罪方法（保護者同伴）と弁済方法（被害者と確認）の確認		
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導 G 内線 7529）へ事故報告書（第 6 号様式の 2）の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭） ☐ 回復後の措置 ①情報提供者や周囲の生徒の保護、内容によっては学年・全校集会 ②情報提供してもらった案件については、解決した旨を学級担任からそれぞれの生徒に伝える。 ※加害生徒が、特定されてしまうような情報は、話さない。 ③当該生徒の見守り強化、継続的支援 ※場合によっては、SSW、SCの協力を要請 ⑦ 保護者との継続的連携 ※場合によっては、SSWの協力を要請			

(24) 児童間暴力発生



発 生 ・ 初 期 対 応	児童（被害者）からの訴えや相談、アンケート調査 保護者の訴えや相談 周囲の生徒からの訴えや相談、アンケート調査 地域からの情報 教師による観察 等								
	いじめが疑われる事案の発見								
	いじめの発見・疑いの情報共有及び校長（責任者）の指示事項								
	☐ 学校いじめ・不登校対策委員会招集・いじめの認知・重大事態（チェックリスト）の判断 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任 （養護教諭、SC、SSW） ◎重大事態については、市教委へ報告。第三者委員会開設相談 ・事実の把握の仕方や情報の集約、記録化担当の確認 市教委との委員会開設判断協議 ・指導方針の協議、認否に応じた対応協議、職員への周知方法協議								
	情報収集（学年部・指導部）								
	☐ 情報聴取 ・当該児童 ・周囲の児童 ・関係教師 等 ①迅速且つ正確に ②情報源を明かさない ③言い方を統一する ④具体的事実「5W1H」を時系列で整理、記録化 ⑤事実と周辺情報を整理 ☐ 事実関係の究明								
	<table border="1"> <tr> <td>被害生徒</td> <td colspan="2">加害生徒への調査・事実確認</td> </tr> <tr> <td> ☐ 事実確認 ☐ 求める解決の方向確認 ☐ 心のケア </td> <td> 事実確認 ☐ 動機や原因等を聴取 ☐ 教育委員会への速報 </td> <td> 事実否認 ☐ 聴取の継続 ※周囲からの情報等で疑われる行動が確認できない場合は深入りしない </td> </tr> </table>			被害生徒	加害生徒への調査・事実確認		☐ 事実確認 ☐ 求める解決の方向確認 ☐ 心のケア	事実確認 ☐ 動機や原因等を聴取 ☐ 教育委員会への速報	事実否認 ☐ 聴取の継続 ※周囲からの情報等で疑われる行動が確認できない場合は深入りしない
	被害生徒	加害生徒への調査・事実確認							
	☐ 事実確認 ☐ 求める解決の方向確認 ☐ 心のケア	事実確認 ☐ 動機や原因等を聴取 ☐ 教育委員会への速報	事実否認 ☐ 聴取の継続 ※周囲からの情報等で疑われる行動が確認できない場合は深入りしない						
	<table border="1"> <tr> <td> 保護者への連絡 ☐ 聴取概要の報告 ☐ 解決の方向性 ☐ 心のケア </td> <td colspan="2"> 保護者への連絡 ☐ 児童の聴取について連絡。 「事案についての概略、否認状態」 「学校としての方針」 </td> </tr> </table>			保護者への連絡 ☐ 聴取概要の報告 ☐ 解決の方向性 ☐ 心のケア	保護者への連絡 ☐ 児童の聴取について連絡。 「事案についての概略、否認状態」 「学校としての方針」				
保護者への連絡 ☐ 聴取概要の報告 ☐ 解決の方向性 ☐ 心のケア	保護者への連絡 ☐ 児童の聴取について連絡。 「事案についての概略、否認状態」 「学校としての方針」								
<table border="1"> <tr> <td> ☐ 被害児童へのケア ・進捗状態 </td> <td colspan="2"> ☐ 加害児童への指導 ・問題点、今後の取組等 ※ 担任と学年主任等、複数で指導する。 </td> </tr> </table>			☐ 被害児童へのケア ・進捗状態	☐ 加害児童への指導 ・問題点、今後の取組等 ※ 担任と学年主任等、複数で指導する。					
☐ 被害児童へのケア ・進捗状態	☐ 加害児童への指導 ・問題点、今後の取組等 ※ 担任と学年主任等、複数で指導する。								
<table border="1"> <tr> <td>被害児童の保護者</td> <td>加害保護者が納得している</td> <td>加害保護者が納得していない場合</td> </tr> <tr> <td> ☐ 事実連絡 ☐ 加害者にどうしてほしいか確認 ☐ 親子相談合同実施の意向確認 </td> <td> ☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整 </td> <td> ☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等、複数で訪問し、説明。 </td> </tr> </table>			被害児童の保護者	加害保護者が納得している	加害保護者が納得していない場合	☐ 事実連絡 ☐ 加害者にどうしてほしいか確認 ☐ 親子相談合同実施の意向確認	☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整	☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等、複数で訪問し、説明。	
被害児童の保護者	加害保護者が納得している	加害保護者が納得していない場合							
☐ 事実連絡 ☐ 加害者にどうしてほしいか確認 ☐ 親子相談合同実施の意向確認	☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整	☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等、複数で訪問し、説明。							
☐ 保護者との連携＜親子相談＞ ※関係者を一斉に集め相談する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の学校や保護者間の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ・謝罪と今後の行動等の確認 ☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※ 被害者が接触を拒否する場合。 ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ・謝罪方法（保護者同伴）と今後の行動等の確認									
☐ 目撃者及び一般児童への指導（学級担任→学級児童） ※人権・プライバシーに配慮									
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導 G 内線 7529）へ事故報告書（第 6 号様式の 2）の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭） ◎重大事態については、別途報告の作成と報告 ☐ 解消後の措置 ①情報提供してもらった案件については、解決した旨を学級担任からそれぞれの生徒に伝える。 ※加害児童が、特定されてしまうような情報は、話さない。 ②当該児童の見守り強化、継続的支援 ※場合によっては、SSW、SCの協力を要請 ④ 保護者との継続的連携 ※場合によっては、SSWの協力を要請									

(26) インターネット上のトラブル（SNS）による誹謗中傷

発 生 ・ 初 期 対 応	SNS等（インターネット）による誹謗中傷が疑われる事案の発見・認知		
	発見・SNS等（インターネット）による誹謗中傷の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	☐ 学校いじめ・不登校対策委員会招集 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任 （養護教諭、SC、SSW） ・事実の把握の仕方や情報の集約、記録化担当の確認 ・指導方針の協議、認否に応じた対応協議、職員への周知方法協議		
	↓		
	情報収集（学年部・指導部） ☐ 情報聴取 ・当該児童 ・周囲の児童 ・関係教師 等 ①証拠画面の提出（スクリーンショットの活用） ②情報源を明かさない ③言い方の統一 ④事実と周辺情報を整理 ⑤具体的事実「5W1H」を時系列で整理、記録化 ☐ 事実関係の究明		
	↓		
	被害児童	加害児童への調査・事実確認	
	☐ 事実確認 ☐ 求める解決の方向確認 ☐ 心のケア	事実容認	事実否認
		☐ 事実確認 ・動機や原因等を聴取 ☐ 教育委員会への速報	☐ 聴取の継続 ※周囲からの情報等で疑われる行動が確認できない場合は深入りしない
	↓		
保護者への連絡 ☐ 聴取概要の報告 ☐ 解決の方向性 ☐ 不適切な書き込みなどは、警察へ被害届の提出を相談 ☐ 被害届を心のケア		保護者への連絡 ☐ 児童の聴取について連絡。 「事案についての概略、否認状態」 「学校としての方針」	
		↓	
		加害（疑）児童への聴取の継続	
		☐ 客観的事実 ☐ 状況証拠等で確かなものから確認する。 ☐ 事実確認 ※複数の場合は、同時刻、分離して聴取。情報共有しながら聴取する。 ※事実確認は全員で行う。	
☐ 被害児童へのケア ・進捗状態		☐ 加害児童への指導 ・問題点、今後の取組等 ※ 担任と学年主任等、複数で指導する。	
↓			
被害児童の保護者	加害保護者が納得している	加害保護者が納得していない場合	
☐ 事実連絡 ☐ 加害者にどうしてほしいか確認 ☐ 親子相談合同実施の意向確認	☐ 家庭訪問又は親子相談の日程調整	☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等、複数で訪問し、説明。	
☐ 保護者との連携＜親子相談＞ ※関係者を一斉に集め相談する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の学校や保護者間の連携 ・生徒の思い ・保護者としての思い ・削除確認 ・謝罪と今後の行動等の確認			
☐ 保護者との連携＜家庭訪問＞ ※ 被害者が接触を拒否する場合。 ※担任と学年主任、担任と生徒指導主事、担任と管理職等複数で訪問する。 ・学校の方針 ・事実確認 ・指導内容 ・今後の連携 ・児童の思い ・削除確認 ・保護者としての思い ・謝罪方法（保護者同伴）と今後の行動等の確認			
↓			
☐ 目撃者及び一般児童への指導（学級担任→学級生徒） ※人権・プライバシーに配慮			
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導G 内線 7529）へ事故報告書（第6号様式の2）の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）			
☐ 解消後の措置 ①情報提供してもらった案件については、解決した旨を学級担任からそれぞれの生徒に伝える。 ※加害生徒が、特定されてしまうような情報は、話さない。 ②当該生徒の見守り強化、継続的支援 ※場合によっては、SSW、SCの協力を要請			
④ 保護者との継続的連携 ※場合によっては、SSWの協力を要請			

(27) インターネット上の犯罪被害への対応について

発 生 ・ 初 期 対 応	インターネット上の不適切個人情報掲載やポルノ映像掲載が疑われる事案の発見・認知
	インターネット上の不適切個人情報掲載やポルノ映像掲載情報共有、校長（責任者）の指示事項
	☐ 生徒指導対策委員会招集 ・ 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該児童の担任 ・ 事実の把握の仕方や情報の集約、記録化担当の確認 ・ 指導方針の協議、認否に応じた対応協議、職員への周知方法協議
	情報収集（学年部・指導部）
	☐ 情報聴取 ・ 画像を所持している生徒 ・ 被害生徒 ・ 周囲の児童 ・ 関係教師 等 ①証拠画面の提出（スクリーンショットの活用） ②迅速で正確な情報 ③入手した経緯 ④情報源を明かさない ⑤言い方の統一 ⑥事実と周辺情報を整理 ⑦具体的事実「5W1H」を時系列で整理、記録化 ※画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、速やかに関係生徒の聞き取りを行う。その場合、一斉に聞き取りを行うなど画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。 ※他校の児童が関与している場合には、速やかに当該学校に連絡し、連携して対応する。 ☐ 事実関係の究明
	被害児童
	☐ ・ 被害児童に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害者の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。 ・ 噂の流布など被害者の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。
	被害児童の保護者への連絡
	☐ 早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。 ・ 画像の流出など被害を拡大させないため、速やかに、警察に相談することを被害児童の保護者に促す。 ・ 被害児童の保護者が被害届を出す意向を示した場合には、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを保護者に伝えて理解を求める。
	画像等の保全
	☐ 画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、同画像をプリントアウトするなどしてその状況を把握するとともに、その情報に基づいてプロバイダ等に削除要請を行う。 ☐ スマートフォン等に画像が保存されている場合には、児童に対して安易に画像を削除するような指導は行わず、被害児童やその保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるよう指導する。 ☐ 被害児童の保護者が警察への相談を拒否した場合など、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、速やかに画像を削除するよう指導する。
	警察等との連携
	☐ 被害児童の保護者が警察へ連絡することに理解を示した場合には、速やかに警察へ通報する。 ☐ 通報に当たっては、緊急時を除いて、地元の警察署に通報し、私服警察官の臨場を要請することで、生徒等を動揺させないようにする。 ☐ 警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機などを明らかにすることで、生徒指導を効果的に行う。
	個別指導と全体指導
	☐ 画像を所持していた児童に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため、被害児童が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。また、指導に当たっては、SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないよう配慮する。 ☐ 全体指導については、必要に応じて、関係機関が行うインターネット安全利用教室や非行防止教室等を活用して行うことを検討する。
	教育委員会（指導G 内線 7529）へ報告
	☐ 被害の概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 ☐ 被害生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。 ※報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）

13. 緊急事態（教職員に関する事故等）発生時の危機対応
(28) 教職員の事故

	交通事故発生	一般事故発生	
発 生 ・ 初 期 対 応	管理職への報告		
	教職員の事故情報の受理及び校長（責任者）の指示事項		
	交 通	一 般	
	公 務 中 私 事	公 務 中	
	☐ 事故対応確認指示 ・ 救援要請の有無確認 ・ 身体状況確認 → 場合に依り救急要請 ・ 相手の状況確認 → 場合に依り救急要請 ・ 発生場所・時間確認 ・ 事故概要確認 ・ 警察への通報確認 ・ 保険会社報告確認 ☐ 本人が連絡できない 事態で受理した場合 （警察等からの連絡） ・ 本人の安否、搬送先 確認 ・ 事故概要、発生場所 ・ 時間を聴き取り → 重大事故のため 教育委員会へ一報 ・ 本人の家庭へ連絡	☐ 家庭等から受理し した場合 ・ 本人の安否、搬送 先確認 ・ 事故概要、発生場所 ・ 時間を聴き取り → 重大事故のため 教育委員会へ一報	☐ 第一報の情報共有 ① 授業中 = 生徒等から職員室（教頭・養護教諭） へ ② 授業以外 = 事故察知者又は周囲の児童から （教頭・養護教諭へ） ☐ 情報収集→情報管理者〔教頭等を指名〕への報告を 徹底 ① 事故現場へ複数教員派遣（携帯電話所持、状況・目 撃生徒の確認、担架・AED持参等） ② 負傷に応じた応急措置の実施 ③ 必要に応じ、消防署119番への通報 （発生場所、負傷の程度等） 救急車を要請しない場合は、必ずタクシー（×自 家用車）で搬送 ④ 付き添い等（病院関係者等からの情報収集、診断、 治療が終了するまで付き添い、結果を教頭へ報告） ⑤ その他の児童の安全確保と指導体制の指示徹底 ⑥ 管理職の見舞いと付き添い者の送迎 ⑦ 必要に応じて警察110番への通報・情報収集（5 W1H記録、他の被害者の有無等） ☐ 連絡 ① 家族への連絡 ・ 負傷の程度と教師の様子 ・ 教師の移送手段と搬送先病院名 ・ 健康保険証の確認 ⑧ 教育委員会（職員係 内 7523）第一報（電話・ F A Xで要点を伝え、必要に応じ協力要請）
	実況見分後		
	☐ 事故内容の聴き取り ・ 身体状況確認 ・ 相手の状況・連絡先を確認 ・ 事故内容確認「5W1H」での聴き取り ・ 警察の様子 ・ 保険会社の対応確認		
	状況把握後		
	☐ 教育委員会へ報告 ☐ 指示を受ける		
	☐ 内容に応じ、教育 委員会へ報告 ☐ 指示を受ける		
重大事故			
☐ 教育委員会へ報告 ☐ 指示を受ける ☐ 情報の整理、記録 化 ☐ 情報一元化 ☐ 教職員の情報共有 ☐ 報道窓口の一本化 ☐ 保護者説明会準備 ☐ 生徒への説明協議 ☐ 記者会見の実施協議、準備、内容協議 ☐ 学校運営委員の実施協議、準備、内容協議 ☐ 保護者説明会の実施協議、準備、内容協議 ☐ 全校集会の実施協議、準備、内容協議			
☐ 教育委員会へ報告 ☐ 指示を受ける ☐ 情報の整理、記録 化 ☐ 情報一元化 ☐ 教職員の情報共有 ☐ 報道窓口の一本化 ☐ 保護者説明会準備 ☐ 生徒への説明協議 ☐ 記者会見の実施協議、準備、内容協議 ☐ 学校運営委員の実施協議、準備、内容協議 ☐ 保護者説明会の実施協議、準備、内容協議 ☐ 全校集会の実施協議、準備、内容協議			
☐ 報道窓口の一本化 ☐ 記録開始 ☐ 情報収集（教頭へ情報一元化） ☐ 教育委員会（学校教育課）への第二報 <死亡、全治3週間以上、後遺症、自殺（未遂）> ☐ ハイリスク児童（目撃生徒、友人等）の把握と 報道対応指示（教頭に一本化） ☐ 記者会見の実施協議、準備、内容協議 ☐ 学校運営委員会の実施協議、準備、内容協議 ☐ 保護者説明会の実施協議、準備、内容協議 ☐ 全校集会の実施協議、準備、内容協議			
☐ 事故報告 ① 教育委員会へ事故及び対応についての報告書の提出（教頭） ☐ 公務中の怪我等の場合、公務災害認定請求の手続きを速やかに行う（本人、事務職員） ☐ 心のケア ① 学級や担当教科、担当部活動の児童の心のケア（学年部、養護教諭・S C、S S W等） ② 教職員の心のケア ③ 地域・保護者への再発防止策提示 ④ 担当教科、分掌業務の再構成 ※関係機関と連携し、速やかに原因究明を行い、再発防止策を協議			

(29) 体罰にかかわる対応

教師自身からの体罰報告	被害生徒・保護者 からの訴え 体罰調査アンケート	他の教師からの報告	他の生徒、保護者、地 域等からの報告 や体罰調査アンケート												
↓															
体罰が疑われる事案の発見・体罰の認知															
↓															
体罰認知の情報共有及び校長（責任者）の指示事項															
↓															
＜体罰の現場で＞															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">加害教師</th> <th style="text-align: center;">被害児童への対応</th> <th style="text-align: center;">周囲の児童等への対応</th> <th style="text-align: center;">現場の保存</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 行為の制止 ☐ 興奮の沈静化 ☐ 負傷の有無確認 応急処置、 救急要請 ☐ 場所を移動、事実確 認（５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰に至った原因等 も聴取 ※頭部の負傷は専門 医で検査 </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 負傷の有無を確認 応急処置、救急要請 ☐ 事情聴取（可能な場合） ☐ 救急車に同乗 ☐ 保護者への連絡 （事実と搬送先） ※頭部の負傷は専門医で検査 ※外傷がない場合でもＰＴＳ Ｄを発症する場合があるの で判断は慎重に行う </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 周囲にいた生徒、教師、 保護者等の動揺の沈静 化 ☐ 場所を移動し、事実確 認（５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。 </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 現場の立 ち入り禁 止の指示 ☐ 校内の通 行整理や 現場付近 の交通整 理 等 </td> </tr> </table>	加害教師	被害児童への対応	周囲の児童等への対応	現場の保存	☐ 行為の制止 ☐ 興奮の沈静化 ☐ 負傷の有無確認 応急処置、 救急要請 ☐ 場所を移動、事実確 認（５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰に至った原因等 も聴取 ※頭部の負傷は専門 医で検査	☐ 負傷の有無を確認 応急処置、救急要請 ☐ 事情聴取（可能な場合） ☐ 救急車に同乗 ☐ 保護者への連絡 （事実と搬送先） ※頭部の負傷は専門医で検査 ※外傷がない場合でもＰＴＳ Ｄを発症する場合があるの で判断は慎重に行う	☐ 周囲にいた生徒、教師、 保護者等の動揺の沈静 化 ☐ 場所を移動し、事実確 認（５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。	☐ 現場の立 ち入り禁 止の指示 ☐ 校内の通 行整理や 現場付近 の交通整 理 等							
加害教師	被害児童への対応	周囲の児童等への対応	現場の保存												
☐ 行為の制止 ☐ 興奮の沈静化 ☐ 負傷の有無確認 応急処置、 救急要請 ☐ 場所を移動、事実確 認（５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰に至った原因等 も聴取 ※頭部の負傷は専門 医で検査	☐ 負傷の有無を確認 応急処置、救急要請 ☐ 事情聴取（可能な場合） ☐ 救急車に同乗 ☐ 保護者への連絡 （事実と搬送先） ※頭部の負傷は専門医で検査 ※外傷がない場合でもＰＴＳ Ｄを発症する場合があるの で判断は慎重に行う	☐ 周囲にいた生徒、教師、 保護者等の動揺の沈静 化 ☐ 場所を移動し、事実確 認（５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。	☐ 現場の立 ち入り禁 止の指示 ☐ 校内の通 行整理や 現場付近 の交通整 理 等												
↓															
＜体罰の報告・通報受理からの対応＞															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">加害教師</th> <th style="text-align: center;">被害児童への対応</th> <th style="text-align: center;">通報児童等への対応</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰を認めた場合には、 至った原因等も聴取 ☐ 体罰を認めない場合は、 訴えのあった内容に関わ る状況等をできる限り聞 き出す ※情報源は明かさない </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実の詳細な聴き取り （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 負傷状況の把握 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 今後のケアについて ※ＳＣ・ＳＳＷ等の必要性 ※事後の学校生活でのケア ※解消まで、加害教師に接触させない </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。 </td> </tr> </table>	加害教師	被害児童への対応	通報児童等への対応	☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰を認めた場合には、 至った原因等も聴取 ☐ 体罰を認めない場合は、 訴えのあった内容に関わ る状況等をできる限り聞 き出す ※情報源は明かさない	☐ 事実の詳細な聴き取り （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 負傷状況の把握 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 今後のケアについて ※ＳＣ・ＳＳＷ等の必要性 ※事後の学校生活でのケア ※解消まで、加害教師に接触させない	☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。									
加害教師	被害児童への対応	通報児童等への対応													
☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 体罰を認めた場合には、 至った原因等も聴取 ☐ 体罰を認めない場合は、 訴えのあった内容に関わ る状況等をできる限り聞 き出す ※情報源は明かさない	☐ 事実の詳細な聴き取り （５Ｗ１Ｈ記録化） ☐ 負傷状況の把握 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 今後のケアについて ※ＳＣ・ＳＳＷ等の必要性 ※事後の学校生活でのケア ※解消まで、加害教師に接触させない	☐ 事実確認 （５Ｗ１Ｈで記録化） ☐ 複数教員で聴取した場 合、情報を共有し、時 系列で事実を記録化。 ☐ 取材等は、教頭等に問 い合わせるように指導 する。													
↓															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4"> ☐ 生徒指導委員会招集 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、被害児童の学級担任 （養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ） </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ☐ 情報の集約・整理・緊急対応の周知 ・事実整理 ・今後の対応、方針の決定 ・役割分担 ・記録の一本化 ・事実の把握 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ☐ 教育委員会（職員係 内線 7523）へ報告・第一報（教頭） </td> </tr> </table>				☐ 生徒指導委員会招集 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、被害児童の学級担任 （養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ）				☐ 情報の集約・整理・緊急対応の周知 ・事実整理 ・今後の対応、方針の決定 ・役割分担 ・記録の一本化 ・事実の把握				☐ 教育委員会（職員係 内線 7523）へ報告・第一報（教頭）			
☐ 生徒指導委員会招集 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、被害児童の学級担任 （養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ）															
☐ 情報の集約・整理・緊急対応の周知 ・事実整理 ・今後の対応、方針の決定 ・役割分担 ・記録の一本化 ・事実の把握															
☐ 教育委員会（職員係 内線 7523）へ報告・第一報（教頭）															
↓															
学校長による加害教師への指導															
↓															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">教職員への報告（臨時職会）</th> <th style="text-align: center;">保護者への報告</th> <th style="text-align: center;">児童等の保護者への連絡</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 聴取概要の報告 ☐ 今後の方針の連絡 ☐ 役割分担等の指示 ☐ 生徒教師の心のケア指示 ☐ 信頼回復の努力の依頼 </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 管理職・学年主任で家庭訪問 ☐ 事実報告 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 謝罪の場所の確認（家庭が基本） ☐ 被害生徒の心のケアについて </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 情報提供への感謝 ☐ 聴取で居残りだったこ とについての連絡。 ☐ 情報源を明かさない等 学校生活へのケア説明 </td> </tr> </table>				教職員への報告（臨時職会）	保護者への報告	児童等の保護者への連絡	☐ 聴取概要の報告 ☐ 今後の方針の連絡 ☐ 役割分担等の指示 ☐ 生徒教師の心のケア指示 ☐ 信頼回復の努力の依頼	☐ 管理職・学年主任で家庭訪問 ☐ 事実報告 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 謝罪の場所の確認（家庭が基本） ☐ 被害生徒の心のケアについて	☐ 情報提供への感謝 ☐ 聴取で居残りだったこ とについての連絡。 ☐ 情報源を明かさない等 学校生活へのケア説明						
教職員への報告（臨時職会）	保護者への報告	児童等の保護者への連絡													
☐ 聴取概要の報告 ☐ 今後の方針の連絡 ☐ 役割分担等の指示 ☐ 生徒教師の心のケア指示 ☐ 信頼回復の努力の依頼	☐ 管理職・学年主任で家庭訪問 ☐ 事実報告 ☐ 加害教師にどうしてほしいかを確認 ☐ 謝罪の場所の確認（家庭が基本） ☐ 被害生徒の心のケアについて	☐ 情報提供への感謝 ☐ 聴取で居残りだったこ とについての連絡。 ☐ 情報源を明かさない等 学校生活へのケア説明													
↓															
被害生徒宅への家庭訪問															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4"> ☐ 校長と加害教師、場合によっては教頭、生徒指導主事等複数で訪問する。 ・事実確認と謝罪 ・今後の取り組みについて ・児童の思い ・保護者としての思い </td> </tr> </table>				☐ 校長と加害教師、場合によっては教頭、生徒指導主事等複数で訪問する。 ・事実確認と謝罪 ・今後の取り組みについて ・児童の思い ・保護者としての思い											
☐ 校長と加害教師、場合によっては教頭、生徒指導主事等複数で訪問する。 ・事実確認と謝罪 ・今後の取り組みについて ・児童の思い ・保護者としての思い															
↓															
☐ 事故報告 ①教育委員会（職員係 内線 7523）へ事故報告書の提出（教頭） ②報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）															
↓															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">全校集会の開催</th> <th style="text-align: center;">学校運営委員会の開催</th> <th style="text-align: center;">保護者説明会の開催</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告 </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告 </td> <td style="vertical-align: top;"> ☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告 </td> </tr> </table>				全校集会の開催	学校運営委員会の開催	保護者説明会の開催	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告						
全校集会の開催	学校運営委員会の開催	保護者説明会の開催													
☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告													
☐ 解消後の措置 ①被害児童・情報提供児童等の見守り、継続的支援 ※場合によっては、ＳＣの協力を要請 ②信頼回復に向けた努力（学校全体の問題として取り組む） ③場合によっては、教育委員会と連携して会見を行う。															

(30) 教職員の不祥事への対応

発 生 ・ 初 期 対 応	教師自身からの不祥事の報告	児童・保護者・地域からの通報	他の教師からの報告	教育委員会等からの照会
	不祥事が疑われる事案の発見・不祥事の認知			
	不祥事認知の情報共有及び校長（責任者）の指示事項			
	<不祥事の報告・通報受理からの対応>			
	当事者	通報者への対応	関係機関との連携	
	☐ 通報内容の確認 ☐ 事実確認 ①当事者の氏名・年齢等 ②事件の概要把握（5W1H記録化） ○発生日時 ○場所 ○加害内容 ○逮捕（留置） ○現場検証	☐ 情報提供への感謝 ☐ 事実の詳細な聴き取り（5W1H記録化） ↓ 被害者への対応（第一次） ☐ 管理職の被害者訪問・深謝 ※ 事件の真相を問わず ○謝罪の場所・形式の確認（家庭訪問が基本） ○心のケアについて	☐ 教育委員会（職員係 内線 7523）へ速報（5W1Hで記録化） ☐ 警察との対応 逮捕・拘留された場合、警察署を訪問し、事実関係を確認する。	
	管理職による加害教師への指導			
	教職員への報告（臨時職会）		聴取を受けた生徒がいた場合の保護者への連絡	
	☐ 聴取概要の報告 ☐ 今後の方針の連絡 ☐ 役割分担等の指示 ☐ 児童教師の心のケア指示 ☐ 信頼回復の努力の依頼		☐ 聴取で居残りだったことについての連絡。 ☐ 情報源を明かさない等学校生活へのケア説明	
	被害者宅へ再度、家庭訪問			
	☐ 校長と加害教師、場合によっては教頭、生徒指導主事等複数で訪問する。 ・事実確認と深謝 ・今後の組織としての取り組みについて ・被害者の意見や思いを傾聴する			
	☐ 事故報告 ① 教育委員会（職員係 内線 7523）へ職員事故報告書の提出（教頭） ② 報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）			
	☐ 教職員への指導 ① 事故の状況説明と服務に関する指導の再徹底 ・職務上の義務 ・身分上の義務			
	全校集会の開催		学校運営委員会の開催	保護者説明会の開催
	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	
☐ 事後の措置 ①被害児童・情報提供児童等の見守り、継続的支援 ※場合によっては、SCの協力を要請 ②信頼回復に向けた努力（学校全体の問題として取り組む） ③場合によっては、教育委員会と連携して会見を行う				
☐ 処分への対応 ①教育委員会辞令交付 ② 教育局での宣誓				

(31) 教科指導等における苦情への対応

発 生 ・ 初 期 対 応	教師自身からの報告	児童・保護者からの訴え	他の教師からの報告
	教科指導等におけるトラブルが疑われる事案の発見・認知 □評価・評定への苦情 □試験問題への苦情 □指導方法上の苦情 等		
	教科指導等におけるトラブル認知の情報共有及び校長（責任者）の指示事項		
	＜苦情への対応＞		
	担当（担任・教科担任）への直接の苦情 ☐ 謙虚に聞く姿勢を示す。 ☐ 授業等の関係で対応できない場合は、理由を告げ、会える時間を約束する。 ☐ 相手の気持ち、言い分を素直に聞く。 ①何を訴えたいのかを冷静に判断する ②電話の場合は、直接会って話を聞くよう求める。 ③問題の把握と解決策の提示をする。 （判断できない場合は、対応を協議することを伝え、軽率に答えない）	他の教師、複数教師への苦情 ☐ 学校として、謙虚に聞く姿勢を示す。 ☐ 授業等の関係で対応しきれない場合は、理由を告げ、管理職に繋ぐ。 ☐ 相手の気持ち、言い分を素直に聞く。 ①何を訴えたいのかを冷静に判断する ②電話の場合は、直接話を聞く旨を伝える。 ③問題の把握と事実調査・解決策の提示をする。 （調査し、連絡することを伝える）	
	「報告・連絡・相談」□学年主任 → □教頭 → □校長		
	☐ 事情聴取 ①当該職員への聴き取り（5W1Hで記録化） ②場合によって、他の教職員への聴き取り ③場合によって、生徒への聴き取り ※②③を行う際は、慎重に行う。		
	☐ 事実確認 校長、教頭、学年主任、関係教諭 ☐ 情報の整理、確認、対応についての協議 ・事実整理と確認 ・問題点の整理と確認 ・今後の対応決定 ・役割分担 ・記録の一本化 ①教師の配慮不足や指導力不足は、謙虚に反省し改善のために、問題点や対応を明らかにする。 ■ 家庭訪問等、第1段階（当該教師＋教頭）、第2段階（当該教師＋校長） ②保護者の理解不足が原因の場合は、相手の立場に立って聞き、学校の指導方針を明確に伝える。 ■ 家庭訪問等、第1段階（当該教師＋学年主任）、第2段階（当該教師＋教頭）、 第3段階（当該教師＋校長）		
	必要があれば、学校長による当該教師への指導		
	教職員への報告（臨時職会） ☐ 概要の報告 ☐ 問題点の共通認識・共通理解 ☐ 内容によって、信頼回復の努力の依頼 ☐ 教育委員会（指導 G 内線 7529）へ報告・第一報 （教頭）	保護者への報告 ☐ 家庭訪問による説明、場合によっては、謝罪 ※問題が学校側になった場合は、素直に謝罪する。 ☐ 場合によっては、今後の防止策について ☐ 被害生徒の心のケアについて	児童等への連絡 ☐ 場合によって説明を行う。
☐ 事故報告 ①教育委員会（指導 G 内線 7529）へ報告（教頭） ②必要があれば、報道機関への対応（情報の混乱を避けるために窓口は一本化する。＝教頭）			
必要があれば、以下の準備を行う			
全校集会の開催	学校運営委員会の開催	保護者説明会の開催	
☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	☐ 事実報告と謝罪 ☐ 教職員の今後の取組を報告	
☐ 説明後の措置 ①被害児童・情報提供児童等の見守り、継続的支援 ※場合によっては、S Cの協力を要請 ②信頼回復に向けた努力（学校全体の問題として取り組む）			

14. 犯罪等発生時の危機対応
(32) 不審者侵入への対応

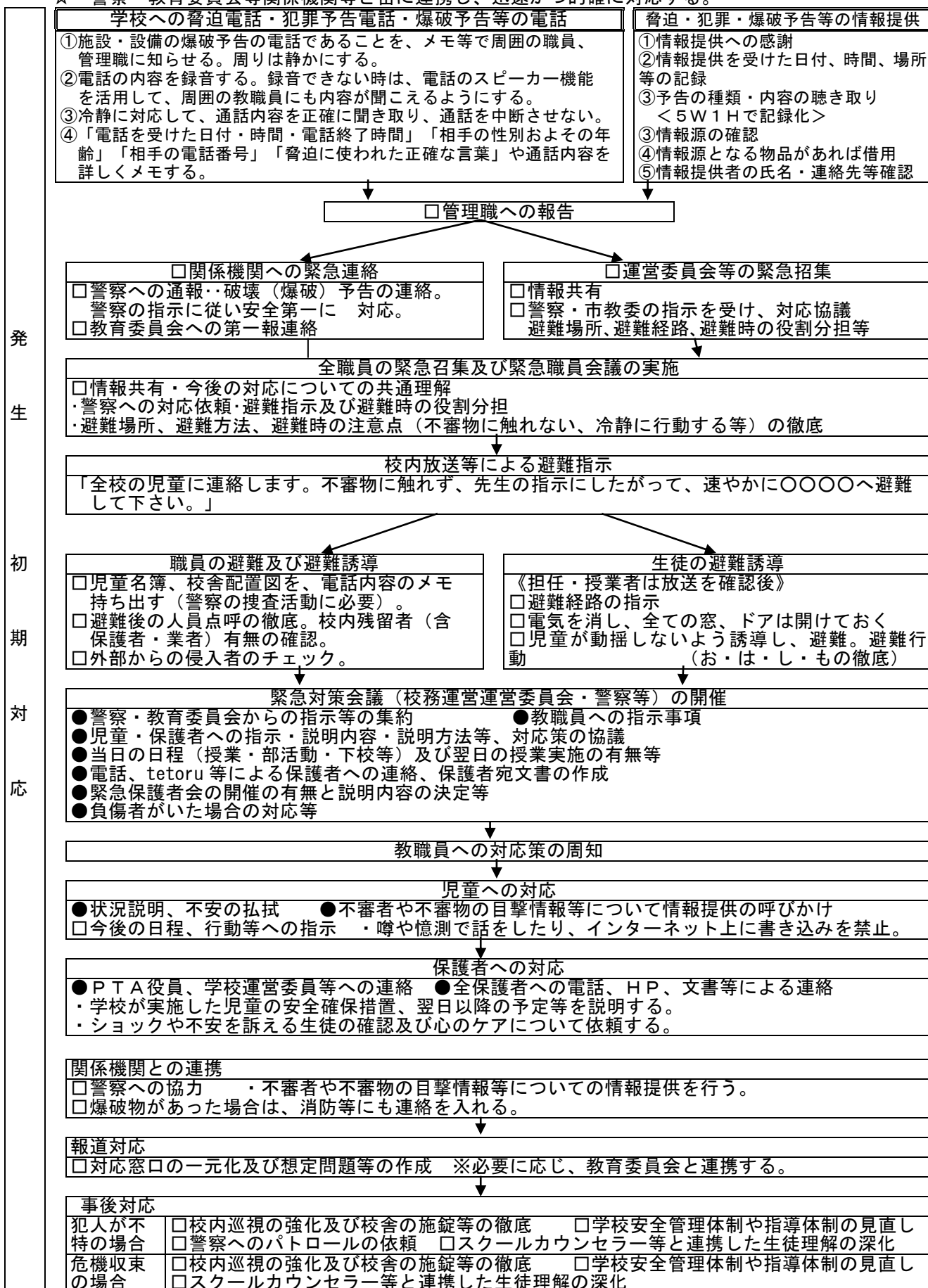
発 生 ・ 初 期 対 応	一斉公開日、参観日、学校公開事業 等の開催		
	学校職員、児童、市教委職員、保護者、事前連絡のあった業者以外の学校への立ち入り		
	☐ 表示による指示 「来校者は、受付にお越し頂き、来校名簿に氏名を記入の上、名札を首から下げて下さい」		
	☐ チェック 1 ※不審な人物を確認した際は、応援を呼び、複数名で対応する。 ☐ 声かけ「こんにちは」「本日はどのようなご用件でしょうか」 ●判断 1：用件が答えられるか、また、正当なものか。 ●判断 2：保護者を名乗るもの：当該児童の学年、組、氏名が答えられるか。 ：教職員への用事があるもの：当該教職員の氏名、担当学年・教科・部活動等、関連する事柄が答えられるか		
	答えられない、挙動不審、敵対的態度の兆候が見える 退去を求める「申し訳ございませんが、校舎外に出て頂きたい」		答えられる 校内での活動の承認
	退去しない 退去を求める「校舎から出て下さい」	退去した 観察の継続	退去した 観察の継続
	退去しない 危害を加える恐れがないか（凶器等の有無を確認観察） 誘導「お話を伺いますのでこちらにお越し下さい」	再侵入した 	状況を通報 110番 市教委速報
	危害を加える恐れあり 教職員は防護用具（刺股、椅子等）を準備し対応	恐れなし 不退去＝不審者 対応を通知	別室へ 別室にて対応 隔離して対応
	状況を通報 110番 市教委速報		
	教職員への緊急連絡・招集・通報 暴力行為抑制と退去の説得、110番通報市教委に連絡・応援要請		
生徒の安全確保→先生方への放送による周知 ☐ 緊急放送「先生方へ連絡します。ブルー出版の人が来ています。職員室に荷物を取りに来てください。」			
事 後	組織行動指示（校長） ◎緊急指示 「先生方は、指示された場所で避難誘導、安全確保に当たって下さい」 ◎110番通報 「高島小学校です。学校に不審者が侵入しました。退去を求めましたが、退去しません。現在〇階〇〇〇に隔離中です。出勤をお願いします」 ◎教育委員会一報（内線 7527） 「高島小学校に不審者が侵入しました。校内で対応中です。応援をお願いします」		
	<授業中又は教室内> 担任（教科担任） ●大声で指示 冷静に判断し、不審者のいる場所を避けた経路で、避難誘導 ●先生がいる、安心せよ ●生徒の生命第一 <授業以外・廊下・屋外等> 巡回教員 ●大声で指示 冷静に判断し、不審者のいる場所を避けた経路で、避難誘導 ●先生がいる、安心せよ ●児童の生命第一		
	<身近に教師がいる> <校内・屋外> ●教師から指示された行動をとる <身近に教師がいない> <校内> ●緊急放送指示を受け、行動をとる <屋外> ●緊急放送指示を受け、待機し、出てきた学級に合流する		
	☐ 負傷者がいる場合は応急処置を行う。119番通報。 ☐ 警察による逮捕等、不審者が確実に捕獲されるまで生徒は避難。 ☐ 児童の動揺を抑える ・安全確認 ・けが人への応急処置 ・児童への声かけや励まし ・SC等との連携 ☐ 児童は帰校後、教室で待機する。 ☐ 緊急職員会議 ・引き渡しが必要か否か ・負傷児童や動揺の大きい生徒の確認 ・心のケア		
☐ 保護者への連絡 ●児童の安否 ●事故概要を説明 ◎状況調査 ◎報道対応		☐ 今後の改善策・対応検討 ☐ 学校教育課への報告 ☐ 保護者説明会等が必要か否か ☐ 全校集会等が必要か否か	☐ 負傷生徒等への対応 ☐ 児童の心のケア対応 ☐ 負傷職員等への対応 ☐ 職員の心のケア

対応の留意点
・距離を保つ
・生徒から遠ざける
・背を向けない
・荷物から目を離さない
・別室では、職員が入り口側にいるように配置する。

(33) 施設・設備の破壊（爆破予告）

☆ いたずらや嫌がらせの可能性が考えられる場合でも、**最悪の事態を想定し、本物の可能性があると考えて対応すべきであり、生徒・職員の安全を最優先に対応する。**

☆ 警察・教育委員会等関係機関等と密に連携し、迅速かつ的確に対応する。



(34) 学校への犯罪予告・テロへの対応

☆ いたずらや嫌がらせの可能性が考えられる場合でも、**最悪の事態を想定し、本物の可能性があると考えて対応すべきであり、児童・職員の安全を最優先に対応する。**

☆ 警察・教育委員会等関係機関等と密に連携し、迅速かつ的確に対応する。

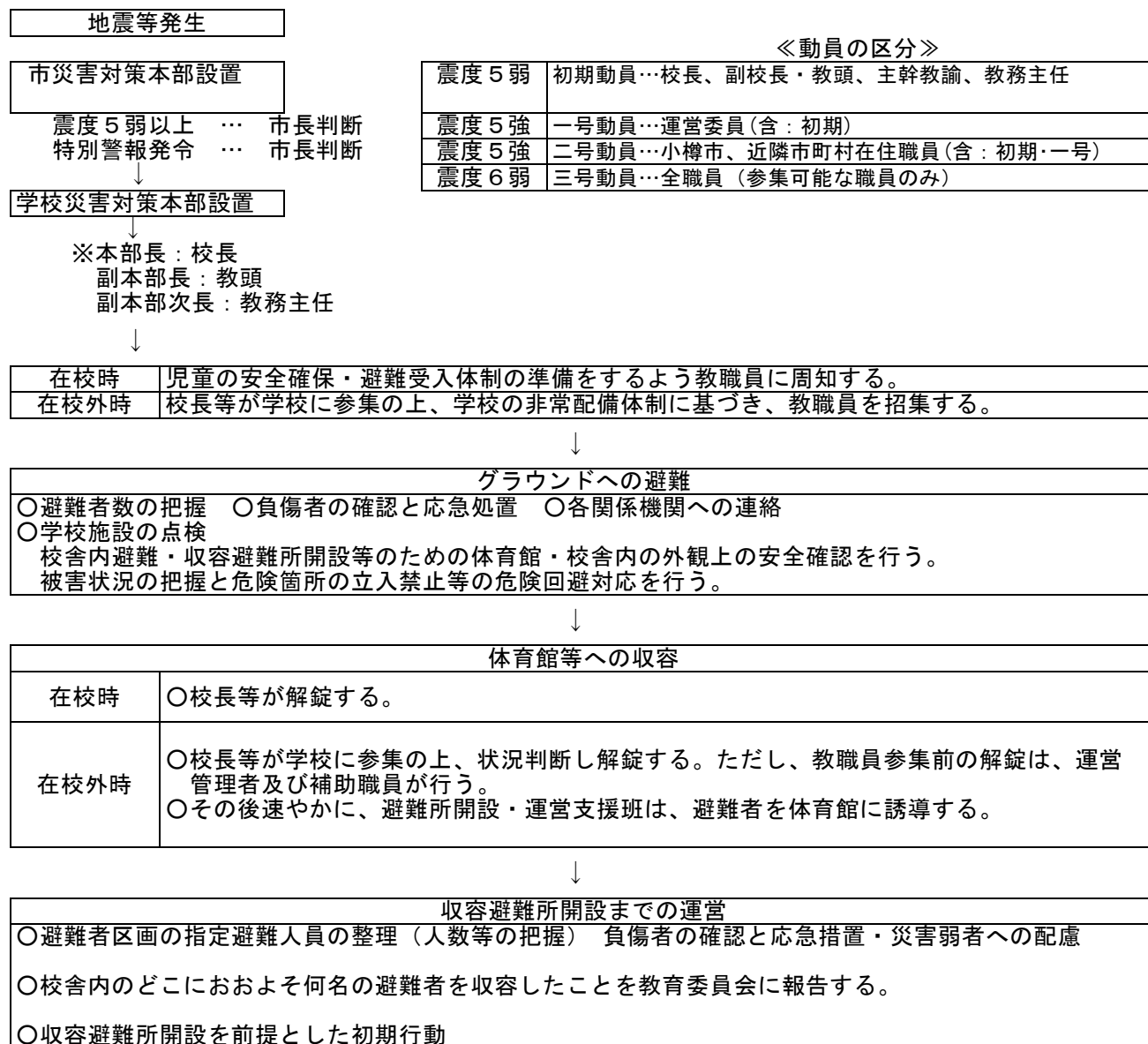
学校への脅迫電話・犯罪予告電話・爆破予告等の電話		脅迫・犯罪・爆破予告等の情報提供
①脅迫・犯罪予告・爆破予告の電話であることを、メモ等で周囲の職員、管理職に知らせる。周りは静かにする。 ②電話の内容を録音する。録音できない時は、電話のスピーカー機能を活用して、周囲の教職員にも内容が聞こえるようにする。 ③冷静に対応して、通話内容を正確に聞き取り、通話を中断させない。 ④「電話を受けた日付・時間・電話終了時間」「相手の性別およびその年齢」「相手の電話番号」「脅迫に使われた正確な言葉」や通話内容を詳しくメモする。	①情報提供への感謝 ②情報提供を受けた日付、時間、場所等の記録 ③予告の種類・内容の聴き取り＜5W1Hで記録化＞ ③情報源の確認 ④情報源となる物品があれば借用 ⑤情報提供者の氏名・連絡先等確認	
↓		
□管理職への報告		
□関係機関への緊急連絡 □警察への通報・・爆破物捜査の依頼。警察の指示に従い安全第一に対応。 □教育委員会への第一報連絡	□運営委員会等の緊急招集 □情報共有 □警察・市教委の指示を受け、対応協議 避難場所、避難経路、避難時の役割分担等	
↓		
全職員の緊急召集及び緊急職員会議の実施		
□情報共有・今後の対応についての共通理解 ・警察への対応依頼・避難指示及び避難時の役割分担 ・避難場所、避難方法、避難時の注意点（不審物に触れない、冷静に行動する等）の徹底		
↓		
校内放送等による避難指示		
「全校の児童に連絡します。不審物に触れず、先生の指示にしたがって、速やかに〇〇〇〇へ避難して下さい。」		
↓		
職員の避難及び避難誘導 □児童名簿、校舎配置図を持ち出す（警察の捜査活動に必要）。 □避難後の人員点呼の徹底。校内残留者（含保護者・業者）有無の確認。 □外部からの侵入者のチェック。	児童の避難誘導 《担任・授業者は放送を確認後》 □避難経路の指示 □電気を消し、全ての窓、ドアは開けておく □児童が動揺しないよう誘導し、避難。避難行動（お・は・し・もの徹底）	
↓		
緊急対策会議（校務運営運営委員会・警察等）の開催		
●警察・教育委員会からの指示等の集約 ●生徒・保護者への指示・説明内容・説明方法等、対応策の協議 ●当日の日程（授業・部活動・下校等）及び翌日の授業実施の有無等 ●電話、HP等による保護者への連絡、保護者宛文書の作成 ●緊急保護者会の開催の有無と説明内容の決定等		
↓		
教職員への対応策の周知		
児童への対応		
●状況説明、不安の払拭 ●不審者や不審物の目撃情報等について情報提供の呼びかけ □今後の日程、行動等への指示 ・噂や憶測で話をしたり、インターネット上に書き込みを禁止。		
↓		
保護者への対応		
●PTA役員、学校運営委員等への連絡 ●全保護者への電話、HP、文書等による連絡 ・学校が実施した生徒の安全確保措置、翌日以降の予定等を説明する。 ・ショックや不安を訴える生徒の確認及び心のケアについて依頼する。		
↓		
関係機関との連携		
□警察への協力 ・不審者や不審物の目撃情報等についての情報提供を行う。		
↓		
報道対応		
□対応窓口の一元化及び想定問題等の作成 ※必要に応じ、教育委員会と連携する。		
↓		
事後対応		
犯人が不特の場合 危機収束の場合	□校内巡視の強化及び校舎の施錠等の徹底 □警察へのパトロールの依頼 □スクールカウンセラー等と連携した生徒理解の深化 □校内巡視の強化及び校舎の施錠等の徹底 □学校安全管理体制や指導体制の見直し	

15. 避難所運営支援

(35) 災害発生による避難所開設・運営の支援

地震発生（５弱以上）または気象業務法に基づく特別警報が発令されたことにより避難が必要な状況が発生し、指定避難所（本校）に住民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次のとおりとする。

校長等は、その当面の対応について、速やかに教育委員会に報告する。



小樽市総務部災害対策室からの収容避難所開設の要請

■震度５弱以上の大規模地震発生時 緊急災害時避難所直行職員 （運営管理者・補助職員） ・施設管理責任者（校長）	【重要】 校長等は、災害対策室から 収容避難所の開設要請があった場合には、 収容避難所として開放する校舎等の区域を 運営管理責任者と協議の上、決定する。
---	--

本校における収容避難所の開設・運営の支援	
収容見込み人数	4 5 5 人

- (36) 避難所開設・運営（具体の作業編）
 ※施設管理者の役割 … ①施設の被害状況確認・安全点検と派遣市職員への報告
 ②施設の解錠 ③施設内への誘導
 ④施設の使用、備蓄品搬出に関する協力

発 生	震度5弱以上の地震、災害対策本部長（市長）が指示した場合 □状況把握（管理指定施設へ移動し、施設の被害状況を確認する） ①運営管理者及び補助職員が、校舎外周の破損点検実施。 ②運営管理者及び補助職員、施設管理者のいずれかが2名以上合流した上で、施設を解錠し、施設内部の被害状況を確認・安全点検を実施＜？職員玄関：チェックリスト①、②の活用＞。 ③運営管理者による災害本部への報告と本部からの指示に基づく対応。
初 期 対 応	＜避難所の開設決定＞ ①運営管理者が、町内会、自主防災組織、ボランティアから協力を得る。 ②運営管理者が、町内会・自主防災組織・ボランティアを集め、第1次班編成を行う。 ○総務・情報班＜運営管理者、補助職員（2～4名）＞ ○施設管理班＜施設管理者他（3～5名 ※学校職員の召集）＞ ○避難者管理班＜町内会・自主防災組織（1～4名）＞ ○駐車場管理班＜ボランティア（2～4名）＞ ○食物・物資班＜自主防災組織・町内会（2～8名）＞ ○保健・衛生班＜自主防災組織・ボランティア（2～6名）＞ ※ ＜＞を中心に組織 ☆各班長の決定 → 総務係への連絡
	③各班の第1次活動の開始（1時間～半日程度の準備）。 ア 総務・情報班（校長室・職員室） ＜総務班＞ □本部への現状報告（収容人数、施設状態、怪我の状況等）と連絡、指示事項の確認 □会議準備 □避難所の記録。（避難所記録用紙に記入 → 引継資料として活用） □高島、赤岩、祝津町内会、ボランティアの割振り □避難所ルールの作成 □第2次班編成の検討 ＜情報班＞ □通電状態の確認（電話・放送機器・パソコン） □無線の通話状態確認 □掲示板情報の整理・掲示 □地域情報の整理 □ラジオ、テレビ、インターネットやSNS等のメディア情報の収集・整理・伝達 □避難者への情報提供 イ 施設管理班（1階玄関ホール） ＜施設管理＞ □基本のスペースの割振り ・校舎1階 校長室・職員室 …本部員（運営管理者・補助職員・学校職員・町内会） ・校舎1階 生活科室（絨毯敷き） … 育児室 ・校舎1階 生活科室（フローリング） … コミュニティサロン ・校舎1階 保健室 … 傷病者一時滞在室 ・校舎1階 PTA会議室 … 感染症隔離室 ・校舎1階 ニコニコ教室 … 会議室 ・体育館 入り口側器具室 … 更衣室（女性） ・体育館 ステージ側器具室 … 更衣室（男性） ・体育館 放送室 … 授乳室 ・体育館 アリーナ … 避難場所 □割振りスペースシート敷き □割振りスペース表示 □各施設の説明 ト イ レ 避難者 … 校舎1階・体育館トイレ・1階トイレ 運営者 … 校舎1階職員トイレ □仕切り段ボール配布 □近隣職員への協力要請（教頭がtotoruで配信） □危険箇所への対応（張り紙、ロープ等）

中 長 期 対 応 事 後	☐ 準備終了後、避難者の入場許可（本部指示による） ☐ 防犯・防火対策・巡回 ☐ 第2次活動準備（物品等の確認） ＜駐車場＞ ☐ 夏場 … グラウンドを使用（グラウンド入り口の車止め解除） ☐ 駐車スペースへの誘導・カード記載指示 ウ 避難者管理班（1階ホール） ☐ 受付台・「避難者カード・要配慮者カード」・筆記用具・表示（職員玄関）・椅子の準備 ☐ ホワイトボード（連絡ボード）の設置 ☐ 避難所ルールの配布 ☐ 避難者カード等の回収 ☐ 受付での協力者への声掛け ☐ 避難者名簿の作成 エ 食糧・物資班（体育館ステージ） ☐ フルーシートの運搬 ☐ 段ボールの運搬 ☐ 必要物品の運搬と管理 ☐ 非常食等の配布 オ 保健・衛生班（1階保健室、PTA 会議室） ☐ 負傷者の運搬とケア ☐ 要支援者の介添え ④ 管理運営者 が、補助職員・施設管理者・ボランティアを再度集め、第2次班編成。 ☐ 総務班＜管理運営者・補助職員・学校職員（2～3名）＞ ☐ 情報班＜学校職員・町内会役員（2～4名）＞ ☐ 施設管理班＜施設管理者・ボランティア（2～4名）＞ ☐ 食糧・物資班＜町内会役員（1～2名）・ボランティア（6～10名）＞ ☐ 避難者管理班（ボランティア・避難者）＜ボランティア（1～2名）＞ ☐ 保健・衛生班＜町内会役員・ボランティア（2～6名）＞。 ＜＞を中心に組織） ⑤各班の第2次活動の開始（半日以上の避難を想定して準備）。 ア 総務班・情報班（校長室・職員室） ☐ 本部との連絡調整・及び各班への指示 ☐ マスコミ対応 ☐ 各班のシフト計画立案・運営・指示 イ 施設管理・食糧・物資輸送班 ☐ 1階・体育館の状況確認（班長へ報告） ☐ 支給物品（食事や毛布等）の運搬配付 ☐ 屋外避難者への食糧・物資の支給 ウ 避難者管理班 ☐ 受付の継続と名簿作成 ☐ ボランティアの募集 エ 保健・衛生班 ☐ 負傷者・要支援者の介添え ☐ 救護業務 ☐ ゴミの管理計画と連絡。清掃計画、入浴の計画 ☐ 健康管理・相談窓口 ⑥交代制（3～4時間毎）で⑤の業務を避難所閉鎖まで継続。 ＜避難の閉鎖決定＞ 物品の回収と収納。原状回復作業後、1階玄関ホールに集合して本部運営班より解散指示を受ける。

16. 予防的措置

(1) 職員の危機管理体制の整備

① 課業中

	＜平時＞
担当者	活動内容
校長 教頭	①安全教育に関する事項（防犯教育、避難訓練等） ②安全管理に関する事項（施設設備・安全確保に関する点検等） ③安全に関する組織活動 （体制整備・学校安全計画全体の状況把握と必要な指示・掌握） ④PTA、地域社会、関係機関との連携 ⑤安全管理の目標設定 ⑥危機管理のリスク分析 ⑦危機の発生を回避する対策の選定（加害力の抑制、組織問題回避能力の向上）
事務職員	①安全点検・整備
生徒指導主事 教務主任	①施設・設備の点検、生徒の安全確保に関する点検 ②教科等における指導計画や指導内容の把握、指導改善 ③教科担任による安全マニュアルに基づく点検の励行
教科担任 学級担任	②教科指導における安全マニュアルの実践 ②児童の状況把握や必要な指導・迅速な対応
養護教諭	①児童の健康状態、要観察者の状況とかかりつけ医療機関の掌握 ②応急手当等の資料作成 ③負傷者搬送時の必需品の確認と準備
副担任 当該授業担当以外の教科担任等	①職員動向の確認 ②業務分担の整理・確認

② 課業中以外

地震	震度 4	自宅待機（学校の実情に応じて対応、教育委員会に報告）
	震度 5 弱	校長又は教頭が施設点検・報告
	震度 5 以上	必要人員 （校長・教頭対応、施設点検・報告及び学校が報告できる体制づくり）
暴風雪	注意報	自宅待機（学校の実情に応じて対応、教育委員会に報告）
	警報 特別警報	必要人員 （校長・教頭対応、施設点検・報告及び学校が報告できる体制づくり）
その他	気象警報 災害警報 ミサイル発射等	自宅待機

※ 本校は「小樽市収容避難所」に指定されているため、教職員は災害時において、校長の指示により緊急招集し、災害復旧及び避難住民に対し救援活動を行う場合がある。

※ 施設等の破損（平日勤務時間内）…施設管理課 32-4111 内線 7524/7525
 （休日勤務時間外）…堤 係長 090-9752-3625

(2) 予防に向けた年間計画

	日常・短期（毎日～月）	中期（学期毎）	長期（1年）
組織目標の共有	目標意識の共有 （人命尊重、社会的信用の確保、社会的責任の遂行）	目標意識の点検・検証・改善	年度初「学校安全計画」の策定、 P D C Aサイクルの確立
組織体制の整備	生徒指導部による体制確認 学年生活係による体制確認 平時の危機管理体制の確認	中間評価	危機管理体制の整備 学級連絡網整備 学校評価
リスク分析と記録化	危機の可能性のリストアップと記録化 校外情報の集約・記録化 「いじめへの対応」実施 「施設・設置物の安全点検」の実施 「災害対策」の実施	事故発生時の原因究明と対応の記録化 事故事例との比較体制整備	学校評価 年度初めの「教科毎の安全点検」の作成・評価・改善
安全点検	安全点検日の施設・設置物の点検 「施設・設置物の安全点検」 P 47 日常の校内施設・設置物の動作点検 「教科毎の安全点検」 「部活動における安全点検」 日常の校外施設・設置物の動作点検 通学路や地域の危険箇所・工事箇所の情報収集	電気・空気等の安全点検（業者） 消防設備の安全点検（業者） 巡回による安全点検 通学路の安全点検の実施 P 47	
情報収集・共有・伝達	報・連・相の励行 対応の進捗状況報告と記録化 生徒からの通学路の情報収集 地域・保護者からの地域安全情報収集	中間評価	年度末評価 学校評価
教職員への啓発	事件・事故の職員等への周知 非常時参集について（P39）の確認	事故発生時の報告方法確認 危機管理についての研修事故事例を活用した啓発活動	学校評価
教職員の技能向上 （教職員の研修）	危機管理マニュアルの理解確認 危機管理の情報提供	危機管理マニュアルを活用したシミュレーション研修 場面を工夫した避難訓練 校内研修の実施	普通救命講習の受講 学校評価
生徒のいじめ防止	日常的な「いじめを許さない」指導 生徒理解の徹底 日常巡視の実施 生徒指導交流の実施・記録化 S Cとの連携	家庭訪問・教育相談・懇談会等の実施 いじめアンケート調査の実施 生徒総会等での取組の強化	学校評価・生徒アンケートの実施
不登校対策	不登校原因の調査・状況把握、教職員間での情報共有 学習ノート（コピー）、学習プリント等の収集配布 文書の収集 保護者との連絡 教育相談（月例目標等：別室登校、部分登校、時間外登校等の頻度等相談）と状況の報告（学年部・指導部・管理職）、関係機関との連携 家庭訪問（含：登校刺激）	不登校原因の調査・状況把握、解消法等、教職員間での情報共有 取組の振り返りと時期方針の確認	評価・評定方法の確認
生徒の校内暴力抑止の指導	日常的な「いじめを許さない」指導 生徒理解の徹底 日常巡視の実施 S Cによる相談活動 生徒会による啓発活動	生徒アンケートの実施	学校評価・生徒アンケートの実施
養護教諭による安全指導	日常的な安全指導 日常的健康相談 月別保健室利用計画と結果の作成・情報共有	時期に応じた健康・安全指導（保健便り等）	保健・安全計画の確認、実行
生徒の訓練・技能向上	防災に関する多様な学習機会での啓発 防災に関する危機回避の情報共有	場面を工夫した避難訓練 事故発生時の連絡方法の確認 教師がいない場所での避難行動の手順の確認	場面や課題に応じた授業等での意識化

	日常・短期（毎日～月）	中期（学期毎）	長期（１年）
生徒への安全指導	日常的な安全指導（朝の会・帰りの会・道徳・特活等） 日常的な各教科での安全指導 家庭生活での安全指導 単元・領域に応じた安全指導 季節や時期に応じた危機に対する校外安全指導 交通安全指導 登下校の指導 交通法規の遵守指導 集団行動の習得（保健体育科・集会等） 校内のきまり遵守の日常的な指導 部活動の種目特性に応じた安全指導 集団行動の習得（学校行事等） 衛生管理指導 生徒会委員会を中心としたきまり遵守の活動 部活動の月別活動計画・安全計画の作成・実行 突然死や負傷などを防止するための健康管理 インターネット犯罪に関する未然防止の指導 （児童ポルノ P29 参照、闇バイト：道警資料）	学期毎による指導 登下校の指導 不審者・不審車両の対応 変質者の対応 災害訓練を活用した集団行動の習得（学校行事等）時期・場面に応じたきまり遵守の指導 長期休業前の学級指導（生徒指導日より）	年度初めの指導 学校評価 交通安全教室の実施 登下校の指導 防犯教室 学校評価・年度末反省 部活動の年間活動計画・安全計画の作成・実行 保健体育科の授業
情報の提供	生徒指導便り・学校便り等での情報発信による情報共有（教職員・生徒・保護者）		
いじめ・校内暴力防止に関する保護者への啓発	学校便りによる啓発 家庭訪問・懇談会等での啓発	教育相談、三者懇談での啓発 保護者アンケートの実施 「いじめや暴力を許さない」指導の啓発 P T A運営委員会での啓発活動	学校評価・生徒アンケートの実施 「いじめ防止基本方針」の周知
保護者への安全指導（啓発）	学校便り、お知らせによる啓発 各種団体からの啓発資料の配布 生徒指導便りによる啓発 学校便りによる啓発 家庭訪問・懇談会等での啓発	学校便りによる啓発	危機管理体制の周知と事件事故等の未然防止のための啓発
いじめ・校内暴力防止に関する地域への啓発	日常的な情報収集と対応	学校便りによる啓発	「いじめ防止基本方針」概要の全戸配布
いじめ・校内暴力防止の関係機関との連携	日常的な情報交流 小樽警察署、青少年課、児童相談所との情報共有	日常的な情報交流 小樽警察署、青少年課、児童相談所との情報共有	
各機関との連携	報・連・相による連携体制の確立		
学校運営協議会や地域連携	小６・中３のＣＳ防災訓練 小５・中２のＣＳ図上防災訓練 小４・中１のＣＳ防災マップづくり	１学期に実施 １学期に実施 １学期に実施	
健康管理	学級活動や授業等での健康状態の把握	懇談会を活用した健康状態確認	小学校との引き継ぎ（健康安全） アレルギー調査・各種健診
不審者対策	不審者侵入対策に関する点検 校区内不審者情報の共有	「不審者侵入対策」	

(3) 予防に向けた具体策

①施設・設備等の安全点検・管理・整理整頓の実施

□活動前には、使用に関連する施設・設備等の安全点検を実施し、事故の未然防止に努める。

※ 具体項目については、(4) 参照。

②共通理解・周知徹底

□校内の点検等で確認された「危険性のあるところ」については、職員間で共通理解するとともに、生徒への周知を徹底する。また、来校者や学校施設利用者にも分かりやすいように、掲示等を行う。

□破損箇所及び危険性のある所については、教育委員会に報告し、改善措置を講ずるように要望する。

□通学路や地域の危険箇所や工事箇所等の情報を収集し、職員・生徒・保護者間での共有に努める。

□登下校の安全確保の方法を教職員・生徒・保護者・地域で情報共有する。

□生徒の健康上の配慮事項(含：食物アレルギー)は、保護者・小学校との確な連携を図る。

□不審者等が校区で発生した場合、教職員・生徒・保護者で情報を共有し、安全確保に努める。

□家庭との連携を密にし、生徒の言動の変化等の情報を共有するとともに、協力体制を構築する。

□いじめ防止対策として、情報収集に努め、情報を共有するとともに、その対応や進捗状況についても、全教職員で共有する。

□規範意識の醸成のため、家庭訪問や懇談会等の機会、便り等を活用し、指導事項や指導方法等の家庭との共有を図るとともに、教師間でも情報を共通理解する。

□保護者・地域等から情報を収集し、問題行動等の未然防止に努める。

□ミサイル発射等の緊急時のＪアラートが作動したときの対応について、保護者等に周知する。

③学級(特別活動・総合的な学習の時間等)における予防に関する指導

□登下校に関する安全確保の方法(防犯ブザーや「こども１１０番の家」等)を指導する。

□生徒の傾向上の配慮事項(含：食物アレルギー)は、保護者・本人との相談の上、場合によっては、学級内で周知するなどの配慮を行う。

□食事のマナーを指導し、誤飲、窒息事故が起きないようにする。

□配膳時の指導を行い、異物混入、食器等の破損による怪我、食物の落下等による損失が起きないようにする。

□生徒会や学級の活動を通して、いじめを許さない決意を表明し、生徒自らが自主的に注意し合い、いじめを見逃さない意識を啓発する。

□ミサイル発射等の緊急時のＪアラートが作動したときの対応について、指導する。

④教科等における予防に関する指導

□「特別の教科 道徳」において、生命の大切さ・安全確保の大切さを指導する。

□「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、道徳的論理的に考えて行動する姿勢の育成に努める。

□保健体育において、事故防止(交通・一般)のための指導を行う。

□保健体育において、応急手当や心肺蘇生(含：AED)についての指導を行う。

□保健体育において、防犯対策についての指導を行う。

□保健体育において、防災対策についての指導を行う。

□交通安全教室を実施し、交通事故の未然防止等、交通安全の意識を啓発する。

⑤行事等における予防に関する指導

□校外での学習(修学旅行・宿泊学習・校外学習等)への参加に際して、想定される危険や安全確保の方法等について指導する。

□緊急時における連絡体制などを整備し、対応方法を指導する。

□避難訓練の実施方法を工夫し、安全確保を図る指導を行う。

□CS防災マップやCS図上防災訓練、CS防災訓練啓発資料等を掲示し、防犯意識の高揚を図る。

□消防署等、関係機関と連携し、生徒の防災意識の啓発を図る。

□災害発生時に必要な安全行動について指導(学級指導等)する。

⑥部活動における予防に関する指導

□部活動の練習計画を周知するとともに、救急や緊急連絡等の体制を明確に提示する。

□想定される具体的な事故例に基づく安全指導を徹底して行う。

□体調の急変等、意思伝達の仕方について適宜指導する。

⑦教職員による予防に関する取組

□定期的な通学路の点検や交通安全指導を通して、交通事故の未然防止に努める。

□給食の検食を行い、生徒に安全に配膳されるよう努める。

□部活動の指導計画を作成し、場所・時間・内容等を明らかにし、安全確認を行いながら指導にあたる。

□学校公開等行う際は、立て札や看板等による案内(入口・順路等)・指示(名簿記名・ストラップ携帯・留意事項等)を行うとともに、受付の設置、巡回体制等、安全確保に努める。

□地域の協力を得るため、啓発物(交通安全旗や啓発ポスター等)を設置する。

□校内の危険箇所(死角や障害物、物品保管場所等)の点検と改善

□校外の危険箇所等について、安全確保に向けた関係機関への要望を行う。

□不審者等の対応については、場面に応じ、警察等、関係機関との連携を行う。

□いじめ防止対策法、北海道いじめの問題等に関する条例、小樽市いじめ防止対策の基本方針等を受けた小樽市立高島小学校いじめ防止基本方針並びにいじめ防止対策チームを組織する。

□スクールカウンセラーを活用する等、生徒の悩みや不安を相談できる全校的な教育相談体制を整えるとともに、日常的な生徒とのふれあいを通して、一人ひとりの表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。

- ☐ 定期的・組織的な教育相談を積極的に行い、生徒との確実な対話の機会を確保する。
- ☐ 防火管理者を中心に、火気点検活動を組織的に行うとともに、出入り口の確保や避難経路の掲示、指示内容の共有等、安全確保の方法を整備する。
- ☐ 一斉メール（職員用・保護者用）やＨＰで必要に応じて発信し、連絡経路の確認整備を行う。
- ☐ 避難所として必要な物品について、総務部防災危機管理室と連携して点検していく。

⑧教職員の研修機会の設定

- ☐ 年度当初に生徒指導交流会を実施し、生徒の健康（含：食物アレルギーの有無）や特徴について共通理解するとともに、対応について確認する。
- ☐ ２年に１度、教職員の普通救命講習を実施し、非常時の対応についての技能の向上に努める。
- ☐ 保護者への対応について、事例研究を含め研修に努める。
- ☐ いじめ防止対策チーム等により、教職員のいじめに対する認識を高める研修や未然防止や早期発見のための研修を行う。
- ☐ 災害時（含Ｊアラート）の対応についての研修を行い、迅速且つ円滑な行動がとれるようにする。
- ☐ 災害後の教育活動の再開に向けた手順、留意事項を整理するとともに、研修の機会を設け迅速且つ円滑に実施できるようにする。

（４）安全点検項目

<通学路>

点 検 項 目	☐ 道路は見通しがよいか。見通しの悪いところには、交通安全施設（ミラーや一時停止等）が設置されているか。 ☐ 歩道や信号機などが整備されているか。 ☐ 歩道がない場合、車をよける道幅が十分にあるか。 ☐ 転倒しそうな樹木や壁、柵等がないか。 ☐ 外灯が十分にあるか。 ☐ 歩道のない道で、大型車両等が頻繁に往来していないか。 ☐ 民家や店舗が十分にあり、登下校の時間帯に、人通りがあるか。 ☐ 工事等で、道幅が狭くなっていないか。 ☐ 死角や暗がりの場所が多くないか。 ☐ 「こども１１０番の家」や店舗など、非常時に駆け込む場所が、複数存在するか。 ☐ 積雪等で道幅が狭く、通行に支障をきたしていないか。 ☐ 路面が凍結しており、滑りやすくなっていないか。
------------------	---

<教室・学習室>

共 通 点 検 項 目	☐ 各施設の窓の施錠確認及び破損状況の点検 ☐ 各施設の壁・ドア・床面・天井面の破損状況の点検 ☐ 照明器具・採光の点検と落下防止の確認 ☐ 暖房サーモスタット調節等、整備状況の確認 ☐ 椅子・机等・教卓・棚・カーテン・プロジェクター・スクリーン等設置備品の状況（配置・固定状況等）の点検 ☐ 電子器機の電源管理及び動作確認及びコード等の安全確認 ☐ 教材、教具等の整理整頓
----------------------------	--

<特別教室>

特 別 教 室 管 理 共 通 項 目	☐ 教室及び準備室の出入り管理の徹底 ☐ 教室及び戸棚の施錠と鍵の管理 ☐ 消火器の配置と消火液充填状況の点検 ☐ 各施設の窓・ドアの施錠確認及び破損状況の点検 ☐ 各施設の壁・床面・天井面の破損状況の点検 ☐ 照度（照明器具・採光）の点検 ☐ 暖房サーモスタット調節等、整備状況の確認 ☐ 椅子・机等・教卓・棚・カーテン・プロジェクター・スクリーン・書画カメラ等設置備品の状況（配置・固定状況等）の点検 ☐ 照明器具及び電子器機等の落下防止及び電源管理、動作確認 ☐ 教材、教具等の整理整頓 ☐ 電気関係のコード、スイッチの確認 ※冬期間の水落
--	---

音 楽 室	☐ 楽器収納庫（棚）の整理整頓と転倒防止 ☐ ピアノの足固定状況の確認 ☐ 音響関係装置の転倒防止と定期点検
美 術 室	☐ 刃物類の管理と保管状況の点検 ☐ 収納棚の整理状況と点検 ☐ 彫塑関係用具の管理と点検 ☐ 焼き物、塗料等の扱いと安全管理 ☐ 生徒作品及び作成中の物品の管理

理科室	☐ 戸棚、実験台の配置と転倒防止の確認 ☐ 物品の運搬、格納状況の点検 ☐ 器具類、薬品類の整理整頓と紛失防止対策の徹底 ☐ 熱源等の電源管理と長期休業中前後の点検 ☐ 薬品の使い方、後始末等の一般的注意と掲示 ☐ マッチ、ライター等の火器の管理徹底 ☐ 防火バケツ、救急薬品の準備・点検 ☐ 薬品使用帳簿の記入・管理 ☐ 薬品庫内の薬品のケースでの管理と庫の施錠
技術科室	☐ 電源盤、分電盤のスイッチの安全確認・点検 ☐ 工具類の確認・点検(使用前後)と作業中の安全確認 ☐ 可燃物(カンナくず・木片)の処理の確認と消火器の確認・点検 ☐ 引火性の油類や塗料類の安全な収納確認・点検 ☐ 戸棚、工作台の配置と転倒防止・危険防止の確認
家庭科室	☐ 戸棚や調理台の配置と転倒防止の確認 ☐ 刃物類の管理と保管状況の点検 ☐ ガスコンロ、アイロン等の使用前後の点検(元栓・ホース・コンセント等) ☐ 調理用器具の燃焼確認と点検及び実習中の安全確認 ☐ 引火性の油類の安全な収納と管理点検 ☐ 調理用材料の保存と安全管理
PC室	☐ 設置PC(教師用・生徒用)の電源管理と配置点検 ☐ 設置周辺機器(プリンター、スキャナー、プロジェクター等)の電源管理と配置点検 ☐ 空調機、掃除機などの点検・整備及び電源管理 ☐ 戸棚、PC設置台の配置と転倒防止、整理整頓
物品庫	☐ 棚等の設置点検・整理整頓 ☐ 床面等の清掃 ☐ 物品の落下防止確認
多目的室	☐ 机、椅子等の転倒防止・整理整頓 ☐ 棚の整理整頓 ☐ 床面等の清掃 ☐ 教材・教具の転倒防止、動作確認、破損点検
相談室	☐ テーブル・椅子の転倒防止・安全点検 ☐ 衝立等の安全点検 ☐ 棚等の設置点検・管理
図書室	☐ テーブル・椅子の転倒防止・安全点検 ☐ 棚等の設置点検・管理・整理整頓 ☐ PC、周辺機器等の落下防止点検 ☐ 展示用図書の落下防止確認
配膳室	☐ 牛乳保冷库、洗濯機の電源管理・温度管理 ☐ 扉の安全点検・施錠管理 ☐ 備品(台車等)動作点検・安全点検・整理整頓 ☐ 床面、流し台等の清掃・衛生管理 ☐ 椅子・机の転倒防止・安全点検
業務員室	☐ 椅子・机の転倒防止・安全点検 ☐ 棚等の設置点検・管理 ☐ 工具・電気工具等の安全管理・整理整頓 ☐ 機械(芝刈り機等)の安全点検・管理・整理整頓
保健室	☐ 机、椅子等の転倒防止・整理整頓 ☐ 薬品や救急用具等の整理整頓 ☐ 給湯装置、洗濯機などの動作確認、
体育施設	☐ 体育館床面の管理・点検 ☐ 体育器具の点検と安全な活用 ☐ 付属設備・固定設備(バスケットボールワイヤーの劣化)等の定期点検 ☐ グラウンドの管理と点検 ☐ 放送器具等の動作確認、整理整頓 ☐ 緞帳、カーテン等の動作確認

イ レ	☐ 壁面や便器、床面等の破損点検と衛生管理 ☐ 消耗品の点検と補充 ☐ 水漏れ等の確認
校 長 室 ・ 職 員 室 ・ 印 刷 室	☐ 机、椅子、書架の整理整頓とロッカー等の転倒防止 ☐ 照明器具、窓の施錠の確認 ☐ 電気系統の点検 ☐ 電子器機の電源管理及び動作確認・配線（電気コード、ハブ等）確認 ☐ ガス系統の点検 ☐ ガスコンロ等の動作確認、破損点検 ☐ 給湯ボット、コーヒーマーカー類の使用前後の点検 ☐ 緊急放送設備の定期点検 ☐ 公簿等の整理整頓と緊急持ち出し及び紛失防止対策 ☐ キーボックスの管理・定期点検 ☐ 消火器の配置と消火液充填状況の点検 ☐ 印刷機等の動作確認 ☐ 非常警報装置の動作確認
職員更 衣室	☐ ハンガーラック等の転倒防止と内部の整理整頓 ☐ 更衣室内にある荷物の落下防止 ☐ 窓の施錠、電灯等の動作確認
放 送 室	☐ 机、椅子、棚の整理整頓とロッカー等の転倒防止 ☐ 窓等の施錠確認 ☐ 放送機器の動作確認及び備品管理
生 徒 会 室	☐ 机、椅子、棚の整理整頓 ☐ オーディオ機器等の物品管理 ☐ 黒板・掲示板等の整備点検・周辺の整理整頓
多 目 的 ホ ール	☐ 机、椅子の整理整頓 ☐ 床面等の清掃 ☐ 物品等の整理整頓、動作確認 ☐ 窓の施錠、電灯等の動作確認
そ の 他 の 施 設	☐ 玄関・階段・廊下・非常口・屋上出入り口について、以下の安全管理と点検を行う。 ☐ 消火器の配置と消火液充填状況の点検 ☐ 物品の整理整頓 ☐ 棚等の転倒防止・安全確認 ☐ 防犯灯・外灯・外スピーカー・物置等の動作確認、整備 ☐ 廊下、ホール等の物品の落下、倒壊防止と点検 ☐ コンセント等の電気系統の破損点検 ☐ 一人一台端末の破損点検

17. 事後対応

(1) 危機発生後の教育活動の再開

危機の収束の判断

① 管理職（校長・教頭）による状況の把握

- ア. テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集
・ 気象情報、災害情報、新聞報道等
- イ. 関係機関への問い合わせ
・ 小樽市教育委員会 ・ 小樽警察署 ・ 小樽市消防署 ・ 小樽市保健所 等
- ウ. 実際の状況観察等
・ 施設設備の状況 ・ 人的状況 ・ 経済的側面
※ 余震、気象、道路の状況、避難勧告等の正確な情報収集を行う。

教育活動再開の準備期

② 関係機関との連携

- ア. 教育委員会との連携
- イ. 学校運営委員との連携
- ウ. P T Aとの連携
- エ. 校区内町内会・自治会との連携
- オ. S C・S S W・児童相談所等、相談機関との連携
- カ. 北陵中との連携

③ 教育活動再開に向けた教育環境の整備

- ア. 生徒、教職員の安全確保
- イ. 生徒、教職員の動揺の収束
- ウ. 平常時の状態に回復し、教育活動に支障をきたす、事後処理等がないこと。
- エ. 原因究明が行われ、再発や、二次災害の恐れがないこと
- オ. 相談体制や危機管理体制が十分機能していること

教育活動の再開

④ 教育活動の再開

- ア. 児童、教職員の心のケア
- イ. 教育環境の整備
- ウ. 関係諸機関との連携
- エ. 保護者、地域との協働体制の整備
- オ. 再開の進行状態の管理

再発防止の取組

⑤ 再発防止に向けた取組のポイント

- ア. 危機が発生した原因の究明
- イ. 危機に対応した際の課題の明確化
- ウ. 危機管理マニュアルの見直し
○ 実効性のあるものか
○ 活用しやすさ
- カ. 生徒、保護者への再発防止に向けた啓発

信頼回復の取組

⑥ 信頼回復に向けた取組のポイント

- ア. 学校内外への事故の状況、再発防止策、協力依頼（危機の種類によっては謝罪）を文書配布、H Pへの掲載
- イ. ボランティアなど地域と連携した教育活動を積極的に行う。
- ウ. 学校内外における啓発活動などのキャンペーン等の実施

(2) 報道機関等への対応

①方針

児童生徒等の事件や事故に際して、報道機関から取材の要請があった時は、誠意をもって対応し、積極的な情報の公開に努める。

②留意点

- ア 関係者の個人情報や人権等に最大限配慮する。
- イ 対応は管理職に一本化する。管理職が不在の時は、その旨をしっかりと説明し、必ず責任者から連絡する。また、教職員間で意思の疎通を図り、報道対応の情報を共有する。
- ウ 取材陣が一度に殺到し現場の混乱が予想される場合は、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、取材に関し必要事項を文書等で報道機関に要請する。
- エ 取材があった際には、記者の社名・氏名・電話番号等は必ず確認し記録しておく
- オ あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成するなどして、的確な回答ができるように準備する。
- カ 把握していないことや不明なことは、その旨を明確に答え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に答えない。
(く・嘘をつかない ・隠蔽しない ・あいまいに答えない ・言い訳をしない)
- キ 教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど支援を要請する。

(3) 児童の心のケア

①心身の健康状態の把握

事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒（以下、「当該生徒等」とする。）について、教職員は以下に従い、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式（資料 P63）」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票（資料 P64）」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

②トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

□穏やかに子供のそばに寄り添う。

□「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

※ 出典：文部科学省「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」（平成 26 年 3 月）

③心のケア体制の構築

必要と認める場合には、「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。

構成員	*校長 *教頭 *教務主任 *生徒指導主任 *保健主事 *養護教諭 *当該生徒等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 *スクールカウンセラー *スクールソーシャルワーカー *学校医
協議・検討事項	*当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） *ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） *専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

④関係機関等との連携

当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

（４）教職員の心のケア

①管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

②教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

（５）調査・検証・報告・再発防止等

①小樽市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに小樽市教育委員会へ報告する。

報告対象事案	* 死亡事故の発生 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病の発生 * その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	小樽市教育委員会 職員・・・・・・職員係（32-4111 内 7523） 児童・生徒・・・・保険安全 G（32-4111 内 7527）

なお、報告は原則として「事故（災害）等発生時の第一報報告様式（資料 P59）」を用いるものとする。
 ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【小樽市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- * 被災児童等の保護者への対応
- * 基本調査の実施
- * 被災児童等以外の保護者への説明・情報提供
- * 報道機関への対応
- * その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

②基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

ア. 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a. 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
- b. 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、小樽市教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうち b. については小樽市教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記エ. に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

イ. 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
教頭	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
教務主任	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	* 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは小樽市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

ウ. 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

エ. 教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）（資料 P65）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

○聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として イ. に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、小樽市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ. 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

○保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

カ. 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、エ. 及びオ. で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙（資料 P66）」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、小樽市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、3年間、保存する。

キ. 詳細調査への協力

小樽市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

③評価・検証と再発防止対策の推進

ア. 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	* 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか
発生後・事後の対応	* 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	* 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

イ. 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記ア. の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討（資料 P67）する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

* 教職員への説明・意見聴取（職員会議等） * 被災児童保護者への説明・意見聴取 * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等） * 関係機関等への説明・意見聴取（西部学校運営協議会）
--

18. 危機管理に関する諸規定等

この他に本校では、関連規定として以下の規定を定めている。

- | | | |
|-------------|-----------------|----------------------|
| ①（職員）服務規程 | ②学校管理人及び事務員服務規程 | ③個人情報取扱規定 |
| ④私費会計事務処理要領 | ⑤防災規定 | ⑥教職員と児童生徒との連絡手段に係る規定 |

<資料>

第 6 号様式の 1

交 通 事 故 報 告 書
一 般

学 校 名 小樽市立 高島小学校
所 在 地 小樽市高島 5 丁目 6 番 1 号
校 長 名 村 中 寿 幸
令和 年 月 日

事 故 の 分 類	死亡・負傷の別	死亡の原因	負傷の種類	負傷の部位	負傷の程度

(1)児童生徒 氏 名	()		(2) 性 別	(3) 事故発 生時の 満年齢	歳	(4) 学年等	学年	年						
							課程	全日 定時 通信						
							学科							
(5)発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 午前 ・ 午後 時 分ごろ													
(6) 発 生 場 所														
(7)管理下・管理外 の別	管理下	ア 教科・科目 (体育) イ 特別活動 () ウ 部 活 動 () エ 休 憩 時 () オ その他 ()												
	管理外	ア 通学中 (登校時・下校時) イ その他 ()												
(8)事故の概要														
	道路交通法違反のある場合		(内容)											
(9)事後の対応														
(10)日本スポーツ振興センタ ーへの手続の状況	ア 手続準備中 イ 手続済 ウ 手続なし (理由)													

記入上の注意事項

1 非行事故報告書（別記第1号様式）

- (1) 報告書の標題については、「非行」、「被害」の別を○で囲む。
- (2) 「事故の種類」の欄には、該当するものを次の表の用語の欄から選んで記入する。
 なお、該当するものがない場合は、適宜、事故の名称を記入する。
 また、非行事故はその性格上、一種類の非行に限らない場合が多いので、事故の内容に基づき、必要に応じて「付随する事故」の欄に記入する。

分 類		用 語
犯罪（触法行為）	凶 悪 犯	殺人 強盗 強姦 放火
	粗 暴 犯	暴行 傷害 脅迫 恐喝 凶器準備集合
	窃 盗	空巢 忍込み 事務所荒し 出店荒し 自販機ねらい ひったくり 置引き 万引き 車上ねらい オートバイ盗 自動車盗 自転車盗
	知 能 犯	詐欺 横領 偽造
	風 俗 犯	賭博 わいせつ
	薬物乱用等	シンナー 覚せい剤 大麻 向精神薬
	その他	住居侵入 器物損壊 往来妨害 失火 売春 道路交通法違反 占有離脱物横領 銃砲刀剣類所持等取締法違反
ぐ犯・不良行為		飲酒 喫煙 深夜徘徊 不健全娯楽 怠学 家出 無断外泊 刃物等所持 粗暴行為 不良交友 暴走行為 金品持出 金品不正要求 不健全性的行為 性的いたづら
い じ め		いじめ
児 童 虐 待		児童虐待

- (3) 項目中、記述を要するものについては、できるだけ簡潔に記入する。
 また、用語を選ぶものについては、該当する事項を○で囲み、（ ）内には必要事項を記入する。
- (4) 家出については、所在不明となって7日以内に、児童生徒の安全が確認され、適切な指導が行われた場合は、報告しない。
- (5) いじめに起因すると考えられる事故等については、次に掲げる状況の場合に報告する。
- ア いじめを行う児童生徒に対して、出席停止を検討するような場合。
- イ いじめられている児童生徒に対して、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じる必要があるような場合。
- ウ いじめの認識の違いなどから、生徒間、保護者間で混乱が生じていたり、保護者等が学校の対応に不信感を抱いたりしている場合。
- エ 児童生徒に次に掲げる重大事態が発生した場合。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

(6) 児童虐待による被害については、次に掲げる状況の場合に報告する。

- ア 児童相談所等に通告した場合。
- イ ケース検討会議等が設置された場合。
- ウ 児童相談所に一時保護された場合。

(7) 学校教育法第35条及び第49条の規定に基づき出席停止を命じた場合は、報告書の(8)①エ「その他」の項目に日数も含めて記入する。

(8) 報告書の(8)④「今後の指導及び対策」の欄には、当該事故等における生徒指導上の課題及び指導方針を記入する。

(9) 新聞報道等があった場合は、記事の写しを添付する。

(10) 犯罪的行為による被害の場合は、報告書の(9)「備考」の欄に加害者に関する事項を記入する。

2 交通事故・一般事故報告書（別記第2号様式）

(1) 報告書の標題については、「交通」、「一般」の別を○で囲む。

(2) 「事故の分類」の欄には、項目ごとに該当するものを次の表の用語の欄から選んで記入する。
 なお、該当するものがない場合、適宜、その名称を記入する。
 また、「死亡の原因」は、一般事故についてのみ第一原因を記入し、「負傷の種類」及び「負傷の部位」は、その主たるものを記入する。

項 目	用 語
死亡の原因 (一般事故)	水死 焼死 爆発死 転落死 凍死 圧死 中毒死（薬物等） 感電死 窒息死 突然死 自殺
負傷の種類	骨折 捻挫 脱臼 打撲 切傷 刺傷 挫傷 咬傷 擦過傷 筋・腱断裂切断 内臓破裂 火傷 中毒（薬物等） 日射病 熱射病
負傷の部位	頭部（前、後、右側、左側） 頸部（前、後、右側、左側） 顔面（額、ほお、顎、口、目、耳、鼻）（右、左） 胸部 腹部 背部 腰部 肩（右、左） 上腕（右、左） 肘（右、左） 前腕（右、左） 手首（右、左） 手指（右、左） 大腿部（右、左） 膝（右、左） 下腿部（右、左） 足首（右、左） 足指（右、左）
負傷の程度	全治1週間 全治3週間 全治1か月 全治3か月

(3) 項目中、記述を要するものについては、できるだけ簡潔に記入する。
 また、用語を選ぶものについては、該当する事項を○で囲み、（ ）内には必要事項を記入する。

(4) 報告書の(9)「事後の対応」の欄には、当該児童生徒、保護者、関係機関への対応や今後の対策等について記入する。

(5) 新聞報道等があった場合は、記事の写しを添付する。

非 行
事 故 報 告 書
被 害

学 校 名 小樽市立 高島小学校
所 在 地 小樽市高島 5 丁目 6 番 1 号

令和 年 月 日
校 長 名 村 中 寿 幸

事 故 の 種 類			
主たる事故			
付随する事故			

個人 集団	・ 自校児童生徒 (1 人) ・ 他校児童生徒 (人) ・ そ の 他 (人)
----------	---

(1) (ふりがな) 児 童 生 徒 氏 名	()	(2) 性別	男	(3) 事故発 生時の 満年齢	歳	(4) 学年 等	学年	年
							課程	全日 定時 通信
							学科	
(5) 発 生 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 午前 ・ 午後 時 分							
(6) 発 生 場 所								
(7) 事故の概要								
(8) 事 後 の 対 応	① 当該児童生徒への指導及び処置							
		ア 訓 告 イ 停学 (含謹慎) (日間 ・ 無期) ウ 退 学 エ その他 ()						
	② 校内的な取組							
	③ 保護者、関係機関への対応							
	④ 今後の指導及び対策							
(9) 備 考								

事故対応記録票

提出日 年 月 日
学校名 小樽市立高島小学校

事故発生時から経過	項目	内 容
	どのような活動(授業中・部活など)	
	発生日時	(時刻)
	負傷児童・生徒 (氏名・学年・年齢)	
	発生場所	
	負傷の程度	
	発生状況	(時刻)
	発生後の対応 (誰が誰に対してどうしたか?【応急手当など】時系列に沿って)	(時刻)
	保護者への連絡 (いつ、誰が、誰に、どんな内容を)	(時刻)
	その後の経過 (入院、児童生徒の様子、今後の見通し、今後の学校の対応など)	
事故原因	(施設・設備面、活動内容、安全指導、児童生徒の行動面など)	
再発の具体的防止策	(施設管理・指導の具体的内容など)	

事故速報（第 報）

事故速報	○事故の重大性、波及性及び緊急性を考慮する場合のみ事故速報を入れる。
	・児童生徒の生命にかかわる内容 ・警察や報道機関の動きがあった場合、また予測される場合 ・保護者とのトラブルなどが懸念される場合
	○正式な文書ではないが、予め文書で端的に整理してから、電話により教育委員会へ、場合によっては教育局へ電話で伝える。
	○状況が詳しく把握できない事項については、「詳細不明」とし、その後、明らかになり次第、続報を電話で伝える。

受付	年 月 日	報告者	（ 小樽市立 高島小 ） 学校
	午前・午後 時 分頃		氏名

【内容】

① 件名	一般事故・交通事故・非行事故 ※いずれかに○をつける。 (死亡者の有無)		管理 下 外
② 学校名		③ 氏名	(漢字とふりがなも)
			第 学年 男・女 (歳)
④ 発生日時	令和 年 月 日 曜 午前・午後 時 分頃	⑤ 発 生 場 所	(〇市〇町〇番地〇公園内等)
⑥ 事 故 の 概 要	(1)事故発生時の状況～簡潔に記述して下さい。(傷害の程度:全治〇月等)		
	(詳細の分らない場合は、詳細不明・調査中と報告し、後、続報を入れる)		
	(2)事故発生後の学校の取った措置		
⑦ 懸念される問題等			
⑧ 報 道	有・無・不詳	月 日付 道新、朝日、読売、毎日、産経、他紙 () (朝・夕) 刊	
		TV・ラジオ (局 時 分)	

※欄の足りない場合は、別紙にてお願いします。 ※時系列の記録の提出をお願いすることもあります。

不審者・不審電話 速報

令和 年 月 日

小樽市教育委員会学校教育支援室 主幹 南 様

TEL 32-4111 內線 7527

FAX 33-6608

学校名 小樽市立 高島小学校

種 類	不審者 ・ 不審電話	個人 ・ 集団（ 人）
発生日時	令和 年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分頃	
発生場所		
該当児童生徒	学年 男・女 名	学年 男・女 名
	学年 男・女 名	学年 男・女 名
状 況	【発生状況】 【不審者の特徴】 ・性別 男 ・ 女 ・年齢 歳くらい ・ 不明 ・身長 cm くらい ・ 不明 ・服装 ・ 不明 ・持ち物 ・ 不明 ・車等の特徴（車種・色・型等） ・ 不明 ・その他	
警察への通報	(ア) 学校から通報 (イ) 家庭から通報 (ウ) 通報していない	
学校の対応		

◆ 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 ・ 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子はかぶっていたか 無 ・ 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になったときの状況

- ・失神・立ちくらみ 無 ・ 有
- ・頭痛 無 ・ 有
- ・めまい（目が回る） 無 ・ 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 ・ 有
- ・吐き気・嘔吐 無 ・ 有
- ・倦怠感 無 ・ 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 ・ 有
- ・体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 ・ 速い ・ 遅い （ ） 回／分
- ・呼吸の数 不規則 ・ 速い ・ 遅い （ ） 回／分
- ・意識の状態 目を開けている ・ ウウトウしがち ・ 刺激で開眼 ・ 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い ・ 少ない ・ ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 ・ 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 ・ 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前 ・ （ ）週間前 ・ （ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 ・ 平常 ・ 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 ・ 不足
- ・風邪を引いていたか 無 ・ 有

④その他

- ・身長・体重（ ）cm ・ （ ）kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 ・ 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 ・ 有
- 種類（ ）

◆ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想される。

そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができる。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものである。

※しかし、10件を超える場合は、古いものから削除されていくため、こまめな確認が必要である。

●位置のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされる。

●利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

（１）伝言の録音（学校）

①	(い) (な) (い) 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
↓	
②	ガイダンスが流れる。
↓	
③	「1」をダイヤルする。
↓	
④	ガイダンスが流れる。
↓	
⑤	学校の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

◆ 危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

年 組 氏名		(記入日		: 記入者 :			
調査項目 当てはまる場合、日常欄・ 危機発生時欄に○印を記入		要 配 慮 者	日 常	危機発生後			
				月 日	月 日	月 日	月 日
生 徒 の 訴 え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする	て					
	体の痛み（頭が痛い、おなかが痛いなど）						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない	自					
	ぼんやりすることが多い	て他					
	イライラしている	自て他					
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである	自					
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある	知自て他					
	こだわりが強くなる	自					
	発作の回数が増える	て					
	パニックの回数が増える	自					
	体重減少あるいは急激な体重増加						
そ の 他	薬の服用ができていない	知自て他					
	いつもの様子と違う（記述）						

①「日常」欄には、日頃の様子を思い出して当てはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、当てはまる項目に○印を記入。

②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する（障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため）。 知：知的障害 自：自閉症 て：てんかん 他：その他の疾患・障害

③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。

④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。

⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

※文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」（平成 26 年 3 月）を基に一部改変して作成

◆ 児童等の身体状況等調査票様式

事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、 月 日までに学級担任に提出してください。

記入日 令和 年 月 日

		学年	組	生徒氏名		
記入者（○印）		父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（続柄を具体的に： ）				
児童の様子 (a～f は、それぞれ 1～4 を選んで○印)		1 ない	2 あまり ない	3 少し ある	4 とても ある	3、4に○印を付けた場合は、 具体的な様子を記入してください。
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したがらない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛（おう吐・下痢）をひんばんに訴える。	1	2	3	4	
g	その他（災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど）					
ご家庭の状況（家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で）						
その他気になること（地域の状況、他の児童のことなど）						

[illegible]

- 時系列で記録
- 正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記

【事故再発防止に資する要因分析】

ソフト面	危機管理マニュアル（記載も含む）の有無	有・無	(具体的な内容)
	事故予防に関する研修の有無	有・無	(具体的な内容)
	その他考えられる要因・分析・特記事項		
	改善策		
ハード面	施設の安全点検	有・無	(具体的な内容)
	設備の安全点検	有・無	(具体的な内容)
	その他考えられる要因・分析・特記事項		
	改善策		
環境面	教育活動等の状況		
	その他考えられる要因・分析・特記事項		
	改善策		
人的面	対象児童生徒の動き		
	担当教員の動き		
	他の教員の動き		
	その他考えられる要因・分析・特記事項		
	改善策		

【いじめ重大事態に係る申立様式】

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日

令和 年 月 日

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名			学 年	年
児童生徒氏名		保護者氏名		

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

1号重大事態

- ☐ 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- ☐ 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- ☐ 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有 ・ 無	(有の場合) 診断名	
--------	-------	---------------	--

警察への被害 届提出の有無	有 ・ 無	提出先 (警察署名)	
------------------	-------	---------------	--

2号重大事態

- ☐ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	
-------	--

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください

(2) いじめの概要等

時期	いじめの概要

※発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載願います。

4 調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）
聴き取りをしてほしい児童生徒等

- ☐ いじめを行った児童生徒
- ☐ その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）
- ☐ 関係する全ての教職員
- ☐ その他

具体の児童生徒名等

5 調査への協力可否（協力が可能な場合は、チェックしてください。）

- ☐ いじめを受けた児童生徒からの聴き取り
- ☐ いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

6 その他要望

令和 年 月 日 申立者氏名

【参考】

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第 23 条第 2 項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p 16～17 参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他（ ）	☐	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	☐	
	その他（ ）	☐	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p 18 参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		☐	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		☐	

◆報道等への対応（p 19 参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25 参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27 参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。	☐
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。	
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐

関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p 27～29 参照）

チェックポイント		チェック
①調査の根拠、目的		
調査の根拠、目的について説明した。		☐
②調査組織の構成		
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。		☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。		☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）		
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。		☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。		☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。		☐
④調査事項・調査対象		
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。		☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。		☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。		☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。		☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）		
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。		☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。		☐
⑥調査結果の提供		
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。		☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。		☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。		☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。		☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。		☐
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。		☐

調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p 29 参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30 参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30 参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p 31 参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		☐	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	☐	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
	調査方法やスケジュール	☐	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
	調査結果の公表の有無、在り方	☐	
	その他（ ）	☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p 31～32 参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		☐	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
	学校いじめ防止基本方針	☐	
	年間の指導計画	☐	
	学校に設置される各委員会の議事録	☐	
	過去のアンケート、面談記録	☐	
	その他（ ）	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐	
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33 参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40 参照）

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40 参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43 参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にし、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

表 1 医療機関一覧表

	医療機関名	電話番号	住 所	学校医◎
内 科 ・ 小 児 科	高橋医院	26-4131	塩谷 2-17-13	
	おたるこどもクリニック	61-7736	榴穂 1-7-14	
	谷口内科医院	22-6038	幸 4-30-5	
	きたおか内科消化器クリニック	21-1222	花園 2-5-4	
	なつい胃腸内科・歯科クリニック	31-3131	梅ヶ枝町 24-13	
	いそがい内科クリニック	51 - 5888	桜 2-25-19	
	せのた内科クリニック	27-7171	入船 1-8-15	
	大橋内科胃腸科クリニック	22-7089	緑 2-34-3	
	潮見台内科クリニック	25-5688	潮見台 1-15-35	
	つた小児科医院	32-1744	榴穂 4-2-21	
	山口内科クリニック	62-6665	桂岡町 2-18	
	大本内科クリニック	24 - 0066	榴穂 4-9-17	
	錦町医院	22-2929	錦町 1-5	
	阿久津内科	33-5678	住ノ江 1-8-16	
	南小樽病院	21-2333	潮見台 1-5-3	
	松島医院	33 - 0551	緑 1-16-3	
	小野医院	22 - 5792	奥沢 2-6-12	
	札幌・すがた医院	23 - 8266	緑 2-29-3	
	山口内科クリニック	62 - 6665	桂岡町 2-18	
耳 鼻 科	おたるイアクリニック	33-0301	長橋 2-17-16	
	小樽まつい耳鼻咽喉科医院	61-6100	錦町 1 4 - 1 5	
	入船耳鼻咽喉科	32-3387	住ノ江 2-1-3	
	望洋クリニック	54-7110	桜 2-4-40	※皆川 忠晴
	すみえ医院	52-3100	新光 1-21-1	
眼 科	明治眼科医院	25-3450	榴穂 2-7-17	
	梅ヶ枝内科・眼科クリニック	27-2323	梅ヶ枝町 1-3	
	小樽中央眼科医院	090-7644-2663	榴穂 3-6-4	
	小樽いのくち眼科	25-5541	潮見台 1-15-34	
	北川眼科医院	32-1308	榴穂 1-7-8	※北川 明彦
歯 科	仲眼科	22-2562	入船 2-4-10	
	本間歯科医院	33 - 3100	榴穂 4-15-9	
	塩谷歯科医院	26 - 4098	塩谷 2-15-18	
	たかしま歯科クリニック	29-2558	高島 3-1-15	
	野歯科医院	28 - 2888	オタモイ 1-25-8	
	伊藤歯科医院	22 - 0735	長橋 2-17-9	
	ファミリー歯科医院	27 - 0001	梅ヶ枝町 2-6	
	坂田歯科医院	22 - 7770	富岡 1-5-27	
	渋谷歯科矯正歯科医院	23-0105	花園 4-4-15	
	かおる歯科	26-1711	オタモイ 1-20-6	
	おきつ歯科医院	33 - 1881	榴穂 2-13-7	
	富岡歯科医院	22 - 5200	富岡 1-25-110	
	望洋台歯科クリニック	52 - 2020	桜 4-5-18	
	だいしょう歯科	22 - 6480	色内 1-6-2	※大聖 康洋
	新光ファミリー歯科	52 - 1900	新光 2-24-18	
	菊池歯科クリニック	62 - 3412	桂岡町 12-6	
	エルム桂岡歯科	64-5051	銭函 1-30-35	
	ぜにばこ歯科医院	62 - 5182	銭函 2-13-4	
	安藤歯科医院	22-4678	榴穂 1-2-10	
	かとう歯科医院	23 - 8348	錦町 17-17	
	石橋歯科医院	22 - 6503	末広町 2 - 4	
	平野歯科医院	29 - 2600	花園 2-1-7	
	石井歯科クリニック	64-1333	長橋 2-17-16	
	松ヶ枝歯科医院	34-1182	松ヶ枝 1-26-11	
	なるみ歯科医院	25-6030	入船 2-4-2	
	かず歯科	54-1824	新光 1-9-18	
	たかむら歯科医院	51-2525	桜 1-14-5	
	朝里歯科医院	54 - 5827	新光 1-4-111	
	アップル歯科	27-1888	榴穂 2-16-14	
総 合 病 院	三ツ山病院	23-1289	榴穂 1-9-2	
	朝里中央病院	54 - 6543	新光 1-21-5	
	小樽協会病院	23-6234	住ノ江 1-6-15	
	小樽中央病院	21-2222	入船 2-2-18	※常見 恵子(学校医)
	野口病院	32-3775	榴穂 2-22-6	
薬剤師	日本調剤株式会社 小樽薬局	22-3170	小樽市勝納町 8-25	※大坪 寿美礼

表2 各学校等一覧

【小学校】

学校名	電 話	FAX	校 長 名		教 頭 名	
忍路中央	64-2301	64-3354	(本庄有希子)	090-8636-4247	古館幸恵	090-4875-1262
塩 谷	26-1103	26-1115	渡辺琢史	090-3462-5748	菊地隆明	090-9432-7916
幸	24-0425	24-0426	西山誠一	090-1305-6063	田畑牧子	090-1641-8103
長 橋	22-3427	22-3415	安達直樹	090-7063-6761	斎藤 傑	090-5079-1588
高 島	25-1854	25-1855	村中寿幸	090-2691-3690	嶋影哲弥	080-8121-8849
手宮中央	25-0037	25-0038	小寺友興	090-6214-5947	福木直人	090-7056-5970
稲 穂	23-8381	23-8381	及川年彦	090-4878-1804	林 憲幸	090-9797-8843
花 園	25-5233	25-5234	五十嵐 宰	090-3117-8839	山田晃弘	090-6215-3162
山の手	32-2200	32-2201	草島拓也	090-6447-5529	齋藤直哉	090-7643-7165
奥 沢	23-6295	23-6296	佐藤裕司	090-1520-8490	井上流太	090-3113-9812
潮見台	23-9251	23-9252	高橋恒雄	080-3268-1348	新栄 裕	090-8372-5468
桜	54-6417	54-6457	金井建憲	090-5078-8258	奈良晃子	090-9756-1843
望洋台	52-2007	52-2017	脇本麻友美	090-5980-1081	川越博之	080-6052-8887
朝 里	54-6414	54-6423	日下部匡彦	090-3391-8155	内野晃樹	090-4878-8492
張 碓	62-3220	62-3248	増田昭雄	090-7652-1510	河邊友子	090-2056-5700
桂 岡	62-2176	62-2199	伏間公洋	090-1644-0409	戸内康貴	090-6998-9758
銭 函	62-2004	62-2022	大山倫生	090-5072-5695	瀬賀大介	090-1523-8765

【小学校長会役員】

役 職	氏 名	学 校 名
会 長	及 川 年 彦	稲 穂 小 学 校
副 会 長	草 島 拓 也	山 の 手 小 学 校
副 会 長	西 山 誠 一	幸 小 学 校
事 務 局 長	小 寺 友 興	手宮中央小学校
事務局次長	安 達 直 樹	長橋小学校

【中学校】

	学校名	電 話	FAX	校 長 名		教 頭 名	
北	忍 路	64-2221	64-3354	本 庄 有希子	090-8636-4247	(古館 幸恵)	090-4875-1262
	長 橋	24-0465	32-2897	田中孝二	090-8279-0297	宮崎貴宣	090-4318-1774
	北 陵	24-5500	24-5501	吉岡智尋	090-2690-6794	鎌仲真希	090-7643-4449
中	西 陵	23-4204	23-4205	駒場秀剛	090-2814-1073	白井尚史	090-1381-8050
	菁 園	23-9272	23-9271	代永 研	090-4488-2277	日光貴美恵	090-8895-2938
	松ヶ枝	25-5528	25-5529	柳原功美	090-9364-0659	齊藤敏弘	090-5227-7683
	向 陽	23-8158	23-8159	山崎徹也	080-6072-4321	小川兼也	080-4044-0135
	潮見台	33-1080	33-1081	佐藤初実	090-1643-9391	石澤光史	090-8908-2526
南	桜 町	54-6505	54-6553	山本俊次	090-9526-9735	佐野英昭	080-9616-8155
	望洋台	52-1577	52-2261	浦崙昌明	090-5986-2598	永澤 佳	090-2055-6742
	朝 里	54-6321	54-6322	伊藤仁弥	080-3295-1139	河邊亮宏	090-9438-2519
	銭 函	62-2853	62-2870	青柳信正	090-9759-8130	半澤正宣	090-2817-6641

【中学校長会役員】

役 職	氏 名	学 校 名
会 長	田 中 孝 二	長 橋 中 学 校
副 会 長	伊 藤 仁 弥	朝 里 中 学 校
副 会 長	吉 岡 智 尋	北 陵 中 学 校
事 務 局 長	青 柳 信 正	銭 函 中 学 校

【通級指導教室専用電話】

稲穂小学校	25-2540	潮見台小学校	22-3285	長橋小学校	090-6563-2295
朝里小学校	070-3244-6049	菁園中学校	070-5594-9496		

【道小・道中校長会】

北海道小学校長会 011-218-9850	北海道中学校長会 011-251-1344
--------------------------	--------------------------

表 3 本校について

学校名	小樽市立高島小学校
所在地	047-0048 小樽市高島5丁目6番1号
電話番号	0134-25-1854
FAX番号	0134-25-1855
Eメールアドレス	takashima-ps@otaru.ed.jp

表 4 行政機関等一覧

【市教委関係連絡先（内線）】

教 育 長	中島正人	7520
教育部長	野呂武志	7521
教育部次長	山澤亮司	7539
学校教育支援室長	谷口 剛	7537
学校給食センター所 長	橋本幸一	33-9449
学校給食センター副所長	金山仁美	
給食管理担当主幹	斎藤由紀	
教育総務課長	南 昭一	7534
施設管理課長	堤 智志	7550
生涯スポーツ課長	木戸隆雄	7414
新総合体育館整備担当次 長	富樫 誠	7557
新総合体育館整備担当主 幹	近藤玲司	
生涯学習課長	中村寿春	7551
教育部主幹	瀧口博貴	7533
学校教育支援室主幹	菊野幸治	7553
学校教育支援室主幹	濱谷武司	7553
学校教育支援室主幹	島谷和大	7554
総務係長	深田友和	7522

【市教委内線・教育関係機関】

市役所 32-4111	市教委FAX 33-6608
教 育 長 7520	教 育 部 長 7521
教育総務課 7522 7523	施設管理課 7524 7525
生涯学習課 7531 7532	生涯スポーツ課 7318 7415
教育研究所 7222	こども家庭課 7378
教育支援センター（登校支援室） 7530	
学校教育支援室	
指 導 G 7528 7529	
教育推進G 7526	
保健安全G 7527	
子育て支援課放課後児童係	416
こども発達支援センター	27-6100
後志教育局（総務係）	0136-23-1976
後志教育研修センター	0136-22-1337
生涯学習プラザ	24-3363
市立小樽図書館	22-7726
市立小樽文学館	32-2388

職員係長	武田浩司	7523	小樽市総合博物館	33-2523
管理係長	伊藤公章	7524	小樽市総合博物館(運河館)	22-1258
施設係長	伊勢翔太	7525	総合体育館	33-3710
学校教育支援室主査(保安G)	高城和明	7527	学校給食センター	33-9449
学校教育支援室主査(教推G)	高松佑太	7526	高島小学校温水プール	25-0003
学校教育支援室主査	永原朋宜	7528 7529	小樽警察署	27-0110
学校教育支援室主査	野里岳司		青少年課 教育相談	25-1480
学校教育支援室主査	平口山 立治		青少年課 健全育成・補導	24-0920
学校教育支援室主査	大浦康廣		小樽市消防本部	22-9137
生涯学習課主査	櫛井祐理子	7531 7532	協和総合管理	27-2233
生涯学習課主査	谷口 央		中央ビルメンテナンス	23-2161
生涯学習課主査	山本侑奈		自然の村 おこばち山荘	25-1701
生涯スポーツ課主査	今堀猛力	7415 7318	小樽市保健所	22-3110
生涯スポーツ課主査	原田進治			
生涯スポーツ課主査	久保田 誠			
生涯スポーツ課主査	三浦 剛			

【その他の機関一覧】

金星タクシー	0134-23-8181
こだま交通	0134-25-1234
ミドリハイヤー	0134-25-4411
道新中販売所 望洋台店	0134-64-7255
児童クラブ(望洋台小)	0134-52-1417
いしざき教材	0134-22-1676
スクールサプライ足立	0134-51-5360
ときわ事務器	0134-25-5890
中央バス(真栄営業所)	0134-32-8137
三洋観光(レジェンドバス)	0134-27-3411
下山楽器	0134-54-6788
高橋燃料	0134-22-2188
平岡サッシ	0134-33-3636
環境衛生社	0134-32-1233
エデュコム ヘルプデスク【C4TH】	00777-81056
衛星化学工業(ゴミ収集)	0134-54-7506
火災問い合わせ	0134-52-2900
スタジオフォトス	0134-33-7758

- ・改訂履歴
- | | |
|----------|------|
| 令和5年4月1日 | 全面改訂 |
| 令和6年4月1日 | 一部改訂 |
| 令和7年4月1日 | 一部改訂 |
| 令和8年1月 | 全面改定 |
- 「R5 文部科学省委託 学校安全実践力サポート事業」の支援による
「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定」による